

一面經濟活動に必要な資金構成について見るに二十五年末に於て借入金が三〇・七%、貯金が一三・三%、出資金は一組合員の平均が千六十一圓という少額で積立金を加えた自己資金は僅に五%に過ぎぬ状態である。借入金はその後も増加しているので、之等を総合して經營上特に注意を要する點と思われる。その運用状態から見ても金融逼迫の實情にあるので、その對策を講じ協同組合の育成強化を圖るため、水産關係經濟團體及び學識經驗者を叫合し特別の對策協議會を設置して積極的に指導を行つてゐる。

(六) 漁業制度改革 從來の漁業制度は、獨占權である漁業權が財産權的性格を帶び、その設定行使も何等の調整なしに行われたため、漁場の利用も計畫性を失い、それが終戦後漁場の喪失、漁區の制限と相俟つて、漁獲高の減退を免れぬ状態に陥つた上に更に外地からの歸還、復員者で漁業に従業にする者が多く、勢い低位生産性が顯著に現われ一部には濫獲による資源の涸渇も憂慮されるに至つた。之に對して食糧不足による蛋白給源の必要は切實な問題となり、又貿易の面からも漁業の民主化による生産増強が強く要望され、之が水産業協同組合法となり、次で昭和二十四年十二月に新漁業が公布せられ翌二十五年三月から實施された。即ち新漁業法では二十七年三月までの二年の準備期間内に從來の漁業權を全面的に消滅させ、新たに漁民が作成した漁場計畫に基いて漁業權を再配分し、水面の總合的高度利用による漁獲の増強と、水産資源の確保を圖ることとなつた。

本道に於ても新制度による各種機關は既に整備され、改革の中核をなす海區漁業調査委員會はその海區の漁業權の免許、漁業の許可、漁業調整の指示、入漁權の設定・變更・消滅の裁定、土地及び定着物の裁定等、重要な任務を有するので、その委員選舉に際し、沿岸各地に新漁業法の趣旨徹底と啓蒙運動を行い、二十五年八月、五百三十九名の漁民代表と知事選任の委員九十八名を決定し、十月初旬に委員會の發足が完了した。この外北海道全海區に關連する特殊問題を調整する北海道連合海區調整委員會も二十六年三月發足し、又内水面の漁業調整を行う内水面漁場管理委員會及び消滅する漁業權の補償に關する事項を處理する漁業權補償委員會も夫々二十五年十二月に發足し、新漁業制度の確立に努力している。

漁業制度改革の進捗状況 (二十六年六月まで)

關係漁民の意見を基として樹てられた漁場計畫の綜合結果は別表の通りである。

これによれば海面では舊定置漁業權七千八十五に對し新三千五百八十二、舊專用漁業權百四十四に代つて新百六十四區畫漁業舊なし新二であるが、舊特別漁業權百十八を加えた舊漁業權總數七千三百四十七に對し、新漁業權は三千七百四十八であるが、その數三百五十と豫想される別途計畫中のものを含めて四千餘に過ぎず、舊漁業權の約半分に減少する。

その理由は定置漁業で鯨・鰻・鯖等近年不漁續きで漁業に安定性がないこと、柔魚・鰺・玉筋魚・鮭・などのように定置漁業から共同漁業權の小型定置に切替えたものが多いこと、二點と見られる。

なお内水面における區畫漁業權及び共同漁業權は目下計畫中であり五十件が豫想されている。

漁場計畫による漁業權數と舊法による漁業權數との比較 (昭和二十六年六月十八日現在)

種別	定置漁業									
	鰈	鱈	鮪	鰯	鯖	鮪	鮭	鰻	鰻	鰻
石狩	104	87	47	10	35	1	1	1	1	1
後志	393	208	160	24	51	19	48	1	1	1
檜山	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
渡島	199	57	92	25	13	7	1	1	1	1
膽振	105	15	34	26	1	1	1	1	1	1
日高	64	17	18	1	1	1	1	1	1	1
十勝	35	7	3	1	1	1	1	1	1	1
釧路國	101	7	3	6	4	1	1	1	1	1
根室	96	36	15	11	10	3	1	1	1	1
網走	21	47	9	1	1	1	1	1	1	1
宗谷	463	363	75	32	57	68	16	30	39	91
留萌	413	357	68	47	29	11	3	1	1	1
計	2,094	1,577	2,057	549	480	192	67	33	31	91

合計	區畫漁業	專用漁業	特別漁業	計	其他	平目	柔魚
388	396	33	11	396	75	11	32
396	1,140	165	11	1,124	267	13	255
396	193	19	11	124	5	1	124
404	1,140	44	17	1,131	33	1	167
404	1	11	11	48	29	1	1
336	306	11	1	309	30	1	1
101	101	2	1	101	1	1	1
447	247	67	10	410	46	1	1
578	388	10	8	370	45	1	1
533	633	27	1	655	92	1	1
494	744	22	1	763	60	1	31
477	966	10	1	984	101	3	120
3,748	3,347	144	18	3,582	683	15	747

註 一、秋網別途計畫のもの(石狩・後志・渡島・根室・宗谷)を含まない。
 二、各行の右は舊漁業權、左は漁場計畫による漁業權數である。
 三、内水面の漁業權を含まない。

五、林 業

(一) 概 況

本道の森林面積は總面積の七割に當る五百四十一萬八千陌の廣大なもので概ね天然林である。林相は潤葉樹林・針

葉樹林及針澗混濬林の三種で、二十四年度末の蓄積材は五億二千六百萬立方メートル（針葉樹五億立方メートル、澗葉樹三億二千六百萬立方メートル）に達するが、戦時中過伐の傾向に陥り前途を憂慮せられるに至つたが、伐採量を緊縮制限し、一面人工造林及天然更新事業の進展を圖つて資源の保持に努めており、永遠の供給地として將來を期待することが出来る。

(二) 林野面積及林相

本道の森林は、國有林・大學演習林・其の他の官有林・道有林・市町村有林・私有林に分たれるが、その内國有林が最も多く總面積の六割を占め、私有林は二割四分、公有林一割二分となつてゐる。

針葉樹は南西部に少く北東に進むに従つて漸次増加しているが、之は元來南西部に少なかつたのと多年に亘り伐採された結果である。澗葉樹は森林面積の大半を位めてゐるが、同一樹種の純林は極めて稀であり、針澗混濬林は針葉樹と澗葉樹が不規則に混濬し、老大な澗葉樹の下には針葉樹の稚樹若しくは壯樹が點生又は群生しているのが普通である。

森林面積の林相別概況 (昭和二十四年度) (單位 千陌)

所管別	針葉樹林	澗葉樹林	針澗混濬林	二次林	人工林	未立木地及び除地	計
國有林	三九五	一、二七四	一、一七六	八四	九四	三四	三、二三九
大學演習林	一〇	三二	四〇	二	三	一九	一〇九
其他官有森林	二	五八	一八	五	九	一〇	一〇一
道有林	一一三	三三八	一五六	四九	二五	八一	六四一

(三) 林 産 物

本道の山林は蓄積豊富で而かもその種類に富み、形質優良な木材を生産し得る等、本部隨一の大供給地となつてゐるが、林産物の生産は拓殖の進展と共に年々増加し、各種建築用材・坑木・枕木・電柱・製紙原料及び薪炭材を主たるものとし、又造船材・車輛材・家具及木工材等の産額も多く、道内及び府縣の需要に應ずるは勿論、吋材・箱材及び合板として遠く歐米諸國にも多量の輸出を見ているのであるが、戦時中及び戦後の過伐に依り尠大な森林を失ひ、森林資源も極度に減少したのに反し、近時木材の需要は各般に涉り増加の一途を辿り、二十六年の本道木材需要量は一千五百萬石、又薪炭材として約八百萬石の需要があり、需給の面に於てアンバランスの傾向が漸次濃厚となつて來た。

林産物生産状況 (單位 千石)

年次	材					薪炭材	合計	木炭生産量
	坑木	枕木	合板用材	其他	計			
昭和 二五	一、〇三五	一六	二六九	八、八五三	一一、五八五	七、一〇〇	一九、七八五	一九、四〇五
昭和 二四	一、四七五	一〇	三四六	八、四六二	一一、九二六	一一、〇三三	二三、九五二	一七、四七三

年次	材					薪炭材合計	生木産量
	坑木	用材	電柱	枕木	素合板		
二一三	一、七三二	一、八六七	二八	一九三	三六六	一一、六四三	二四、三〇一
二一二	一、三三三	一、七五九	八九	四八三	四三七	一一、九一八	二一、四三四
二一一	一、三三三	一、七五九	八九	四八三	四三七	一一、九一八	二一、四三四
二一〇	一、四〇八	一、九三五	一九	二五一	一〇、八六六	一〇、八六六	二一、七九〇
一九九	一、一六四	一、七六六	三〇	二二二	一〇、三三六	一四、九四三	二四、五五一
一九八	二、三二六	二、四四一	二八	二五二	四五四	一四、三八九	二四、六五三
一九七	二、六七三	二、六六一	四三	三六〇	五二〇	一二、九四五	二九、六七四
一九六	二、七二九	二、八七六	五五	四四〇	五五三	一三、六二七	三三、五九六

註 1. 林務部林産課調査による。
 2. 用材は素材石敷、薪炭材は立木石敷である。
 3. 用材昭和二十年・二十一年度分は伐採済量である。

(イ) 輸出木材 林産物の輸出は、本道輸出總額の過半数を占め極めて重要な地位にある。その生産並びに輸出実績は左記の通りであるが今後益發展が期待されている。

昭和二十五年産並に輸出実績

區別	原木消費量	生産量	輸出実績		備考
			數量	金額	

製材			六、四七六	千石	
床板		一〇七	二九四	千坪	製材生産量は一般工場のみ
合板		四一〇	一〇三	千平方尺	
單板		一七七	七七五	千平方尺	
ベニヤチエスト			五四六	千組	
銘木			二五	千組	
計			一、六七六、五八八	千円	

(ロ) 木林加工工場の現況 本道の製材・合單板・床板工場は最近急速に施設の近代化が圖られ、木材の高度利用と經營の合理化が促進されて來た。即ち薄鋸使用による歩止向上、木材加工の基盤である人工乾燥設備も次々に最新のもの完成され、更に優秀な外國機械の輸入實現も具體化している。又最近特に重要視されて來た廢材利用法についても、道立林業指導所にスウェーデンから纖維板のモデル機械が輸入され、之を母體とする民間企業化の伸張に大きな期待がかけられている。

本道林産加工工場の現況は左表の通りである。

工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數	工場數	馬力數									
一	四三、〇九三	一	四、八六〇	一	二、二〇五	一	一、四〇四	一	四一九	一	一、五三四	一	四八一	一	七、二四三	一	五六六	一	一、四八八	一	二、〇	一	六三、五四九	一	四六	
一般	九六三	簡易	三三〇	家用	四一	森林組	四七	廢材利	五二	單板	一九	合板	八	合單	二五	仕組	七〇	床板	四二	其他	二二	計	一、五九八	森林乾		

(ハ) 木材人工乾燥設備 本道には現在木材人工乾燥設備四十六ヶ工場があるが、主として輸出用材製材を始めとし床板・原板・家具建具材の外、造船・車輛材等高級材に重點をおかれ、木材高度加工業の基盤となつてゐる。本道の木材人工乾燥設備状況は左の通りである。

型式区分	工場数	室数	月間能力	型式区分	工場数	室数	月間能力
直火焰導式	一八	四三	七、五〇〇	強制換氣式蒸氣乾燥	八	三六	八、三〇〇
熱風循環式	三	六	二〇〇	S G 式乾燥	五	一〇	一、五〇〇
自然換氣式蒸氣乾燥	一一	七三	一〇〇、〇〇〇	計	四六	一〇一	一一一、〇〇〇

(四) 林業指導並に検査機關及團體

(イ) 農林省林業試験場札幌支場

札幌市の東方約五里函館本線野幌驛附近にある。明治四十一年の創設で三千四百五十町歩の國有林を擁し、之を試験林として各種の試験・研究・調査及分析・鑑定・稚苗・標本の配付、講習講話及び實地指導を行い、所屬國有林の管理經營の外、本道一般林業の開發指導の萬全を期している。試験事務の主なものは育林・森林保護等に關する試験で、その業績を發表して普及振興に努め、その應用實施を圖つてゐる。尙石北線上川驛附近に森林治水試験所、根室線上尾幌驛附近に混牧林業經營試験所を設けている。

本道に於ける林業試験機關は、上記試験場が林業技術の研究指導を行い、昭和十年新たに林産工業部門を併置し林業・林産工業の研究指導に貢献して來たが、二十二年林政改革に依り國有林と共に農林省に移管され、農林省林業試

験場札幌支場となつた。二十四年には林業試験を除く林産關係の試験は林業試験本場の直轄となり實施されることになつた。

(ロ) 北海道立林業指導所

従來林業試験場は施設の關係上實驗室的研究に止り、その成果を生産者が直ちに利用出來なかつた憾みがあり、數年來道内林産業界から現實に即した研究指導機關を設置して積極的に指導を行うことを強く要望されて來た。その後林業試験場札幌支場が取扱つていた造材及び特殊林産物に關する事項をも含む林業指導所を設立することになり、昭和二十四年旭川市に設置した。

(ハ) 林産物検査所

本道主要資源の一たる林産物の内外取引の圓滑を期するため、地方費事業として昭和九年北海道林産物検査所を設置し、本所を札幌に全道各地に支所十一、駐在所百九十一を配置していたが、二十年五月本所及支所を廢し、業務を北海道及支廳に所屬せしめたが、二十五年六月指定農林物資検査法の廢止により新たに北海道林産物検査條例を設け、自主的な検査を施行することになつた。現在駐在所二百十六がある。

(ニ) 製炭並に築窯技術講習の設置

本道の木炭生産は全國的に主安な地位を占めてゐるが、昭和二十六年に於ては、森林法の改正並に薪炭原木資源の涸渇に左右され減産の傾向にあるので、森林資源の高度利用の見地に立脚し、製炭技術、製炭歩止りの向上、優良木炭の生産を目途として、道有林瀧ノ上事業區安平村に製炭技術並に築窯技術講習所を開設し、廣く一般民間特に緊急開拓地入殖者、林産物検査員等を對象として技術講習會を開設し原木の集約利用、木炭品質の向上に努力している。

(ホ) 林産關係協同組合

中小企業等協同組合法による協同組合は、道一圓のものとして坑木・枕木・木材林産

協同組合連合會の三團體、地區組合として約六十組合がある。椎茸については、農業協同組合法による椎茸生産農業協同組合が五組合ある。

之等の組合は本道の林産業者の公正な經濟活動の機會を確保し、林産物の生産加工の振興に寄與している。

(ハ) 木材及木炭倉庫 昨年末我が國の經濟界が急激に自由經濟の方向を辿るに至り、本道の木材業者及び木炭業者が中央に於て製品を販賣する場合、兎角中央の市況不明のため、不利な条件下におかれているので、業界の要望もあり二十六年に於て、道費三百萬圓の助成により東京木材市場の中心地深川木場に木材倉庫二棟百二十坪を、又道費百二十五萬圓の助成を以て東京都大田區上池上に木炭倉庫三棟約五百坪を建設し、之等の隘路を打開すると共に需要者との直結により業界の振興、價格の安定、生産意欲の高揚を圖つてゐる。

六、工 業

(一) 概 況

我が國近代工業の發達は、西歐諸國の技術ならびに生産方式の輸入によつて始まり、當初の機構は概ね官業の形をとり、民間資本に依るものも國家の保護援助によつて育成された。獨立經營を見たのは明治中葉以後のことで、本道工業の歩んだ道も亦之に外ならない。

本道は農畜産物を始め、水産・林産・鑛産等の工業原材料が豊富であり、之が工業化は明治初年に於て開拓使が既に計畫し、専ら官業として製糖・製粉・麥酒・罐詰・味噌・醬油・製材・抽木・農具・家具・諸機械・車橋・船具・度量衡・西洋型帆船・製菓・製網・製油等の各種工業を經營したが、民間の營利事業としてはその後にも見るべきものがなく、多くは試験的で規模も亦大きくなかつた。

北海道廳設置後は、從來の企業全部を民營に移し直接經營の方針を捨てて資本の移入を圖り、民間事業に對しては間接保護助長の策を採つたので、漸く資本主義的色彩を帯びた近代工業勃興の萌芽を見るに至つた。

爾來二十餘年間は、所謂本道工業の創成期をなして、各地に新規事業の計畫があり、大小工場が續々と設置され内容も亦整備されて順調な發達を遂げて來たが、第一次世界大戰の勃發に因り未曾有の盛況を呈し、一躍戦前に數倍する進展振りを示し、その生産額は遂に本道産業の首位を占めるに至つた。

その後近代的各種工業の勃興に呼應し漸次隆盛となり、昭和四年には生産額一億八千萬圓を超えるに至つたが、昭和六・七年の農産物の大凶作と財界不況の影響を受けて一時衰微した。同八年には新規工業の企業促進を圖るため、施設費の一部を補助し各種の助長策を講じたので稍活況を取戻し、十三年には更に飛躍して再び各種産業の第一位を占め、總生産價額の三割五分に達し大きく記録を更新し、二十年までは戦争により異常に發展し、生産價額も逐年大巾な上昇を示した。終戦後は生産の減少にも拘らず、物價の昂騰に基因して生産價額は飛躍的に上昇し、二十年の三十六倍餘を示すに至つた。

本道の工業は、少數の大規模企業を除く外は概ね小資本のもので、技術的にも著しく貧困であり、日用品の如きは他府縣より移入するものが大半を占める状態で、今後の發達に俟つべきものが甚だ多い。現在大規模に經營されている工業は、麥酒・製麻・肥料・紙・バルブ・製糖・醸造・製粉・鐵鋼・金精鍊・製罐・セメント・乳製品・製酪・罐詰等で、これらは多く本道の豊富な原材料資源と供給潤澤な石炭に依存している。

なお、上述の工業を原材料別に見れば、農産物よりは、罐詰・酒精・清酒・麥酒・澱粉・水飴・麻製品・ビート糖
薄荷・除虫菊・植物油脂、畜産物よりは罐詰・牛酪・煉乳・粉乳・カゼイン・乾酪・乳糖・皮革・羊毛・肉製品、林
産物よりは紙・バルブ・木製品、水産物よりは罐詰・寒天・動物油脂、鑛産物よりはセメント・鐵鋼・コークス・煉
瓦・化學肥料等がその主なものである。

ビート糖・除虫菊エキス・麻製品・薄荷等の工業原料は、所謂特用作物として本道農業政策上重要な使命を有し、
之等工業發達の趨勢は今後刮目に値するものがある。また最近工藝産業として陶磁器・木工・工藝品等の發展があり
なおまた紙・バルブ・化學肥料・セメント・鐵鋼工業等大規模工業も經營が安定し、生産の増加を見つゝある。

更に化學工業の基礎をなすソーダ工業が道民舉げての努力により、二十六年秋操業を開始し、今後之に關聯する諸
般の工業の發展が大いに期待される。尙又、豊富な資源を有し、立地的にも一大工業地たる素因を有するに拘らず未
だ工業的に後進地の域を脱せず、更に資本の投入と技術の向上を圖り、その飛躍的進展を圖ることは經濟再建上の急
務と思はれる。

今、本道工業生産價額の趨勢を示せば左の通りである。

工業別工業生産價額 (單位 千圓)

年次	紡績工業	金屬及機械工業	窯業及土石工業	化學工業	製材及木製品工業	食料品工業	其他工業	計
昭和 二四	二,四一六,四三六	八,六四〇,五四五	七四〇,三四三	二,六九八,九一四	八,一四八,三七七	二,一九〇,一九九	一,六七一,三九八	五六,三三三,〇七七

二二三	九二八,二七六	四,四五六,七二四	七〇八,二二七	八,八三三,五四五	六,一九五,六五〇	一,七六八,八八四	一,六〇八,八八八	三四,五〇〇,一八四
二二二	三三四,八六三	二,五〇〇,三七五	三二五,五一六	二,七五四,六二八	三,四二九,七二七	四,七九四,六二二	八六三,九一五	一五,〇〇三,六三五
二二一	二一八,五二二	九二八,八七七	八九,七七七	七六九,九六一	一,〇五九,一〇三	一,五二〇,五二七	一五八,二七四	四,六三三,〇一〇
二二〇	一六,八八二	三八八,四七九	三一,七三三	五二八,七八九	二六八,七三九	三二,一六八	二五,六七四	一,五七一,四五四
一九九	三四,三六七	四三三,一三四	二二,六七三	一五七,五一一	一七五,一五三	三〇〇,二〇七	五四,七六五	一,一六八,八〇〇
一九八								
一九七	二七,九六一	二二六,八四三	一八,〇六〇	一五一,六三四	一〇六,七六八	二八一,八九五	三九六,八八五	一,一七三,〇四五
一九六	二九,三八七	二四,五四三	一九,七三三	一四四,七九一	九九,二二七	二四六,二二六	三三四,八八三	一,〇八八,三二九
一九五	三一,〇五三	二〇,一〇三	一四,七七五	一三五,四四一	八一,七六六	二二二,二二六	二七六,二九五	九六三,〇六八
一九四	二二,八〇七	一九,三二〇	一〇,九七〇	一八九,一九五	五七,四八七	一七七,二六〇	二二七,八九八	八一五,九二七
一九三	一六,一八九	七九,〇四〇	七,九三三	七四,五七〇	二八,一三六	一四四,九八三	二九,六〇三	三七八,四三四
一九二	一四,四三二	七八,二一九	七,〇三二	六九,九二四	二二,三二七	一一〇,五八三	三三,一五〇	三二四,六四〇
一九一	一〇,四三〇	五,〇八三	六,五三六	七,一三七	九,八三三	九〇,七七四	一九,一七四	二五八,〇六五
一〇	八,〇八五	四,九二〇	六,九九六	五,四三三	九,一〇〇	八四,五二四	二四,二四三	二二二,三五一
九	八,八三三	三三,九〇四	六,二六八	四八,〇八〇	一〇,九六一	七〇,二〇六	二〇,一四三	一九九,三八四
八	七,八四一	二四,七〇三	五,一八五	四九,九八六	九,八九五	六三,四七九	一七,二六六	一七五,三五四
七	七,〇〇〇	一四,四〇六	四,四二四	四九,〇五一	八,五四一	四一,二二二	一四,一七一	一三四,七一六
六	六,八六〇	一三,八五八	四,一三三	三五,四九九	八,〇三〇	四一,五七五	二〇,一四六	一三〇,〇五一
五	七,八七三	二六,〇〇一	四,四三三	四四,八三〇	八,九五六	五八,七三六	二二,八二七	一七二,六四七

年次	紡績工業	金屬及機械工業	窯業及土石工業	化學工業	製材及木製品工業	食料工業	其他工業	計
昭和 四	九、九四九	二五、三二七	八、五九六	五三、八七五	九、四一〇	五八、七五五	二、三四六	一八七、二五八
昭和 三	八、七八六	二〇、九四五	八、七〇七	五三、八五七	一〇、四二四	五六、三六八	一一、一六九	一七〇、二五六
昭和 二	八、九八一	二二、七八六	一〇、〇三三	五二、九七六	九、一六七	五四、九八五	八、二四	一六六、〇四三
昭和 一	一一、九〇三	二〇、〇六四	一〇、九四三	五一、九一三	一〇、〇四八	五八、〇四五	六、六九八	一六九、一六四
大正 一〇	一一、一七八	二三、二五〇	七、二八〇	三四、二二五	一〇、九六三	三八、三六九	五、〇四七	一三一、三〇三
大正 七	一〇、二三八	四五、八三七	七、六〇五	二七、二五一	二、八一九	四四、一〇〇	二、八九〇	一四〇、七四〇
明治 四二	九四七	一〇一	一、一七七	一、六六一	六四四	七、七一〇	四六二	一一、八〇三

- 註 1. 窯業及土石工業欄中昭和十三年以前は土石工業を含まない。
 2. 製材及木製品工業欄中昭和十三年以前は製材業を含まない。
 3. 其他工業欄中昭和十四年より十七年迄は鑛産額を含む。
 4. 昭和二十三年・四年は製造業者が直接個人或は家庭の消費者に小賣したものを含まない。
 5. 昭和十八年は資料がない。

重要工業生産額調 (單位 千圓)

年次	紙	パルプ	諸機械	醸造物	セメント	砂糖	澱粉	麥酒
昭和 二四	四、一三六、〇四四	二、〇三九、九九五	三、六二七、一六七	九八五、七四七	二五九、五九九	七五九、五六三	一、六二〇、五五〇	八三三、四二六
昭和 二三								

一一二	一九六、二七三		一、四二五、九二三	一九三、一五三	八一、一九三		一、一三九、四〇〇	五六七、一七四
一一一	二五五、三七二		四四四、三七八	三九〇、三五七	二一、三三一	四一、八七三	一三、六三六	二一、五七六
一一〇	一七、四二六		七九、四五〇	二四、九四二	一七、四二六	一九、七九四	二八、三一	一一、五三六
一九	八九、七三四		二二七、一九九	二〇、七〇九	一、八二六	八、五三四	二六、三五	一三、六八九
一八								
一七	六一、一九六		九六、七三三	三九、二八三	五、九八二	一六、五五二	三二、五五三	七、六六六
一六	五九、五九五		八八、二八三	三〇、五三〇	六、七〇三	一三、五〇〇	三六、〇四〇	六、四二〇
一五	五八、七一七		八三、八二一	二九、〇五二	六、九二四	一一、五六五	四二、一二七	五、三〇〇
一四	四九、六三〇		五三、二九二	二九、九五三	六、二七六	一五、〇八四	三九、八七三	六、一五二
一三	四六、〇三三	一五、五九八	五八、九九四	二九、八八四	五、六九三	一五、九六五	一九、八二〇	五、一〇〇
一二	四一、一六四	五五〇	五七、五九五	二三、五二二	五、七二四	一四、四五四	一四、五一三	三、六六〇
一一	四九、八〇九	五六	三三、八六九	二〇、六八二	五、五二七	一三、〇九四	八、三〇六	三、四九四
一〇	三四、五三二	二六	三四、七七一	二三、一〇三	五、九六八	一一、二七一	八、〇九三	三、〇八〇
九	三三、四〇四	八八	二六、一三八	一八、四八三	五、八二〇	七、七二七	五、四九六	二、九一〇
八	二八、二三〇	一五〇	二〇、〇〇八	一七、三九一	四、四四九	八、三六四	五、三三八	二、二五四
七	三三、〇二八	六、二九七	一三、二七九	一八、二二四	三、九二〇	五、八二四	二、一五三	二、〇三三
六	三三、〇七九	三、八〇四	一二、七八九	一六、九二〇	三、五〇〇	六、七八七	三、一九九	二、三〇四
五	二八、二七〇	七、三一九	二〇、三九九	二〇、二二八	三、三三五	九、二六二	四、七三五	三、三六〇
四	三一、六六五	一、三九五	一九、〇二八	二三、四一一	七、二五〇	七、八一	四、九四九	四、〇三四

年次	紙	パルプ	諸機械	醸造物	セメント	砂糖	澱粉	麥酒
昭和	三〇、六五六	二一、六七七	一五、五三二	二〇、六八七	七、五五〇	八、二四二	四、二四三	五、〇六一
元	二九、七四八	二一、六五五	一五、八八一	二〇、五〇四	九、〇九七	七、〇七九	四、八七一	四、五八七
大正	三〇、三七七	一三、六〇二	一五、四四八	二三、五〇五	九、三三四	五、二七七	七、二八一	四、八七九
四	二八、九四九	一一、六六三	一五、一四三	二五、三九〇	九、二四〇	四、八八〇	七、一一二	五、七二〇
明治	五〇、三〇九	一	二〇、一	四、九五三	五、四九九	一	六、二五	五、五九九

- 註
- 1、砂糖は、粗糖・精製糖・糖蜜を云う。
 - 2、昭和十八年、二十三年は資料なし。
 - 3、昭和二十二年麥酒は、和酒を含む。
 - 4、昭和二十二年澱粉は精製澱粉を含む。
 - 5、昭和二十二年醸造物は砂糖を含む。

(二) 工業試験機關

北海道立工業試験場 工業の振興發達を圖る途は、理化學的試験研究に依つて、原料の加工並に天産利用の技術を確立して既存工場の指導育成と新規事業の工業化にあることは言を俟たない所である。

本道でも工業振興のため、大正十二年地方費により始めて工業試験機關の設立を見た。降つて昭和二年第二期拓殖計畫の實施によつて益々その重要性を認め、國費經營に移管し、既定の計畫を繼承して中間工場の新設、施設の整備を行い漸次試験事業の擴張を圖つた。

昭和二十三年所掌事業の一部である地質調査關係事業を、商工省工業技術廳地質調査所に移管分離し、更に二十五年よりは完全に國費を離れ純道費となつた。又留萌市舊日本人造石油會社留萌事業所の研究施設を買收し、之を支場として石炭を中心とする化學工業の研究部門を擴充した。

道立工業試験場は道内中小企業の技術指導に最も重點をおき、適宜必要に應じ、或は企業者の要望により技術指導を實施した外、道商工部と連繫して各業種に亘り技術講習會を開催し、一方技術指導に必要な工業技術の研究、道内資源の工業化研究を實施した。二十六年度の試験研究としては、

- (i) 化學工藝部 ヴイタミン油の精製・魚油（イカ油等）を原料とする乾性油の製造研究、薄荷に關する研究、高壓有機合成化學（フルフラール等）に關する研究、
- 草・亞炭の煉炭化に關する研究、無機工業藥品に關する研究、工業用水の調査等、
- (ii) 機械金屬部 各種鑛産物の選鑛及處理に關する試験、鑄造法に關する研究、ダクナル鑄鐵に關する研究、農機具（プラウ）製作に關する研究、澱粉製造設備に關する研究試験、銑鋼材料に關する試験等、
- (iii) 工藝部 木工品に關する研究、塗裝に關する研究、道産窯業原料の調査並に試験、羊毛加工に關する試験、毛皮油鞣に關する試験等、

- (iv) 食品發酵部 馬鈴薯粉の醱酵工業利用試験、馬鈴薯搾汁の利用試験、有用黴菌の施索等、
- (v) 建築部 建築材料に關する試験、住宅の構造に關する試験、住宅設備に關する試験等、
- (vi) 留萌支場 北海道炭の炭質調査、低品位炭の乾溜試験、小型微粉炭燃燒裝置に關する研究、家庭煖房の合

理化試験等、

なお右の試験研究、技術指導の外、各般に亘る依頼分析、依頼試験をも実施した。

(三) 各種工業の状況

(イ) 食料品工業 本道に於ける食料品工業は、醸造・製粉・製糖・罐詰・乳肉製品・製氷・清涼飲料品及製麺等極めて多岐に亘つてゐる。特に戦後の食糧事情の逼迫は、本道の自給自足體制を確立するに至り、農産・畜産・水産資源等の豊富な原料に依り、之が増産と共に加工も亦漸次發達し、而も高度の加工に進みつゝある。就中北海道農村協同會社の農産罐詰、日本ビール會社札幌工場の麥酒、合同酒精の清酒、日本甜菜糖會社のビート糖、日魯漁業會社の鮭樽及蟹罐、北海道バター會社及び雪印乳業會社の牛酪及び煉乳等は、本道特産品として道内の需給は勿論、年々大量を輸出し、經營規模も極めて適切である。然しビート糖・馬鈴薯澱粉の加工は輸入品との競争が困難で、保護政策並びに合理化による企業の整備が緊急な大事である。

(ロ) 紡績工業 本道の紡績工業は亞麻紡績を以て嚆矢とする。即ち北海道製麻會社が、明治二十七・八年・三十七・八年、第一第二次世界大戰等の軍需激増により活況を呈して着々發達し、遂に大正九年には帝麻(明治四十年北海道製麻と合併)日麻・日本麻糸・大正・北海道麻工業・東洋製糸の六社を數えるに至つたが、その後の不況に整理を余儀なくされ、合併或は解散に依り帝國纖維會社一社となり、更に昭和二十四年過度經濟力集中排除法により、帝國製麻會社と中央纖維會社の二社となつたが、この生産は依然として本邦産亞麻原料の九九%を占めてゐる。然しながら亞麻紡績以外の綿紡・特紡・紡毛・和紡等は第二次大戰後の衣料飢饉に刺戟されて急激に發達したもので、現在はその緒についた程度のもが多く、他府縣に比し極めて低位であり、特に化學纖維工業は皆無の状態である。絹紡織については、本道では古くから養蠶事業の研究と奨励を講じたのであるが、諸種の原因に依り發達しない。今後は約四十萬頭の綿羊より産する道産羊毛を原料とする紡毛・紡織や、漁網・メリヤス・織物等に不可欠の綿紡績工業等の發展が期待される。

(ハ) 金屬及機械工業 本道の鐵鋼工業は富士製鐵會社室蘭製鐵所及び日本製鋼所室蘭製作所の二大素材工場が主體であつて、鐵鋼一貫作業による代表的存在である。

鐵鋼の生産は昭和二十三年以來、原料の入荷が漸次良好となるに従つて、生産も比較的順調となり、その後特需及び輸出による鐵鋼需要量の増大、價格の漸騰等に依つて、二十六年度に於ては急激に生産が上昇し、特に富士鐵では七月には普通鋼々塊は創業以來の最高記録(三六七、〇〇〇屯)を示し、更に十月以降は第二煉鑪の操業に依て鉄鐵の生産も、同期七月九月の平均の約七〇%増である。又一方日本製鋼所に於ても、設備の整備擴充によつて、一萬屯鍛壓プレスの再稼働及び小型棒鋼の生産等により、生産の増強がなされたほか、十一月室蘭市に富士工業會社が小型棒鋼用伸鐵月産二〇〇屯の計畫のもとに操業を開始し、鐵鋼工業界は活潑な進展を見た。尙又この素材による鐵鋼二次製品工業も多少特需及び輸出に依る需要量の増加の影響を受けて、生産状況は好調であるが、反面電力事情と主資材の値上による資金難等が生産増強の隘路となつてゐるので、設備機械の近代化に依て企業の合理化を圖りつゝある。

その他鑄鋼・亞鉛鐵板・ドラム罐・合金鐵鍛鋼・伸鐵製罐等のメーカーがあるが、生産に於て大なる變化はなかつ

た。

機械工業は、規模設備共に他府縣に比して立遅れており、従つて農機具がその一部を自給している外、炭鑛機器に於ては約三〇%程度、その他機械の自給率は一般的に更に低く、特に大型機械については、殆んどを道外に依存している現況であるが、終戦後日本製鋼所室蘭製作所が産業機械への轉換により、各種完成機械を生産し、特に鍛造部門に於ては、全国的光彩を放つている。この外大工場としては、函館船渠會社、夕張製作所の二工場があるが、前者は二十六年度に前期後期各一隻宛の大型貨物船の受注により、經營状態は好轉し、後者は炭鑛機械の専門メーカーとして完成機械の製作をしている。その他工場は中小企業に屬し、殊に従業員三十名未満の工場が大部分を占め、その製品は従來部品の製造又は修理をしていたもので、設備の更新、技術の向上に努め、逐次完成機械の製作に移行している。

(c) 窯業及土石工業 本道の窯業は、セメント・煉瓦・硝子製品及びコークス等である。之等工業の主なものには日本セメント會社上磯工場のセメント、野幌煉瓦會社及び日本爐材工業會社の煉瓦、新日本硝子工業會社札幌工場製の製瓶等である。更に開發途上にある本道はセメントの需要が多く、日本セメント上磯工場は需要に應じきれず、二十七年には月産一萬屯の設備を増設し、年間三十萬屯生産を計畫している。新日本硝子會社は前身が日本ビールの姉妹會社で、日本ビールの需要を一手に供給している。この外群小の製瓶工場もあるが、殆んど半自動製瓶機で、生産能率も悪く經營も樂でない。又陶磁器工業は第二次大戰後、中規模の製陶工場が操業されたがいろいろな悪條件で閉鎖し、現在は工藝品程度に止つている。

瀧川化學工業會社は二十五年に三井が經營の主導権を握り、二十六年前期は特需の關係で稍黒字操業であつたが、後期はコークスの値下りにより經營困難となり危機に瀕している。尙本會社のコークスは殆んど東北の化學肥料工場に供給している。この外二十六年より寒地住宅が問題となり、建築用ブロック製造工業の育成に努めた。

(d) 化學工業 本道に於ける化學工業の重なるものは、紙・バルブ・肥料・藥品・ゴム製品・油脂類及び本道特産物の薄荷・除虫菊エキス等である。

製紙工業が他の産業より比較的早く、而も今日の大企業を有するに至つたのは、本道に豊富な木材資源を擁していたからである。主な工場は苫小牧製紙會社苫小牧工場・北日本製紙會社江別工場・十條製紙會社釧路工場・國策バルブ工業會社旭川工場を始め、洋紙・和紙併せて十一工場あり、その生産も苫小牧工場の新聞用紙は全國の八三%内外、國策バルブ工業會社旭川工場及び北日本製紙會社のクラフト紙は全國の約七〇%を占める狀況で、本道紙バルブ製造の全國に占める比重は非常に大きい。二十六年の紙バルブ業界の大きな動きは、北日本製紙會社が生産能力年間一萬五千屯から三萬屯に増強したこと、國策バルブ工業會社勇拂工場の晒クラフト紙製造設備工事が順調に進捗したことである。

化學肥料は東洋高壓會社砂川工場の硫安、昭和電工會社旭川工場の石灰窒素、日産化學會社函館工場及び日東化學會社釧路工場の過磷酸石灰であり、之等の生産量は硫安を除いては本道の需要を充たすに充分でない。化學藥品では「ガス」「コークス」の副産品として富士製鐵會社輪西製鐵所、瀧川化學工業會社でタール製品が生産される外、道産玉蜀黍から得られる「アセトン」「ブタノール」等がある。

ゴム工業は、本道は農林・水産業・石炭工業用資材として、また寒地生活用品としてゴム長靴の需要が大きいためゴム履物を中心として發達し、現在は僅かながら自轉車タイヤ・チューブの生産も開始されている。主な工場は日本ゴム會社札幌工場・三馬ゴム會社小樽工場・北海道ゴム工業會社函館工場・日成工業會社小樽工場・帝國ゴム札幌工場・北辰工業合資會社小樽工場等である。

油脂製品工業は、硬化油・脂肪酸・石鹼・洗劑・塗料が主なもので、ライオン油脂肥會社函館工場以外は零細工場である。

尙本道は薄荷の特産地で、その生産高は我が國の大部分を占めている。戦時中は海外輸出の杜絶により、栽培は減少し、潰滅を憂慮されていたが、戦後輸出の復活により漸次栽培も増加し、今後益活潑な發展が期待されている。精製は北販連北見薄荷工場に於て行われている。

本道の化學工業部門は諸種の事情に因り、他府縣企業のそれに比し極めて低調であるが、今後総合的に開發されるに従い、豊富な資源を背景として大いに發達することが期待される。更に多年の渴望が結實して二十四年には幌別村に北海道曹達會社が創設され、現在順調に操業されていることは、今後諸般の工業の進捗を促すに大なるものがある。

(ウ) 製材及木製品工業 本道に於ける製材及び木製品工業の基礎をなす木材が凡ゆる樹種を豊藏しており、之が本工業をして本道工業生産額中重要な位置を占める結果となつている。

特に輸出資材等は他にその比を見ず、その他移出材としても、京濱遠くは阪神地方にまで年間百五十萬石程度を移出されている。蝦夷松・檜松等の針葉樹は製紙パルプ、人絹パルプとして主要であるばかりでなく、建築材としても貴重である。この外家具建具・スキー・バットの運動具・經木・屋根柱・纖維木管・割箸・鉛筆材・木履・木工藝品等極めて多岐に亘つている。

業者數も六千工場以上になつてゐるが一部製材ベニヤ業者を除き、九〇%以上が零細企業である。今後企業の合理化、協同化、家内工業の結び付等によるコストの引下げ、及び工藝關係に於ては塗裝、デザイン等の技術の向上を圖ることが、斯業の振興對策として焦眉の急である。

(ハ) 電氣及瓦斯工業

本道の全發電設備は、水力三十萬九千三百三十八キロワット、火力二十七萬二千七百七十三キロワット、合計五十五萬二千百一十一キロワットで事業用は水力が多く、自家用は火力が多く、石炭産地としての特色を多少示している。終戦後は、工鑛業の立直りが急速に進まず、二十二年の春までは比較的電力事情に恵まれていたが、その後急速な各種産業の復興と、石炭増産に要する炭鑛向電力が、炭鑛自家發電の休止により全道の約四〇%を占めるに至つて、需給の均衡は破れ、その後益々悪化の一途を辿つて、全國でも最悪の制限を行う状態に陥つた。之は戦後本道が、非戦災地として諸産業が一時に勃興し、電力需要も之に伴い急増したが、一面發電設備は、戦時中の約十年間は新設せず、舊設備の老朽と改善補修の遲滞、之に原因する電力損失量の増加、更に氣象的條件の不利も加わつて、電力危機は深刻の度を高めたものである。この對策として道は、二十四年二月北海道電力對策協議會を中心とし、北海道電力擴充五ヶ年計畫を樹て、久保内外二十六地點、出力合計三十二萬キロワットの開發と、既存設備の改修及び強化に乗

り出したが、電気事業再編成及び資金調達難等に禍されて、現在までに完成したものは六萬四千キロワットに過ぎず
 工事中のものを含めても十二萬四千キロワットで電力危機は依然として解消されていない。

故に道としては二十七年五月新に發足した電力協議會と共に、電源開發公社等による國費による電源開發及び北海
 道電力の開發五ヶ年計畫の早急なる推進に努める一方、當面の電力需給の安定を圖るため、自家用火力の積極的協力
 を要請し、大口需要者の休日振替、ピーク時制限等の協力を得、一般需要家は電力使用合理化を圖ること等の施策を
 講じている。また道營發電所として二十五年着工した鷹泊は二十七年十二月完成を用途として、工事中であるが、こ
 のような綜合開發的電源開發は今後も大いに促進するため、他の地點についても調査中である。

未電化地帯の電化については二十四年以來毎年度豫算に計上し、二十六年度までに一萬三千の電化を達成し、農山
 漁村の産業の振興、民生の安定に大いに寄與したが二十七年に於ても豫算五千七百萬圓を計上して之等恵まれない
 地帯の電化促進を圖つてゐる。

瓦斯事業は、石炭の熱資源を最も有効に活用し、文化生活の向上及び一般産業の基盤となるものであるが、本道に
 於ける瓦斯會社の所在地は、札幌・小樽・函館・旭川・室蘭・釧路等に限られ、之が供給も年々増加しているとはい
 え、供給量は需要の一〇％に過ぎない。石炭の豊富な本道としては各種産業の重要な熱資源であるばかりでなく、生
 活文化向上のため都市瓦斯の普及發展こそ、大いに囑望されるものである。

發電設備増加趨勢 (單位 キロワット)

年次	水		火		合計
	事業用	自家用	事業用	自家用	
昭和 二二六	二五、四八六	五三、八九〇	九五、九三〇	一七六、八四三	五二二、一一一
一一五	二〇、〇〇〇	五三、〇〇〇	七二、四三〇	一七四、〇〇〇	五三九、四三〇
一一四	二五、〇〇〇	五三、〇〇〇	七二、四三〇	一六七、〇〇〇	五二七、四三〇
一一三	二六、五六六	五四、一〇三	五六、四三〇	一六九、二七五	五〇六、三五四
一一二	二六、一三〇	五四、一〇三	五六、四六六	一六九、八九二	五〇六、五一一
一一一	二六、一三〇	五四、〇三三	五六、四六六	一六九、三三八	五〇五、九五七
一一〇	二八、二四〇	五四、〇三三	五七、二七〇	一七〇、九二二	五〇〇、四二五
一九九	二八、五二五	五四、一〇三	五九、一七八	一七〇、九〇九	五〇〇、六二五
一九八	二二、八九七	五四、〇三三	五七、七四七	一七四、三六七	五〇〇、〇七五
一九七	一七、二一四	五四、〇三三	五八、二五九	一七五、八八八	四六一、三三三
一九六	一六、五二二	五四、〇〇〇	五八、五八九	一四四、三八五	四一七、四八八
一一一	一三、二八一	四、九〇九	四〇、五六九	五四、一七二	二二九、九三三
一〇六	一〇、九七八	一、八九八	一三、二五〇	四八、八〇六	一七三、七五二
大正 一〇	五、三三四	四三三	二、七六一	二〇、二七九	七四、八〇七
明治 四四	一三、八七〇	一一	一、三三三	六四、二二六	二一、五四三
三四	-	-	三六五	三二	五八六

活を初め、下川その他の鑛山は次第に活況を呈し、石炭鑛山に至つては需要の増加に刺戟されて著しく復興の度を早め現在に至つてゐる。

鑛 區 敷

年 次	鑛 區 敷			面 積		
	探 掘	試 掘	計	探 掘	試 掘	計
昭和 二六	九〇四	三、二九六	四、二〇〇	六六七、一四三 <small>千坪</small>	二、二七〇、八四〇 <small>千坪</small>	二、九三七、九八二 <small>千坪</small>
二五	八八〇	四、七四九	五、六二九	六五八、四七〇	三、二六八、〇二六	三、九二六、四九六
二四	七九六	五、五九八	六、三九四	六〇一、〇〇六	三、九二八、三〇八	四、五二九、三二四
二三	七六七	六、六三五	七、四〇二	五八一、三三八	四、五五〇、五五七	五、一三一、八九五
二二	七〇一	六、八二八	七、五二九	五三二、四二二	四、六〇二、四〇九	五、一三四、八二二
二一	六八八	七、七八〇	八、四六八	五三五、六二九	五、三四九、八〇七	五、八八五、四三六
一七	五一七	九、〇九九	九、六一六	一三、四八四 <small>アール</small>	二、三三、六八六 <small>アール</small>	二、三七、一七〇 <small>アール</small>
一六	四六一	八、九六五	九、四二六	一一、〇六四	五、四六、〇二七	五、五七、〇八二
一五	四〇九	七、四三九	七、八四八	一〇、四八四	一九二、九六五	二〇三、四四九
一四	三八四	五、四七九	五、八六三	九、九〇八	一四一、六九四	一五一、六〇二
一三	三四三	三、九六三	四、三〇六	八、八九六	一〇一、七〇八	一一〇、六三三
一二	三三九	二、八六一	三、一八〇	八、三三六	七三、八八三	八二、二〇九
一一	三〇六	二、四七五	二、七八一	二、七三三 <small>千坪</small>	一、八五三 <small>千坪</small>	二、二二五 <small>千坪</small>

年 次	鑛 區 敷			面 積		
	探 掘	試 掘	計	探 掘	試 掘	計
一〇	二九六	二、三六三	二、六七九	二、三三三	一、七七一	二、〇二四
九	二九〇	二、一五四	二、四四四	二、二六	一、六四四	一、八七〇
八	二八七	一、五五五	一、八四二	二、一〇	一、六五八	一、三八六
七	二七九	一、二八〇	一、五五九	二、一九	九一八	一、一三七
六	二七九	一、二二六	一、五〇五	二、二八	八五三	一、〇八〇
五	三三三	一、二七四	一、五九六	二、六〇	九〇六	一、一六六
四	三三六	一、三六五	一、六九一	二、六四	一、〇六四	一、三三八
三	三四二	一、五〇二	一、八四三	二、七五	一、〇八九	一、三六四
二	三三七	一、四六四	一、七七一	二、九九	一、〇五七	一、三六六
一	三三四	一、五〇六	一、八四〇	二、五九	一、〇六三	一、三三三

註 十八年乃至二十年は資料不備につき除く。

(二) 鑛 産 物

本道の鑛産物は石炭・金を初めとして、凡ゆる地下資源に恵まれ、その種類・埋藏量ともに他府縣に比して豊富であり、特に水銀・石綿・クローム・重晶石・砂白金等は本道にのみ賦存し、また金・銀・鉛・満俺・硫黄等も今後本道がその主産地となるべき条件をもつてゐる。稼働中の主要鑛産物は次の通りである。

(1) 石 炭

本道の恵まれた資源中石炭は最も顯著なものである。その埋藏量は約八十億噸で、全国の五〇％を占め、産業に欠くことのできぬ原料炭も多量に埋藏してゐるので、本道の地位を一層高めるものであり、工業立地

の基盤であると言える。

本道の炭鑛が本格的に開發されたのは、明治二十二年北海道炭鑛鐵道會社が設立され、幌内・幾春別が開坑してからのことで、その後三井・三菱・住友・大倉等の大資本が進出して、明治・大正にかけて大發展をした。斯くて昭和十六年度には年産千五百七十四萬噸（全國の約二九%）に達し、出炭の最高記録を作つたが、終戦と共に激減した。その後事業の復舊に伴い年々増産して、二十六年には千三百六十八萬噸を示し、全國の約三〇%を占めているが、九州その他の炭鑛に比して開坑後の日が浅く、埋藏量や過去の實績から推して將來九州に代り全國第一位の産炭地となる時も遠くないと見られる。特に石狩炭田は、本道埋藏量の七〇%を保有し現在炭鑛の大多數は、此處に集中して本道全炭量の約八〇%を産している。之に次ぐものに釧路・留萌・宗谷及び岩内炭田がある。

炭 田 別 埋 藏 量 (單位 百萬噸)

炭田別	現 存	推 定	豫 想	計	炭田別	現 存	推 定	豫 想	計
石 狩	1,171,010	1,119,910	3,037,710	5,996,660	岩 内	110	11	80	71
釧 路	131	173	458	790	其 他	11	31	49	91
留 萌	94	85	413	592	計	1100	1777	3110	2000
天 北	55	218	185	468					

炭 田 別 生 産 實 績 (昭和二十六年度) (單位 噸)

炭 田 別	生 産 量	比 率	炭 田 別	生 産 量	比 率
石 狩 炭 田	1,077,771	76.0%	宗 谷 炭 田	39,463	11.4%
釧 路 炭 田	1,839,376	14.3%	岩 内 炭 田	11,200	0.8%
留 萌 炭 田	62,329	4.5%	合 計	1,420,434	100.0%

(ロ) 金 銀 金は本道金屬鑛産資源の首位を占め、現在の産金事業は、鴻の舞鑛山が早く復興に着手して、一日六百噸處理の青化製鍊設備を完成稼行し、千歳鑛山、沼の上鑛山も着々増産計畫を實行に移している。また更に各地に於て開發の準備調査を行つている。

今後國際通貨基金の加入問題等、愈道内金山の果す役割は極めて大きく、その増産が要望されている。

(ハ) 銅・鉛・亜鉛 銅山は下川鑛山が期待されているが現在の産出量は僅かである。最近余市鑛山が有望鑛床を發見して選鑛場を再開し、今後に期待をかけらたている。また國富鑛山は、現在本道唯一の鋼乾式製鍊場として銅製鍊に寄與している。

鉛・亜鉛は豊羽鑛山の再開を始め、余市・伊奈牛等が増産を計つている。また國富鑛山には鉛鑛の製鍊場が設立された。

(ニ) 水 銀 戦時中二十を超えた水銀鑛山も、戦後イトムカ鑛山を残すのみとなり、終戦直後の不安定な經濟

事情の下にあつて苦しい経営を續けて來たが、朝鮮動亂を契機として需要の増加、價格の上昇等により、市況が好轉したので漸く生産の軌道に乗り、經營の合理化、新鑛床の發見等増産に努めている。この外一、三の鑛山も再開した。

(ホ) 硫黄・硫化鐵 硫黄は化學藥品・爆薬・燐寸・エボナイトの原料、ゴムの和硫、電氣絶緣材料・紡織・製紙工業等の需要が増加した一方、世界的に稀少物質であるために、その増産が要望され、休廢止鑛山の再開が計られて著しく活況を呈し、一面新製鍊法の採用、選鑛法改善等により企業の合理化に努めており、本道の資源分布状態より見て開發が期待されている。

硫化鐵は主に硫酸製造の原料として用いられ、大部分硫安に使用され、食糧増産の見地から著しい増産を示した。

(ニ) 鐵 鑛 鐵鋼品の復活により、需要の増加と價格の値上等により、新規又は休廢止鑛山の復舊が計られ著しく増産した。更に開發が期待される鑛山も少くない。

(ト) クローム鐵鑛・砂クローム鑛 本道はクローム鐵鑛の高品位鑛及び砂クローム鑛の特産地で、埋藏量も相當多いものと豫想されている。クロームは不銹鋼の材料として重要であり、また藥品・塗料・耐火煉瓦用として用途の廣いもので、今後の採鑛と選鑛技術の向上に期待をかけられている。

(チ) 滿俺鑛 需要の増加により主要鑛山は、重液選鑛法の採用、新熔燒法の研究等、技術の改善、品位の向上を圖り、更に中小鑛山の再開、開發等に依り顯著な増産を遂げ、我が國滿俺鑛山の首位を占むるに至つた。

(リ) 黒鉛 本道の黒鉛鑛業は、昭和二十一年音調律鑛山の本格的開發に始まり、鑛石は一時渡島錢龜澤の選鑛場に送り黒鉛精鑛を生産したが、二十五年以來操業を中止している。

(ク) 重晶石 本道の特産鑛物で採鑛・技術の改善により、今後の増産を期待される。

(ケ) 溫石棉 本道の特産鑛物である。石棉は耐熱・保温・絶緣・耐壓・音響調節・瀘過用として諸工業に欠くことの出來ぬものである。主要産地は山部地方で、各鑛山とも開發の技術の改良、選鑛技術の研究等により操業の基礎を固むるに至つた。

(コ) 砂金・砂白金 本道の特産鑛種で、現在の生産量は僅少であるが、砂白金は極めて良質のイリドスミンにして他の代用を許さぬ特殊の資源であるから、大規模な採鑛の再開が期待されている。

(カ) 石油 本道の石油地帯は道北部・道中部・道東部の三帯に分布し、現在の生産量は僅かであるが、本州油田の開發もある程度進んだ今日では、その期待が本道の開發にかけられている。

今之等主要鑛物の生産量の趨勢を示せば左の通りである。

重要鑛物生産量

年 度	石 炭	硫 黄	金	銀	銅	鉛
昭和 二六	一三、六八〇 <small>千担</small>	一五、一〇七 <small>担</small>	二、二一九 <small>斤</small>	四三、五五四 <small>担</small>	一、五八三 <small>担</small>	二、三八八 <small>担</small>
二五	一一、五六九	五、六〇〇	一、五三三	三三、九二六	一、四六六	七二〇
二四	一〇、六〇二	四、八五四	九三〇	三三、一〇五	九三〇	七三〇
二三	九、七七一	二、四三六	三八二	一〇、三九三	六三六	二五六

年 度	石 炭	硫 黄	金	銀	銅	鉛
昭和 一一二	七、七四六 <small>千吨</small>	二、三〇〇 <small>吨</small>	一七〇 <small>吨</small>	六、〇〇〇 <small>吨</small>	四一〇 <small>吨</small>	二、三〇〇 <small>吨</small>
一一一	五、八〇三	二、二五五	一三〇	三、六四三	四七八	一、三四
一一〇	六、九七三	三、七四六			一、二三四	
一九九	一四、四〇九	八、七六六			三、三九七	一、八八七
一七八	一五、六四七	二、六四〇			二、五四三	四、四四九
一七七	一五、六五七	二四、二六三		九五、三六二	一、三四三	四、三六五
一六六	一五、七四七	三六、四四五	六、八三八	八一、一九三	一、〇一九	四、〇〇九
一五五	一五、三七二	三六、〇〇〇	八、六二二	三三、八八九	七九一	二〇四
一四四	一三、六三六	四六、〇〇〇	七、五三二	一一八、八四二	二五七	一五六
一三三	二、三九五					
一二二	一〇、七三〇	九七、〇〇〇	四、三三七	五七、二五七		
一一一	九、二八八	七〇、〇〇〇	三、七八四	四九、六九五		
一〇〇	八、三二八	五六、〇〇〇	二、四七〇	三五、四七六		
八九	七、六二七	四五、〇〇〇	二、〇六二	二六、八四九		
七八	七、〇六六	三八、〇〇〇	四三七 <small>貫</small>	七、〇六四 <small>貫</small>		
六七	五、九五九	二八、〇〇〇	三七七	四、三四七		
六六	六、三四〇	二二、〇〇〇	二八六	二、三〇五		

年 度	鉛	硫化鐵	石 綿	水 銀	滿 庵	石 油
一	五、九〇六	一四、〇〇〇	二六一	二、一〇六		
二	六、五三八	〇〇〇	二四三	二、三九九		
三	六、八四七	〇〇〇	二七四	三、〇八九		
四	七、一七二	〇〇〇	三〇〇	三、四二七		
五	七、七三三	二一、〇〇〇	三三五	三、五九〇		

(その二)

年 度	鉛	硫化鐵	石 綿	水 銀	滿 庵	石 油
昭和 一一六	四、三七六 <small>吨</small>	一三、〇〇六 <small>吨</small>	四、三二二 <small>吨</small>	七二 <small>吨</small>	六五、一四七 <small>吨</small>	三、七八八 <small>并</small>
一一五	六九五	九三、八五一	三、九五七	四五	三六、〇七五	三、六八一
一一四	六三九	六一、四六八	四、五三二	八〇	二九、〇七三	四、〇一五
一一三	二七〇	三一、〇五八	三、七四一	五五	一一、五七四	三、七四六
一一二	〇七一	二二、五〇〇		五二	七、六〇〇	四、三一五
一一一		九、三八七	二、二五五	五九	六、二八一	三、八〇一
一一〇		一、九九九	九、七四六	二九	三九、五四六	四、六六六
一九九	五、三一九	一八、六八八	九、七六六	二二九、九八二	一七六、七八八	五、九八七
一八八	一、〇五四	四四、九六八	四、七八〇	二四〇、一二七	一四〇、八七六	七、一〇三
一七八	八、八九四	三三、三七五	一、二三四	一八三、六五三	七八、〇四三	七、五四四

年 度	亜 鉛	硫化 鐵	石 綿	水 銀	滿 庵	石 油
昭和 一六	九、〇六九 <small>噸</small>	四六、八七一 <small>噸</small>	—	—	三六、二五三 <small>噸</small>	八、四四三 <small>噸</small>
一五	—	二四	—	三五、〇〇〇	—	—
一四	—	一六九	—	三〇、〇〇〇	—	—
一三	—	—	—	—	—	—
一二	—	—	—	—	—	—
一一	—	—	—	—	—	—
一〇	—	—	—	—	—	—
九	—	—	—	—	—	—
八	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—
六	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—
二	—	—	—	—	—	—
一	—	—	—	—	—	—

第八章 商業及金融

一、概 説

本道經濟界は、昭和四年以來の世界經濟恐慌の余波と、昭和六・七兩年の凶作並に不漁のため永らく不況に沈淪し六年の總生産額は僅かに三億圓台に低落した。八年には一般農作物の豊作と漁業の豊漁とのため、生産價額五億圓、移輸出入總額七億八千萬圓に達し、數年來の沈滯状態を脱して漸く好轉を示すに至つた。

昭和九・十兩年の冷害、十年の漁業不況にも拘らず對外爲替關係が有利に展開して特産品が海外に進出し、十年の生産價額は五億圓台に昇り、貿易は活況を呈し、移輸出總額十億三千萬圓に飛躍した。更に翌十一年に至り、農作漁業の恢復と共に十二年には生産總額八億八千萬圓に、十三年は十一億圓、十四年は十五億圓に達した。一面貿易額に於ても十三年は十四億五百萬圓、十四年は二十一億二千萬圓に飛躍した。而して移輸出額は移輸入額を超過し、其の差額一億八千萬圓であるが、この内五割一分は外國輸出額である。又十四年は前年に比し七億二千萬圓の激増を示した。十五、六年以後は新企業の勃興著しく、生産の増大と交易の活況は瞠目に値するものがあり、遺憾なく資源地北海道の實力を發揮した。

しかし終戦後は人心の不安、國內インフレーションの影響、相次ぐ金融財政上の非常措置のために、日本再建の基盤としての資源を包蔵する本道が未だ十分に立直ることが出來ずにあることは遺憾である。

本道の商業形態は、その資本、規模共に脆弱で本州との物資交流も、その大半は内地資本の卸機關に支配される域を

脱していない。最近道外商社の道内進出がめざましく、本道商社の地位は益之に壓迫される状態に在るが、一面本道商業界自體の中にも、その不振を挽回するため經營の合理化、組織強化の意欲が見られ、今後の發展が期待されている。

移 輸 出 入 額 (單位 千圓)

年次	移 輸 出 額		移 輸 入 額		合 計	
	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額
昭和 二五	六、一五六	五、二四〇、三九	二、五七〇	三九、七二七、五六六	八、七二六	九一、九七七、八八五
二四	六、五五五		二、八三一		九、四五六	
二三	五、九八六	四、一七三、八〇七	二、一七四	二四、一三一、九四	八、一六〇	七、四〇五、七三二
二二						
二一						
二〇						
一九	六三、〇四六	一、一〇三、二〇〇	二、八三九	七九六、九二二	六五、八八五	一、九〇〇、二二二
一八	八、九九四	一、一五八、七七一	一〇、一〇七	一、三三三、二〇六	一九、二〇一	二、四七〇、五七七
一七	一四、二六二	一、二六、〇七七	四、六二五	一、二七九、八七九	一八、八九七	二、三九五、九五六
一六	二、七八八	一、一九〇、〇七三	四、四九九	一、三八、五四五	一七、三三七	二、五八、六八
一五	一四、一八六	一、二〇四、五〇二	四、九六〇	一、二二、四二三	一九、一四六	二、三三五、九三五

年次	移 輸 出 額		移 輸 入 額		合 計	
	數量	價 額	數量	價 額	數量	價 額
大正 一四		四二〇、二〇三		四一八、二二六		八三八、四三一
一三		三八四、七四四		三六八、七二六		七五三、四七〇
一二		三四四、〇〇一		三二六、四九八		六六〇、四九九
一一		三〇三、四八九		二七、九六一		五三、四五〇
明治 四二		六五、九二二		八〇、九七四		一四六、八九六
一三	一三、七八九	八三四、五六五	四、二八三	七三四、六〇八	一八、〇七二	一、五六九、一七三
一二	一一、九八五	七三二、〇七三	四、五四九	六四八、八四二	一六、五三四	一、三八〇、九二五
一一	一〇、九三九	六二〇、七三三	四、四二四	五七四、〇三〇	一五、三六三	一、一八四、七五二
一〇	一〇、〇四七	五四四、二二八	四、二八三	六四六、二二〇	一四、三三〇	一、一九〇、四二八
九	九、一三三	五一一、〇四四	四、四九二	五〇一、二五四	一三、六二五	一、〇二二、二九八
八	八、六六〇	四五二、六七二	四、〇一四	四三三、〇一三	一二、六七四	八八四、八六四
七	一、八四八	三三〇、五三七	三、八二四	三五四、四八〇	一〇、六七二	六七五、〇一七
六	六、三八〇	二九九、三三五	二、九七七	三〇六、六九六	九、三五七	五九六、〇三二
五	六、八四九	三九三、〇〇四	三、四六五	四〇〇、七三〇	一〇、三三四	七九三、七三四
四	七、四六六	四八一、〇四一	四、〇二八	五二八、五六六	一一、四九四	一、〇〇九、六〇七
三	三、七二六	四七二、七四六	三、八三七	五〇五、一〇二	一一、二二五	九七六、八四八
二	六、九九二	四六七、六九二	三、五九九	五三三、六七九	一〇、五九〇	一、〇〇〇、七七二
一	三、一九三	四八七、六五六	六、六九〇	四六七、一三三	九、八八三	九五四、七七八

二、貿易

(イ) 内國貿易

本道商取引の起源は、安政六年諸外國との貿易が行はれた事實から觀ても相當古いものであるが、開拓使時代の中頃までは移出品は殆ど水産物に限られた。爾來八十年の星霜を経て拓殖の進展と天然資源の開発に依り産業は興隆し商取引も隆盛になつたが、原料品を移出して加工品を移入する植民地的形態を脱しなかつた。

本道の内國貿易の趨勢は、昭和に入つてから年々移入超過となり、殊に十年は凶作のため内地米の需要増加と工業方面に於ける鑛物性油脂、金屬製品等の需要増加は一億三千萬圓の移入超過を示し、從來の最高記録を作つた。十二年以後一時移出超過に轉じたが、物資統制等の影響に依り、十五年より再び移入超過となり、終戦後漸く移出額が多くなつた。

二十四には金額の算定がないが、二十三年の移出超過額は實に二百三十五億圓に達した。二十四年の主な移出品は穀類・馬鈴薯・海産物・木材・洋紙・鍊鐵等であり、移入品は米・鹽・肥料・鑛油・セメント・坑木等である。

移出額 (單位 千屯千圓) · Δ印移入超過

昭和	年次	移出		移入		差引移出超過	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額
二五		五、九七七	四、八三七、八四六	一、七九八	三〇、一九、六六五	四、一七九	一五、七六、一八三

年次	移出		移入		差引移出超過	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
二四	六、五七六	四、八三六、〇三六	二、一四八	三、三六六、二一八	四、三二八	一、四六九、八一〇
二三	五、九七六	四、八三六、〇三六	二、一四八	三、三六六、二一八	三、八二八	一、四六九、八一〇
二二	六、三〇四	一、一〇三、二〇〇	二、八三九	七九六、九三三	六〇、二〇七	三〇六、二七九
二一	八、八九四	一、一五八、七〇一	一〇、二〇七	一、三三三、〇〇六	一、二二三	一五四、八三五
二〇	一四、一六二	一、二六、〇七七	四、六一五	一、二七九、八九九	九、六六七	一六三、八〇三
一九	二二、八七六	一、一九〇、〇七三	四、四四九	一、三六、五四五	八、四二七	一三六、四七二
一八	一三、三〇四	一、〇八七、七六四	四、三六三	一、〇七一、四九八	八、九四一	九、三六六
一七	一三、〇五六	七五八、二七一	三、七八九	七六六、六三一	九、一六七	五〇、六四〇
一六	一一、〇一八	六五〇、一五一	三、九〇六	六〇〇、二六六	七、一一一	三九、九九五
一五	九、七九九	五三〇、五九〇	三、九三〇	五四三、一八一	五、八六九	一一、五九一
一四	八、二二七	四八二、六九七	三、七六五	六二六、六六七	四、四六二	一三三、九七〇
一三	八、二二四	四四六、六四三	三、九〇四	四九九、二五〇	四、三三〇	二三、六〇八
一二	八、〇四〇	四〇八、三〇〇	三、六一九	四〇六、二七一	四、四二二	二、〇三九
一一	六、二九五	二九〇、五二四	三、四三七	三三一、一五八	三、八五八	四〇、七四四
一〇	五、九三〇	二六三、一六二	二、六五二	二六五、三六一	三、二七八	三三、二一九
九	六、三三七	三四六、四八六	二、九七八	三三七、二二七	三、三三九	二〇、六四一
八	六、六一一	三四三、六三五	三、三三三	四八五、五二七	三、二四八	六二、八六三
七	六、六五二	四二七、一九四	三、二二八	四二一、五二五	三、四一四	三、四三二
六	六、四四七	四三三、五九九	三、一〇三	四九二、一四五	三、三四五	六八、五四六

年次	移出		移入		差引移出超過	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和 一		二,七七九		四四,六二二	△	三,三五四
大正 一四		三,七〇〇		三六,五二二		△
一三		三,三〇〇		三九,三三三		一三,九六七
一二		三,七六四		二九四,九五三		三三,九三三
一一		二,七〇,八五五		二〇三,五九八		六七,二五六
明治 四二		五,五五七		七二,五四六		△

註 昭和十九年より二十二年まで資料を缺き不明。

(四) 外國貿易

本道の海外貿易は、安政六年函館の開港にその端を發し、明治二十二年に小樽、二十四年釧路、二十七年室蘭、四十三年根室を開港し、更に降て昭和十年留萌を開港し、逐年繁盛して今日に至つた。明治六年には輸出入合計五十萬圓に過ぎなかつたが、第一次歐洲大戰を契機として商圏も擴大し、輸出入共に増加して昭和四年には一億圓を超え異常な進境を示したが、五年一月金輸出解禁に依り、俄然梗塞不振を來した。翌六年十二月再び金輸出禁止となり、七年に入つてから輸出は漸く有利に轉し、貿易界は活況を呈するに至つた。由來本道の貿易は輸出超過を常態とし、支那事變以來大陸向物資の需要激増と、第二次歐洲戰亂勃發に伴う交戰國の食糧品確保とに因り、食糧を主とする本道の貿易は漸次活況を呈し、十四年には輸出一億二千萬圓に達し、最高記録を示すに至つたが、十五年には各國の貿易統制と輸送上の危險増大に因る輸入の手控、國際情勢の急變等に基き著しく不振に陥り、前年の約三分の一程度に減退し更に十六年七月米英等の對日資産凍結の處置に依り、第三國との貿易は全國的に杜絶を見るに至つた。斯の如き本邦貿易の大轉換期に際し、本道も亦甚大の影響を受けたが、終戦後貿易が再會され漸次戦前の姿に戻りつつある。

輸 出 入 總 額 (單位 千屯千圓) △輸入超過

年次	輸 出		輸 入		輸 出 超 過	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和 二五	一八〇	六,八二六,四七一	七七三	九,五二七,九〇一	△	二,六九一,四三〇
二四	四七		五九七		△	五五〇
二三	一〇	一,三七七,七六九	二二六	二,八六五,八〇六	△	一,四八八,〇三七
一四	八八二	一三,三七八	五九七	四九,九二五	二六五	七三,八二三
一三	七三三	七六,三四四	四九四	二六,九七六	二三九	四九,二二六
一二	九六七	八一,八八二	六四三	三六,五七六	三三三	四三,二四六
一一	一,一四〇	八〇,三三三	四九四	三,八四九	六四六	四八,二九二
一〇	八二〇	六一,五二〇	五二八	二九,五四三	三〇二	三三,九七七
九	九〇九	六四,四〇一	五八七	三三,〇〇〇	三三三	三三,三九八
八	六二〇	四三,三六一	三九五	二六,七四二	二二五	一六,六一九

商港別輸出入貨物 (單位 千噸)

年次	函館		小樽		室蘭		釧路		根室		留萌	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和 二四	二	三三	四四	一九〇	一	一八四	一	一	一	一	一	一
一四	三六	一八一	四七〇	七二	六	三四三	二	一	一	一	一	一
一三	二九	一〇五	三六六	二一五	一五二	二七二	三〇	二	一	一	一	一
一二	二五	一七	五〇二	七〇	一六五	三九一	四四	二	一	一	一	一
一一	一五七	一六三	五〇五	八八	三六九	二四三	五	〇	一	一	一	一
一〇	一七三	一三三	四二二	五八	一五六	三七	四九	〇	一	一	一	一
九	三六	二〇八	四二五	四六	一三一	三三	九六	二	一	一	一	一
八	一〇九	一七〇	三九	七三	一三〇	一五二	四	〇	一	一	一	一
七	二七	一七	二九四	一〇五	一〇	八六	二〇	〇	一	一	一	一
六	二七	三〇	二〇〇	五	一〇六	五	三	〇	一	一	一	一
五	一〇四	二四	二五〇	八六	一五	二九	〇	一	一	一	一	一
四	二六四	三〇	四二	二〇七	一三	一四	三	一	一	一	一	一
三	二七九	二九	三〇五	七五	一三	一三	三	〇	一	一	一	一
二	一九六	二四	二三六	一〇	七〇	八	三	〇	一	一	一	一
一	一四二	三四	二六五	三四	六	五	〇	一	一	一	一	一

註 昭和十五年より二十三年まで資料不備につき省略。

三、金融及金融機關

本道に於ける各種金融機關體系は、先に北海道拓殖銀行の設立を見、その後第一次歐洲大戰當時、産業經濟界の躍進的發達に促されて著しく整い、全道に亘り各種金融機關網が完備され、産業發達の原動力となつた。

特殊銀行としては日本銀行の支店があり、普通銀行としては本道に本店を有して拓殖金融の使命を果しつつある北海道拓殖銀行を首め、道外に本店を有する第一銀行外十一行があり、信託銀行としては中央信託銀行がある。各行共道内各地に支店・出張所を設けて夫々金融活動の主軸をなしている。

次に農林漁業金融をなす農林中央金庫、商工組合金融を司る商工組合中央金庫、庶民金融機關たる國民金融公庫、住宅金融公庫の各支所又は支店を首め、中小企業等協同組合法に基く信用組合等があり、是等各機關及び北海道信用農業協同組合連合會、北海道信用漁業協同組合連合會、北海道信用水産加工業協同組合連合會の活動も活潑である。

是等の金融機關は産業各部門、其の他の資金需要に應じ、一方資金の吸收機關としての機能を果している。即ち昭和二十五年末に於ける道内預金殘高合計は四百四十四億圓、貸出殘高は三百五十億圓に上つている。

此の外、庶民金融機關として活躍した北洋無盡會社、北海道無盡會社も相互銀行として新たに發足し、又大藏省預金部、簡易保險局等の國家機關は基本的開發事業及び公共的事業に資金を融通し、本道の開發に大きな貢獻をなしている。

(一) 銀行

本道に於ける銀行業務は、明治六年三井組が札幌・函館に支店を設置して、開拓使の御用金を取扱つたのを以て嚆

年次	特殊銀行		普通銀行		貯蓄銀行		合計	
	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店
昭和六	10,000	10,000	6	5	2	8	9	12
昭和五	10,000	10,000	7	5	2	7	10	11
昭和四	10,000	10,000	7	5	2	7	10	11
昭和三	10,000	10,000	7	5	2	7	10	11
昭和二	10,000	10,000	9	5	2	6	10	11
大正四	10,000	10,000	10	6	2	6	13	15
大正三	10,000	10,000	10	6	2	6	13	15
大正二	10,000	10,000	11	6	2	6	13	15
大正一	10,000	10,000	11	6	2	6	13	15
明治四二	3,500	10,000	26	7	2	4	14	21
合計	3,500	10,000	26	7	2	4	14	21

註 一、道外に在る支店数を除く。
 二、特殊銀行は北海道拓殖銀行である。
 三、昭和二十五年三月銀行等債券發行法が制定され、特殊銀行はすべて廢止され普通銀行に轉化した。

其の二 (道外に本店あるもの)

區分	銀行數	支店	公稱資本金
普通銀行	二	五	1,830,000千円
信託銀行	一	一	100,000
計	三	五	1,930,000

(ロ) 預金及貸金

昭和二十六年六月末に於ける本道銀行(日銀を除く)預金残高は四百七十三億、貸付金残高は三百九十二億圓で、前年末に比し預金七分、貸金一割二分の増加となつてゐる。

なお、北海道拓殖銀行は本道各地に支店出張所を設け、取引網を擴充しているため、預金及貸金とも各銀行取扱總額の六割五六分を占めている。

道内銀行預金及貸金 (單位 千圓)

年次	預金残高	指數	貸金残高	指數	年次	預金残高	指數	貸金残高	指數
昭和二六	47,341,056	225.6	392,193,934	140.0	昭和二二	10,382,761	49.3	4,868,135	17.4
昭和二五	44,481,268	212.4	350,473,440	133.5	昭和二一	4,665,389	22.8	1,940,656	6.9
昭和二四	40,610,470	193.4	240,094,440	86.3	昭和二〇	3,100,917	15.5	1,310,106	4.3
昭和二三	35,366,111	170.5	133,484,445	64.0	昭和一九	1,933,863	9.5	733,845	2.5

年次	預金残高	指数	貸金残高	指数	年次	預金残高	指数	貸金残高	指数
昭和 一八	一、三六八、四七九	六六〇	六四七、一四四	三三二	昭和 七	二六、九三四	二四	二九八、六五九	一〇七
一七	一、一七三、三三九	五五七	六四九、六七五	三三三	六	二四五、八三三	二七	二七八、八四〇	九九
一六	九三三、九〇七	四九九	五五三、一七七	一九九	五	二六五、三三〇	二六	二六二、五〇三	九三
一五	八五九、四三二	四〇八	五四二、七二五	一九四	四	二六一、六四四	二三	二六〇、八四八	一〇〇
一四	六四八、三六三	三〇八	四六九、一七七	一六七	三	二四八、五三三	二八	二六四、〇〇六	一〇一
一三	四九七、四四四	二三六	四〇八、九七〇	一四六	二	二三三、五二九	一七	二六一、四六八	一〇二
一二	四〇〇、九九九	一九〇	三六〇、五九九	一二九	一	二二〇、三五六	一〇	二七九、五三〇	一〇〇
一一	三五二、四六九	一六七	三三九、四二七	一二三	大正 一四	二〇四、三七三	九七	二七五、七二二	九九
一〇	三三九、五七七	一六一	三三四、七七	二二六	一三	一八四、二六七	八八	二五六、一六三	九三
九	三三三、〇五六	一五八	三三三、三六一	二二四	一二	一六七、二一六	七九	二三六、五二五	八五
八	二九九、九四九	一四〇	三〇五、三二〇	二〇九	明治 四二	三三、〇九三	二	二二、三四四	八

註 昭和二十六年は六月末現在である。

(ハ) 手形交換

本道に於ける手形交換所は、大正二年函館及び小樽市の設置を始めとし、五年に札幌市、九年に旭川市、昭和三年に室蘭市、十六年に釧路市に設置され、更に帯廣市、北見市の組合銀行にも施行されている。而して取引の隆盛は交換高の増加を齎し、昭和二十年には六交換所の取扱高枚数合計は五十五萬三千枚、交換額四十一億三千萬圓であつた

が、終戦後經濟狀勢の變化に依り二十五年には取扱高枚数二百三十四萬枚、交換高三千五百二十五億に達し、顯著な増加を示した。

手形交換高 (單位 千枚百萬圓)

年次	札		函		館		小樽		旭川	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
昭和 二五	八四七	一九一、三三七	四〇〇	三五、六六一	四九二	八〇、三三三	一八八	一八、二四九	一〇、二二二	一、九八一
二四	七三	一四一、五二四	三三七	三四、〇九二	三六六	五三、三三三	一五九	一〇、二二二	六、一三三	一、九八一
二三	三五五	七三、一五三	二六四	三五、八九六	二六〇	一〇、八七〇	一〇四	六、一三三	一、九八一	一、九八一
二二	三五二	二六、三六二	二七五	四、七四〇	二五六	六、四三六	一〇九	一、九八一	一、九八一	一、九八一
二一	四〇〇	五、四七九	二七七	一、一七三	二四二	一、七三三	八四	四、七三三	四、七三三	四、七三三
二〇	二九七	二、一六五	二二二	六、五三	二二九	九、四三	四九	一、八七	一、八七	一、八七
一九	三三六	一、八三三	二二二	五、四九	二二六	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七
一八	四六八	一、六二二	三三三	五、四九	二二六	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七
一七	四七一	一、一九八	三〇一	五、四一	二二八	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七
一六	四四四	一、八七九	二八八	四、八五	二二四	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七
一五	四〇一	一、六四七	二七	四、八五	二二四	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七
一四	三六一	一、四三三	二四	四、〇〇	二二七	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七
一三	三三三	一、二六五	二〇	三、六	二二九	一〇、一〇	九二	一、八七	一、八七	一、八七

年次	室蘭		釧路		帯広		北見		合計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
昭和 二五	六五	五、六三九	一四	一、二六五	一〇四	七、三九	三三	三、六〇六	二、三三七	三、三、四三〇
二四	四三	三、九八一	六六	七、二五三	七一	六、二八一	三三	二、五七五	一、八六六	二、五九、一七五
二三	七〇	二、一〇八	六六	三、〇二七	元	三、一四三	三三	八二七	一、三三六	一、五、一七五
二二	七〇	六、六一	八四	九、六四	三三	七九〇	三三	二、三三	一、三九六	四、二、一九一
二一	一三	一九八	八	二、四四	二五	三三	三	一、六	一、一九二	九、五、六三
二〇	七〇	一一二	元	七九	二五	三三	三	一、六	一、一九二	四、一、三三
一九	六〇	一、五	四	七	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一八	六〇	一、五	四	七	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一七	九四	一、三	七	七	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一六	一五	一、〇	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一五	一〇	九	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一四	一〇	七	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一三	九	五	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一二	八	三	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一一	七	二	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
一〇	六	一	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二
九	五	〇	六	八	二五	三三	三	一、六	一、一九二	三、七、九二

其の二

年次	札		幌		函		館		小樽		旭川	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
昭和 二二	三三	三、七	二二	二、二	三九	三、九	二七	二、六	五〇	六、四	一四	一、四
二一	三〇	三、〇	一七	一、七	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
二〇	二九	二、九	一四	一、四	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一九	二七	二、七	一三	一、三	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一八	二六	二、六	一二	一、二	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一七	二五	二、五	一一	一、一	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一六	二四	二、四	一〇	一、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一五	二三	二、三	〇九	〇、九	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一四	二二	二、二	〇八	〇、八	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一三	二一	二、一	〇七	〇、七	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一二	二〇	二、〇	〇六	〇、六	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一一	一九	一、九	〇五	〇、五	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一〇	一八	一、八	〇四	〇、四	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
九	一七	一、七	〇三	〇、三	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
八	一六	一、六	〇二	〇、二	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
七	一五	一、五	〇一	〇、一	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
六	一四	一、四	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
五	一三	一、三	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
四	一二	一、二	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
三	一一	一、一	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
二	一〇	一、〇	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一	〇九	〇、九	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
大正 一四	一七	一、七	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一三	一六	一、六	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一二	一五	一、五	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一一	一四	一、四	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一〇	一三	一、三	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
九	一二	一、二	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
八	一一	一、一	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
七	一〇	一、〇	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
六	〇九	〇、九	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
五	〇八	〇、八	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
四	〇七	〇、七	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
三	〇六	〇、六	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
二	〇五	〇、五	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇
一	〇四	〇、四	〇〇	〇、〇	三九	三、九	二二	二、二	四三	四、九	一〇	一、〇

年次	室蘭		釧路		帯広		北見		合計	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
昭和 八	五	一四							一、一五	六九
昭和 七	五	一〇							一、〇九	五〇二
昭和 六									一、一〇	四九六
昭和 五									一、二四九	六八四
昭和 四									一、三四五	八六八
昭和 三									一、三二八	八九九
昭和 二									一、三二二	八四二
昭和 一									一、三三七	九〇八
大正 四									一、一四九	八七三
大正 三									一、二七六	九〇二
大正 二									九五二	六七〇

(二) 郵便貯金

大正五年本道に小樽貯金支局が開設されて以来、郵便貯金は漸増の一途を辿っている。殊に第一次歐洲大戰に因る空前の好景氣の反動として、昭和二年金融恐慌當時の中小金融機關の破綻に因る不安から、低率であるが安定性ある郵便貯金への資金の移動、或は産業部面の好況貯蓄思想の普及等により預金はその都度急激な増加を見た。本道大演習記念事業の貯金奨励は、新規加入口数の異常な増加を見たが、爾來年次増加の一途を辿り二十五年末には八十億圓に達せんとしている。

郵便貯金の趨勢

年次	新加入人員 千人	預入 千円	拂戻 千円	年末現在	
				人員 千人	金額 千円
昭和 二五	二四三	一〇、〇八五、〇四八	七、九六四、〇五三	八、八七一	七、九四〇、一六一
昭和 二四	二〇一	六、二六三、六三三	四、八四六、七九六	一〇、一六五	五、九五八、六二五
昭和 二三	二二二	四、一八二、八三三	三、八三六、五九七	七、八二五	三、六一〇、四八六
昭和 二二	四七五	二、七六四、三四八	三、一三六、四九九	八、四九五	二、一七六、八九二
昭和 二一	二七二	二、二七〇、七三三	一、一六九、九六七	八、七九二	一、八九九、五六一
昭和 二〇	三六二	二、二三〇、七三三	一、一六九、九六七	八、七九二	一、三三二、〇四九
昭和 一九	三三三	一、〇三〇、一〇六	三七〇、〇〇〇	八、七九二	八七七、四八〇
昭和 一八	一、〇八六	五、一七、一七三	三、八二、九四〇	一	六〇八、四八一
昭和 一七	七八三	三、三二、八四八	三、三三、九一三	五、七四三	四七三、七四六
昭和 一六	八六五	二、九、五七七	一、九、三七三	四、五四八	三四二、七九〇
昭和 一五	七二四	一、五七、八四二	一、八七、二六七	三、八五	二七四、二八三
昭和 一四	七七九	一、〇〇、三六六	一、四〇、六七	三、三七八	二一〇、二四二
昭和 一三	五〇〇、一	一、一四、二二	一、〇九、〇六一	二、八七七	一四九、六四九

年次	新入人員	預入	拂戻	年末	
				人員	金額
昭和 一一	三六五 <small>千人</small>	一〇三、一二三 <small>千円</small>	八九、二七〇 <small>千円</small>	二、〇〇六 <small>千人</small>	一一三、八七三 <small>千円</small>
一一	三六一	八二、一三三	七六、五六六	一九五	一〇〇、八〇三
一〇	三四一	七三、〇〇八	七四、八二二	一、七〇一	九五、八八七
九	三三六	七六、三六二	七四、〇四二	一、六四九	九五、四七五
八	二二五	六六、一三七	六六、四八六	一、五七四	九一、四三三
七	一七四	六〇、四四三	六六、一五八	一、五四〇	八七、六七七
六	一五八	六一、八七四	六一、七九〇	一、五九六	五、一九八
五	一六四	六四、五〇九	六四、五九〇	一、五七七	八八、〇七三
四	一八三	六七、五五五	六二、四八九	一、六三二	八六、一〇〇
三	二〇一	六三、四二二	五八、六七二	一、五七八	七四、七九九
二	二二四	五八、六二九	五一、一五八	一、五〇六	六六、五二八

(三) 預金部地方資金

國民の零細な貯蓄を集大成し、その構成資金の一部を地方に還元する趣旨の下に、低利で融通機能を営む國家金融機關の一つとして、大藏省預金部の地方資金があり、本道に對しては明治四十二年から融通を開始せられている。

戦前は地方公共團體の起債事業は、非常に嚴選され道路・橋梁・防空・緑地・工業用水道、勞務者住宅等、生産力擴充計畫並に國民生活安定に關係ある事業にのみ融通せられ、産業組合・商業組合・漁・畜工業組合等の事業も、物資配給統制又は轉失業對策等、時局に伴い必要とされる事業がその大部分であつたが、戦後は國民生活の安定及び經濟の再建等の事業に限定された。之等には出來得る限り低利に而かも豊富に供給する必要がある。之には定時的に融通される普通地方資金と、應急的・一時的に融通される特別地方資金とがある。貸付利率は三分二厘乃至五分二厘償還期限は五年乃至三十年の條件で、道市町村等の自治團體、各種公共團體、個人等に對し、北海道地方費、北海道拓殖銀行、農林中央金庫、日本興業銀行、商工組合中央金庫等を経由して貸出されたが、現在は道のみとなつてゐる。

(1) 預金部地方資金年次別融通額 (年末現在)

年次	金額	年次	金額	年次	金額
昭和 二六	二、〇二〇、一五四 <small>千円</small>	昭和 一五	二五、九八八 <small>千円</small>	昭和 八	一六、〇九五 <small>千円</small>
二五	二、三二七、五五〇	一四	二二、三五六	七	二一、三九四
二四	一、三〇六、三八〇	一三	一一、〇、四九八	六	三一、六四五
二三	九七、六〇〇	一二	一一、〇、九三九	五	八、〇〇〇
一八	一四〇、九八二	一一	一〇八、二八九	四	六四、六七〇
一七	一七、三六一	一〇	一〇〇、一〇〇	至昭和 四二	
一六	一三〇、六九五	九	一一、二五五	至昭和 四	

註 昭和十九年より二十二年まで不明。

(ロ) 事業資金別融通額 (年度末現在) (単位 千圓)

資金別	昭和二十五年	昭和二十四年	昭和二十三年	資金別	昭和二十五年	昭和二十四年	昭和二十三年
教育費	二六〇、七〇〇	二五、一六〇	三七四、四〇〇	社會事業費	八四、四〇〇	一、〇〇〇	二、三五〇
災害土木費	二九、七四〇	四〇〇、一〇〇	一三三、四八〇	警察費	八、〇〇〇		三七、〇〇〇
普通土木費	八〇九、三三〇	二五、一六〇	二六、八〇〇	戦災復舊費	六、五〇〇	六一、〇〇〇	三九、七九〇
衛生費	一四三、四〇〇	一八、一五〇	八五、五三〇	産業經濟費	四〇、五〇〇	四七、五〇〇	
勸業費	二〇三、五〇〇	一六九、六五〇	六二、四六〇	其他	一五、〇〇〇	一〇、六五〇	六五、〇五〇
交通事業	六〇、六〇〇	二五、〇〇〇	八九、五〇〇	計	二二三、七五〇	一、三〇、三〇〇	九七、七、六〇〇

(四) 簡易保険及び郵便年金積立金

大部分被保険者の保険料より成る簡易保険積立金は、國民一般の零細資金を吸収し蓄積されたもので、加入者の利益のため、其の運用方法は主として地方自治體の公共的事業に對し融通されたものである。本道では大正九年から融通されていたが、終戦後二十一年から資金運用は一時中止となつてゐる。

昭和二十年年度末の資金運用状況を見れば、次表の通りである。

(イ) 年度別融通額 (単位 千圓)

年 度	年度内貸付額		放資累計額	
	件 數	金 額	件 數	金 額
昭和	二〇	三	二八、二四	六六二
一九	一八	五	二、九一八	六四八
一七	一九	五	二、四五一	五八四
一六	一八	一	一、一七五	三、一五
一五	一七	一	一、三〇六	三、六七四
一四	一五	一	一、三〇六	三、四九
一三	一四	一	五、四四	三、一四三
一二	一三	一	四、七四	三、〇、一九三
一一	一二	一	四、一〇九	二、六四八
一〇	一一	一	三、九四	二、七、九五四
	一〇	一	二、八一〇	二、六四六

(ロ) 事業別放資累計額 (昭和二十年年度末現在)

事業	件 數	放 資 額	事業	件 數	放 資 額
教育關係	一一三	五、〇四七、八〇〇 <small>千圓</small>	公設質屋	四	三三、三〇〇 <small>千圓</small>
小學校	一〇七	四、五六九、九〇〇	公設浴場	一	六、〇〇〇
中等學校	六	四、五七、九〇〇	保健衛生施設	四	二、八八四、一〇〇
社會事業施設	五	三九、三〇〇	公立病院	八	五三九、〇〇〇

事業	件数	放資額	事業	件数	放資額
結核療養所	一	一五、五〇〇	自作農	一九	二二、一五〇
傳染病院	二	一五、四〇〇	水産共同	四	八、五〇〇
汚物掃除	一	二五、〇〇〇	畜産共同	一	二五、〇〇〇
上水道	一九	二、〇七、七〇〇	水利事業	一	一〇、〇〇〇
下水道	三	一七、六〇〇	其他施設	四	四、〇〇二、九〇〇
土木施設	九〇	三、一六、八〇〇	住居宅	八	四、四八、〇〇〇
道	三	一、四三、一〇〇	防火施設	五	二〇五、〇〇〇
港灣修築	八	三、七〇、五〇〇	火葬場	六	九、九六、〇〇〇
河川改修	一	一六、〇〇〇	防空施設	九	九七、四〇〇
災害復舊	一	一、〇七、一〇〇	各種公共	二〇	二、三三六、一〇〇
都市計畫	一	一八〇、〇〇〇	合計	三五	二七、四二二、〇〇〇
産業施設	二五	二、二、六九、四〇〇			

(五) 國民金融公庫

昭和二十四年一月公布された國民金融公庫法により、従来の庶民金庫法に基く庶民金庫と恩給金庫法に基く恩給金庫とを合併して、新たに發足したものであるが、本道には支所一、出張所一〇を設置し、配置網の完備を期しており業務の内容は専ら小口貸付、更正資金貸付を實施して、一般利用者の要望に應えている。

(イ) 國民金融公庫小口貸付 (單位 千圓)

年 月	貸付現在高		當月貸付高		返済高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和二六、六	一、六六三	一〇〇、六七二	一七	一一、七七四	六二	五、八二二
一、五九七	九四、七一九	一八二	一六、〇五五	六二	五、一四九	
一、四七七	八三、八二三	四	四、九五二	三九	四、二三九	
一、四七四	八三、一〇二	一九三	一三、二八四	九三	七、四七〇	
一、三九七	七二、二六七	六七	一〇、一〇一	四〇	四、八五一	
一、三九七	七四、九三六	七二	四、〇〇〇	四〇	四、六八二	
一、三〇〇	七五、六二二	一、三三〇	六、六九二	九二	六、四三三	
二、二四、	四〇、	四〇	二、九九八	六	一、一〇九	

(ロ) 國民金融公庫更正資金貸付 (單位 千圓)

年 月	件数	人員	金額	昭和		人員	金額
				件数	金額		
昭和二六、六	四	空	一、四七六	二	空	一、四九六	
五	四	一〇三	一、六四五	一	二六	二、六三〇	
四	三	一〇五	一、八九五	一	二六	二、六三〇	
三	五	八〇六	一三、七五九	二五、	四、〇〇九	五、九七五	

(イ) 國民金融公庫産業別貸付金 (昭和二十六年六月末)

産業別	件数	金額	産業別	件数	金額
工業	二七四	一五、二七六	商業	五二五	二七、五二五
土建業	一六七	一三、三四五			
農業	一三五	七、八四四	その他	三〇〇	八、二〇四
漁業	一三三	九、四二七			
計			計	一、五三三	八〇、六三三

(六) 住宅金融公庫

住宅金融公庫は、昭和二十五年七月法律に基いて設置され、住宅建築者のために融資を実施している。

なお、昭和二十六年十一月末現在では個人融資一億一千十一萬圓貸付住宅融資七千八百八十三萬圓となつてゐる。

(イ) 一般住宅建設資金貸付 (昭和二十六年十一月末)

年度	個人融資住宅		住宅組合融資住宅		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和二五	三、七〇〇	九五、一七〇	一、三〇一	三九、五〇〇	四、〇〇一	一〇一、三〇〇
昭和二六	二、九七四	一一〇、七三三	二、六三三	一、九五八	五、六〇四	一一〇、二二八
計						

(ロ) 貸付住宅建設資金貸付 (昭和二十六年十一月末)

年度	申請		貸付承認済	
	件数	金額	件数	金額
昭和二五	二	三五	二	一〇四
昭和二六	四	四九	一	一〇八
計				

(七) 信用組合

信用組合は、産業組合法に基いて設立したが、其の發達は著しく、金融機關としての性格も、組合員の相互扶助より一般庶民金融機關としての性格が強くなつたので、昭和十八年市街地信用組合法が實施されることになり、是より純然たる庶民金融機關として更に發展は顯著になつた。その後二十五年六月に公布された中小企業等協同組合法に基く組合に移行し、三十二組合を数えるに至つた。翌二十六年四月信用金庫法が公布せられたので、現存の組合は同法に基いて大多數は之に組織替するものと思はれるが、信用組合としてその儘残るものも若干あり、又更に新設の機運にあるものもある。二十六年六月末までの組織の概況は次の通りである。

市街地信用組合概況 (單位 千圓)

年度	調査組合数	組合員数	出資		貯金額	貸付額
			総額	拂込済額		
昭和二六	三五	五、八三六	一九四、八一六	一九四、八一六	三、八六九、九四五	三、八〇九、四五二

年 度	調 査 組 合 數	組 合 員 數	出 資		貯 金 額	貸 付 額
			出 資 總 額	拂 込 濟 額		
昭和 二五	三三	五、〇五三	一三三、九九七	—	三、三三七、七四三	二、〇九四、七四四
二四	二七	三、〇九〇	五九、一六七	—	一、九四六、三三三	一、二四四、五三六
二三	三三	三、六三六	二六、二五一	—	一、〇三六、八五三	五三一、五五九
二二	三三	三、八七三	六、九九三	—	四九、三三六	二二、五五一
二一	三三	三、八一	一〇、一〇一	—	三三、三二九	七六、〇六四
二〇	三三	三、八〇四	七、八〇五	—	一八〇、七七三	二七、七九一
一九	一八	三、七五一	七、七七一	七、〇九四	一〇〇、五〇八	二〇、九九九
一八	一六	三、三六六	七、一八八	六、六一九	六六、二二九	一九、〇二五
一七	一四	二、三三七	五、八六二	五、一六一	四三、四一四	一三、七八四
一六	一四	二、四二四	五、〇三六	四、三七三	三〇、七五九	一一、〇七七
一五	一四	三、五四四	四、四九九	三、七五一	二〇、二二六	一〇、四七〇
一四	二四	一、九、三五一	三、五二〇	二、九〇八	一一、八三七	七、四三二
一三	三三	一、八、六四一	三、一六三	二、五八九	九、五八七	六、九四三
一二	三三	一、五、九六六	二、七七一	二、一七一	五、九三六	六、一九四
一一	三三	一、三、二八一	二、二九四	一、七六六	四、二六七	五、三六五
一〇	三三	一、二、四五五	二、一〇六	一、六六五	三、六五〇	四、六四九

註 昭和二十六年は六月末現在である。

㊦ 無 盡 會 社

大正四年發布の無盡法に依つて、翌五年旭川市に上川無盡會社が免許されたのが嚆矢である。爾來企業者は増加し庶民の金融機關として重要視されるに至つた。偶々昭和十一年末放漫な經營に陥つた一會社の營業免許を取消すの已むなきに至つたが、之を動機として斯業の監督、業務の刷新を促し、却つて經營を堅實化させる要因となつた。昭和十九年三月には全道各會社を統合して北洋無盡會社の一社となり、當時本店一、支店十四、出張所三十八、代理店二であつたが、その後之を整理し本支店五十四とし、二十五年末には資本金一億五千萬圓、契約口數二十九萬二千給付契約高百十五億圓に達している。

その後、二十五年十二月北海道無盡會社が設立され、本支店十店を有して業務を行つたが、設立後間もなく資本金五千萬圓、契約高二億三千万圓となり、遂次増加し兩社とも庶民階級の利用が多く要望に應えている。

無 盡 會 社 (單位 千圓千口)

年 次	公 稱 資 本 金	拂 込 資 本 金	法 定 準 備 金	總 口 數	給 付 契 約 高
昭和 二五	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一九,五〇〇	二九五	一一,七六七、一四四
二四	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二,五〇〇	三八二	二,五八三、九八〇
二三	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇	五〇一	七,九九七、四一四
二二	一、八九五	一、八九五	—	五九一	二、四二一、五二二
二一	一、八九五	一、八九五	二九五	六五〇	八六二、八九七

年次	公稱資本金	拂込資本金	決定準備金	總口數	給付契約高
昭和 二〇	一、八九五	一、二八八	二九五	七八五	五七二、九五〇
一九	一、八九五	一、二八八	二〇七	四三三	四五四、四四八
一八	一、八九五	一、二八八	一九五	四二七	四七〇、五〇〇
一七	二、三六五	一、四八九	三五〇	二六七	三四四、八一八
一六	二、三六五	一、六二四	二六一	二五六	二六五、六〇三
一五	二、六五五	一、六二四	四一四	二三五	一九二、六八一
一四	二、二一〇	一、三四四	三六二	二七九	一三五、六九五
一三	二、二一〇	一、三四四	四一〇	一五五	一〇九、二二四
一二	二、二一〇	一、三四四	三六六	一三六	九二、六八三
一一	二、二一〇	一、三五六	三九一	二二九	八三、八八五
一〇	三、二四〇	一、九八四	三三九	一三九	八三、七八四
九	三、二四〇	一、九八四	二七八	一二六	七五、八三五
八	三、二四〇	一、九八四	四四四	一〇三	六九、六七四
七	三、二四〇	一、九二四	四二七	九四	六七、六七七
六	三、二四〇	一、九〇九	三六九	九二	六八、八〇五
五	三、二四五	一、九〇九	三六七	八七	六五、五三二
四	二、九一六	一、六四〇	三三三	七二	五九、二六四

大正	公稱資本金	拂込資本金	決定準備金	總口數	給付契約高
三	二、六六五	一、五三五	二九六	六四	五二、五七九
二	二、四四五	一、三二〇	二五三	五九	四九、一一三
一	一、六〇五	一、〇五五	一六四	五三	四二、一五〇
一四	一、六〇五	九七三	一四九	四八	三五、八八一
一三	一、三三五	八二八	一二三	四〇	二七、二四一
一二	一、二二〇	六六七	八五	三一	二〇、七九九

(ウ) 公益質屋

本道の公益質屋は、大正十二年八月苫前郡焼尻村に開設したのを始めとし、翌十三年十二月積丹郡余別村に設置したものと二箇所に過ぎなかつたが、昭和二年三月公益質屋法の公布を契機として各所に設置され、殊に同七年から三年間、低利資金借入に對する利子補給の途を講ぜられて急激に發展した。戦時中より終戦時經濟事情の變化により廢止休業するもの續出し、終戦一年後には僅かに五市三町村が經營するに過ぎなかつたが、最近は庶民の強い要望に應え急激に増加して現在十九市町村が經營し、いづれも簡便な金融機關として高度の利用率を示している。二十六年度に於ては起債千五百萬圓、創設費の國庫補助五拾萬圓を確保し、新たに十三の市町村が開設することになっている。今後道としても斯業振興のため起債、國庫補助の増額に努め、その設置を奨励して増強を圖る方針である。

なお公益質屋十九市町村の運轉資金は二千八百九萬圓で、二十五年の貸付累計額は四千九百二十八萬圓である。

(イ) 北海道信用保證協會

北海道信用保証協會は、中小業者の資金難打開策の一つとして、その信用を保証して金融機関からの資金融通を圓滑ならしめ、産業の振興を圖ることを目的として、道より一億圓の出資を行い、各市公共團、體金融機關及び業者の支援と協力に依り、昭和二十三年五月設立され、爾來著々とその業績をあげ、中小業者の利便を圖つて來たが、最近の金融難は經濟安定政策の強行に伴い、産業全般に亘り益々逼迫の度を加えているので、本協會の機能を擴充強化して二十五年十一月道との損失補償契約に基き、債務保証によつて生ずる損失について、三十年三月末までの分に對し三億圓の範圍内で道が補償することになり、協會の信用力及び資金源の強化により金融機關の積極的協力を以て金融の圓滑に努めている。

年種別狀況 (單位 千圓)

年 月	保證申込		保證總額		代位辨濟額		殘 額	
	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額	件 數	金 額
昭和 二六、六	三、五七九	一、四二一、四二二	三、二四六	一、二七〇、八五四	八六	一、五、九三三	一、二六二	五、三、六六五
二五、一二	二、五四五	九四〇、五〇四	二、二七六	八三三、五二一	六六	一、八、七〇五	一、四九五	五、〇、〇三三
九	一、五二九	五八、五〇〇	一、二八一	四〇、一七六	八三	一三、一五七	六七六	二、四、五三三
四	一、〇八一	四〇六、四九三	八四九	三〇〇、八八一	七	二、四六八	五三三	一、九四、二五六
二四、一二	七九	二七五、七七一	五六五	一八六、九四五	一		三九八	一三、二、二五二

四、物價及賃金

(一) 物 價

第一次歐洲大戰後の反動的不況を経て、昭和三年に至り一應整理の緒についた本道經濟界も、その後金本位再建に因る通貨收縮、世界恐慌の餘波に因由して物價は崩落し、産業界は沈滞を極めた。昭和七年以後は金輸出禁止の實施により、爲替相場の激落、軍需及び時局匡救關係の財政膨脹等のため物價は顯著な騰貴を示したが、九年以後は上昇率が比較的緩慢となつた。十一年下半期に至り、我が國豫算大膨脹の氣配と、世界的高物價に起因し、物價の急騰を來した。即ち昭和四年十二月の平均價を一〇〇とする小樽市の平均指數は六年には七七で、十二年七月には一〇九と上昇した。

然るに十二年七月支那事變勃發を契機とし、海外物價水準の續落、物價仰制策が行はれたに拘らず、金屬品等の軍需關係品は一齊に昂騰し、十四年には物價指數一三八・二となり、十二年七月に比し二割九分の騰貴を示した。加之十四年九月第二次歐洲大戰突發と共に海外物價水準が急騰し、政府は價格等統制令を公布して同年九月十八日現在に於ける諸物價を一應釘付とし、協定價格、公定價格を設定し奔騰せんとする諸物價の調整に力を注いだ。これを本道の取扱実績に見るに十五年十一月に於て公定價格を指定したものの三千三百點。協定價格を認可したもの一萬五千點、停止價格又は公定價格に依り難きものとして例外許可のもの三千六百點に及んだ。

十九年下期から物價昂騰の速度を早め、二十年に入るや急激に奔騰した。これは軍需生産に總ての機構を動員し、一般民需品の生産が激減した上、更に戦災に依り生産設備を破壊せられて極度の供給不足に陥つた爲である。本道としては戦災が少なかつたこと、道内資源が自給性を多分に持つていたこと、津輕海峽が經濟流通の遮斷機能をなした

こと等、特殊の情勢下に在つて、物價の騰貴率は本州方面に比し割合に低かつたが、終戦後物價政策の破綻は人心の弛緩と相俟つてインフレーションは一舉に襲來し、食糧の窮乏と共に、生活の不安に陥り憂慮すべき諸事態を發生した。その後經濟界の復活に伴い、二十四年春頃よりかなり安定の兆を示したが、二十五年六月朝鮮動亂發生後再び反騰の形勢にある。しかしその原因は戦後インフレ時代とはその趣を異にしている。即ち戦後には主食を始め消費財物價の騰貴が波紋の中心をなしたが、今回は主に海外市況の變化に基く貿易面の動搖が物價の騰勢を導いて見られる。

昭和九年乃至十一年の平均物價を基準として見るときは、二十三年は百二十八倍、二十四年は二百九倍となつてい
るが、本道の中心地札幌市に於て二十一年一月を基準として調査した自由物價の指數は左の通りである。

種類別物價指數 (札幌市) 二十一年一月基準

年 月	總平均	主食品	副食品	調味料	嗜好品	燃 料	身衣廻料及	雜の他
昭和 三、一	一七四	一六七	一八二	二二〇	一七四	一九六	六三	二二三
三、一	五三四	五三四	六九〇	四七〇	三六〇	七七五	五三三	四〇一
二、一	五七〇	六四	七〇	三七五	三六四	九一	五七一	四八一
一、一	六五六	五四〇	九〇	三六六	四八七	一、〇三二	六五二	五七四
一、一	六四二	五八八	八五	三六七	四〇四	九一五	六八	五三三
一、一	五四四	四九八	八三三	三六二	三六六	八二五	四〇七	三九三

二 七	三九八	三六四	五七四	二四	四一七	六九〇	二七四	二五三
二	四三〇	三五三	六〇〇	二五一	四一七	七六五	四〇三	二八三

参考のため左の諸表を掲げる。

物價、賃金、家計費

區 別	二十五年七月	二十五年十月	二十五年十二月
東京卸賣物價 二十三年一月 一〇〇	一八四・五	三五・九	三三〇・四
戦前基準 九一一年平均 一〇〇	二四、一〇〇・一	二六、八七一・一	二八、一〇四・五
小賣物價 大正三年七月 一〇〇	三四、六四・五	三六、三四・〇	四〇、九一・六
生産財團及自由物價 二十一年八月 一〇〇	三三七	四二六	四四三
消費財團及自由物價 二十年九月 一〇〇	五〇〇	五五七	五八六
家 計 費			
全 道	二、四六二	一三、五四九	一八、八四七
札 幌 市	一四、一四六	一四、四八七	一八、八四七
全 國	九、五四一	九、七六四	一三、四一三
北 海 道	一〇、〇三一	一一、五九三	一三、六五二

物價戰前基準指數 (昭和九年乃至十一年平均一〇〇)

年次	平均指數	年次	平均指數	年次	平均指數	年次	平均指數
明治三三	四・九	明治四三	五・九	大正九	一七・八	昭和五	八・五
三四	四・九	四四	六・〇	一〇	一九・六	六	七・八
三五	四・四	大正一	六・六	一一	二六・七	七	八・〇
三六	五・四	二	六・七	一二	二六・九	八	九・一
三七	五・〇	三	六・八	一三	三三・六	九	九・二
三八	五・九	四	六・五	一四	三〇・五	一〇	九・四
三九	五・六	五	七・五	昭和一	二五・七	一一	一〇・六
四〇	六・二	六	九・一	二	一九・九	一二	一二・八
四一	六・九	七	一二・六	三	二〇・六	一三	一三・七
四二	五・二	八	一五・六	四	一七・五	一四	一四・六

(二) 賃 金

小樽市の昭和九年の賃金指數(昭和九年四月より十年三月迄の平均)を一〇〇とする十二年の指數は、一〇八・五であつたが、戦時態勢の強化、支那事變發生後の軍事的編成替は、一般勞働力及び熟練工の需要を激増し、その不足は賃銀統制令の發動に拘らず十八年十月には二二八・五を示すに至つた。特に沖仕、日傭人夫、製材、家具類製造業、

纖維工業、土木建築等に於て顯著な昂騰を示した。終戦後は急激な物價の奔騰により一般勞働者の生活も亦極度に脅かされ、賃金の値上に關し屢々闘争を起し、殊に二十年十一月生鮮食料品の統制廢止後は一層顯著となり、その大部分の要求が貫徹されて小康を得るに至つたが、朝鮮動亂後再び物價の騰貴を來し、勞働者の収入は増加しているに拘らず、常に支出超過の状態を持續し、副収入又は借入金に依て補填しており勞資共に萬全の對策を講ぜねばならぬ現狀にある。

札幌市勞働賃金

年 月	昭和九年を 一〇〇として	年 月	昭和九年を 一〇〇として
昭和二三、 一	八、四五五	昭和二五、 一	三〇、五二〇
六	一一、八五	五	二六、〇二五
二四、 六	三三、〇九二		

産業別現金給與額 (一人一ヶ月) (單位 圓)

年 月	總 數	鑛 業	製造工業	金屬工業	機械器具 工 業	化學工業	窯業及 土石工業	紡績工業	製材及木 製品工業
昭和二五 一	一〇、五三三	一一、一四二	九、八七九	二二、三四八	八、五九	二、八六九	七、二三三	五、五三九	五、七三五
二	九、七七四	一〇、六五九	一一、四〇	二二、七七四	七、六六	三、五九一	一一、〇九三	五、〇四六	六、一〇一五

年 月	總 數	鑛 業	製造工業	金屬工業	機械器具工業	化學工業	窯業及土石工業	紡績工業	製材及木工業
昭和二五、三	八、九三〇	九、〇九八	八、五五六	九、九四五	七、七七一	二、四三三	九、六七九	四、九九六	五、七三三
四	九、三三六	九、一四七	八、七五五	二、九六八	七、三三三	二、三三五	一〇、〇一一	五、八二五	六、四六三
五	九、七一九	一〇、一八七	八、七三二	二、一八〇	七、三五八	二、一八〇	九、四二五	五、五〇九	六、〇七六
六	九、八一〇	一〇、四九七	九、二二四	二、七五二	七、三二七	二、二〇九	一〇、一〇四	六、四三〇	六、五七七
七	一〇、〇三二	一一、三九五	八、九〇九	二、五〇一	七、五七二	二、一六三	九、一六七	六、五五四	六、六三五
八	一〇、六〇三	一二、三六六	八、九二五	二、四二六	七、五〇一	一〇、四〇九	八、八四八	六、〇五四	六、六七二
九	一一、〇六三	一二、四六三	八、九七二	二、三三六	七、三五五	一〇、八六〇	七、三九八	六、二五四	六、六九六
一〇	一一、五九三	一二、六九二	二、〇四九	二、三三四	七、三九三	一三、四六一	一九、八三〇	七、九一〇	六、〇四二
一一	一二、六六六	一二、五七七	二、二六三	二、三、四一七	六、六九五	一三、一三三	二三、八六四	六、五八八	六、四六七
一二	一三、六五一	一二、六二二	一、四〇三	一、九六〇	八、四七三	一三、一五〇	二三、五二二	九、二一九	九、二四九

其の二

年 月	食料品	印刷	その他の工業	修理業	ガス電気水道業	商業	金融業	運輸業
昭和二五、一	九、二八二	六、九五九	一〇、一七二	二、七八二	八、三九九	九、九二二	一六、〇三二	一〇、二九八
二	八、四三三	七、七〇八	五、四八三	六、九三〇	八、六〇四	八、四七七	二二、八四九	九、五二二
三	八、八二三	七、九六四	五、四四五	七、〇六八	八、四四二	八、七九五	一三、五四七	八、八〇八

年 月	全道平均	労働者	札幌市一人	東京市一人	全道平均	労働者	札幌市一人	東京市一人
昭和二五、四	七、七〇二	七、五七七	五、九三七	六、九七五	一六、八六三	七、八〇六	一四、三三〇	九、七〇七
五	七、七三三	七、四〇三	五、三六六	六、七七一	九、七三九	八、一〇九	一四、九一三	八、五五二
六	一〇、一八〇	七、〇六三	五、三六六	六、九四〇	一一、八四五	九、〇〇七	一四、七一〇	八、九一一
七	八、七六一	六、六九三	五、三六六	六、〇三二	一一、一三〇	八、一〇二	一三、一五四	九、三二六
八	八、〇〇〇	六、六七一	五、三六六	九、四二五	一四、三三三	八、七四六	一三、〇八三	一〇、五〇九
九	一〇、八三三	六、六七一	五、三六六	八、五〇三	一四、四二七	八、八三三	一七、四九九	九、八八七
一〇	九、六三三	五、四九九	五、三六六	九、二六九	一〇、八六四	一〇、五一一	一六、三四八	一〇、五五六
一一	九、三三三	五、七〇七	五、三六六	六、九二二	一四、六一八	八、七〇〇	一四、八四九	九、七五五
一二	一一、七六三	七、八四七	五、三六六	九、一九九	一五、〇二六	一三、五八	一四、七五六	一三、五八一

生 計 費 (單位 圓)

年 月	全道平均	労働者	札幌市一人	東京市一人	年 月	全道平均	労働者	札幌市一人	東京市一人
昭和二五、一〇	二、八二二	三、〇二二	二、九七	二、七九	昭和二五、四	二、七九	三、〇七九	二、八九七	三、〇七九
二	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	五	二、五五九	二、七〇	二、七〇	三、〇一〇
三	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	六	二、四二四	二、七四	二、八〇八	二、八〇八
四	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	七	二、四六二	二、七六	二、七六	三、〇一九
五	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	八	二、四五四	二、七九	二、八五二	二、八五二
六	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	九	二、四五四	二、七九	二、八五二	二、八五二
七	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	一〇	二、四五四	二、七九	二、八五二	二、八五二
八	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	一一	二、四五四	二、七九	二、八五二	二、八五二
九	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九	一二	二、四五四	二、七九	二、八五二	二、八五二
一〇	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九					
一一	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九					
一二	三、二二五	三、二二五	二、九七	二、七九					

年 月	全道平均 月支出額	労働者 生計費	札幌市一人 當生計費	東京市一人 當生計費	年 月	全道平均 月支出額	労働者 生計費	札幌市一人 當生計費	東京市一人 當生計費
昭和三五、一〇	一三、五四九	一三、六〇三	二、九三九	二、八五四	昭和三六、二	一四、三七四	一一、八六〇		
二	一三、一五五	一三、八一	三、〇八六	三、〇七一	三	一五、四二九			
二二	一七、一三七	一七、三五九	四、一〇七	三、九七八	八	一七、五四四			
二六、一	二一、一五三	二一、八四九			九				

- 註 1. 資料は北海道労働科學研究所調査による。
 2. 全道平均支出額の内、二十六年八、九月は札幌市の分を掲ぐ。
 3. 札幌及東京の一人當一ヶ月の生計費は各家族數に依り按分一人當りを算出した。

五、商工業團體

(一) 商工會議所

昭和二年四月に公布された商工會議所法により札幌・小樽・函館・室蘭・旭川・帯廣・釧路の七市に商工會議所が設立され、商工業者の中核團體として商工業に關する通報・仲介・斡旋等を行い、斯業の改善發達を圖つて來たが、戦時中統制經濟が實施され、十八年秋商工經濟會法の公布施行に基き行政機關の下部機構として改組し、經濟行政の推進力として活動したが、終戦と共にその組織は商工業者の中心團體として不適當のものとなり、且つ二十一年九月に商工經濟會法が廢止せられ、各地に再び商工會議所が設立されたが、之等は任意團體で法人格を有しないものが多かつた。しかし、我國經濟の復興と世界經濟えの復歸とは、商工會議所が國際的團體として活躍せねばならぬ時期に到達し、

政府に於ても二十五年五月商工會議法を公布した。會議所はすべて法人格を有し、商工業者のみならず、社會一般の福祉と繁榮を圖るもので、現在新法による會議所は二十七を數え、商工業者の中心として道産業の經濟並に社會福祉のため綜合的見地から企畫をすすめ振興を圖つている。

(二) 中小企業等協同組合

舊商工組合法に基いて設立された組合は、八百六十四組合であつたが、二十四年七月公布された中小企業協同組合法は従來とは全くその本旨を變え、中小企業者が相互扶助の精神に基いて之を作り、設立に際しても許可制から届出制となり、その運営も民主的に行はれることが主要な眼目である。舊組合法に基いて作つた組合は二十五年二月までに改組又は移行の手續をとらぬ場合は、自然解散と見做されることになつた。この期限までに移行手續を完了した組合は二百六十二組合で、殘餘の六百二組合は自然解散したわけである。新法に基いて作られた組合の狀況は次の通りである。

區 分	事業協同組合			連 合 會			企業組合		計
	商 業	工 業	商工業	商 業	工 業	商工業	企 業	計	
市 支 合	100	176	50	7	4	5	495	495	815
支 廳	31	67	33	1	1	2	110	110	310
合 計	131	243	83	8	5	7	605	605	1125

第九章 土地改良及び土地改良區

一、土地改良

(一) 沿革

明治十四年明治天皇が本道に行幸あらせられた時、北海道大學の前身である札幌農學校附屬校園に於て、學生の農業技術を天覽あらせられたが、その時の諸作業の内に暗渠排水用土管の製造と埋設作業とがあつたことを學校史は記録している。斯る光榮に浴した本道の土地改良は、次第に進展して農地の開發に貢献したが、その事業は概ね個人起業に委ねられたものである。

その後、本道開拓の氣運は尠大な特殊土壤の改良を促し、明治二十六年には泥炭地試験場を、同三十六年には火山灰地試験場を設置し、續いて重粘土地試験地、傾斜地試験地等を設け、土地改良の方法が研究されたが、根本的に計畫されたのは四十三年の第一期拓殖計畫以來のことで、昭和二十一年度に終つた第二期拓殖計畫まで毎年多額の土地改良費を支出し、又農林省所管土地改良事業費よりの交付金もあり、直轄事業及び補助事業として澆灌・排水・客土・酸性土壤矯正等を積極的に行い、一方道費を支出して之に附帶する各般の調査並に指導獎勵を行つた結果、大なる實績を擧げて來た。

然るに滿洲事變以後の國內事情は食糧の自給確保を要請し、十八年に至り政府は緊急對策として土地改良五箇年計畫を強力に實施した。本道に於ては之に先んじ拓殖費に依る大規模な土地改良五箇年計畫を決定し、五年後には毎年

米七十一萬石、畑作は米に換算して八十一萬石、合計百五十二萬石の増産を目指し、舉道一致種々の隘路を克服して實施し頗る成績を挙げた。之が實に全國の食糧増産土地改良計畫の動因をなしたものである。

(二) 事業の内容

本道には特殊土壤と稱する火山灰地、泥炭地、酸性土壤地、重粘土、爐土等が廣く分布し、總面積約六十七萬町歩に達する。之等は自然の儘では農耕不適であるが、泥炭地濕地に排水溝を掘鑿し、乾燥を圖るときは普通土と大差ないまでに改良されるもので、既にその施設を終えた土地は水田或は畑地として立派に利用されている。故に夙に之を計畫し、面積三百町歩以上の圃地と高度改良を要する原野には國費を以て幹支線明渠排水を掘鑿し、民間事業に對する助成策としては面積三十町歩以上の圃地に幹線又は支線の明渠排水を施行するもの、及び面積三町歩以上に亘る地域に暗渠排水を施行する者には工事費の補助その他の助成を行つた。從來排水事業の主目的は荒蕪地の開拓にあつたが昭和十八年以後は五箇年計畫に基き急速な増産目的を達するため、既墾地の改良施行に重點を移した。

(イ) 明渠排水 國費を以て排水溝を掘鑿したのは大正四年を以て始めとするが、之は地表の過剰水排除を目的とするもので、暗渠排水の放水幹線として設置される場合も多く、改良面積百町歩以上のものは國の直轄事業として實施されており、今後の必要面積は二十一萬七千町歩となつてゐる。

(ロ) 暗渠排水工事 本道に廣く分布する泥炭地、重粘土、濕地等は、地表の停滯水のみでなく低冷な地下水をも排除せねば作物の健全な生育は望まれないので、地下に導水渠を埋設するもので、氣候冷涼な地方には特に事業効果が顯著である。暗渠排水には土管・モルタル管を使用する完全暗渠と粗朶・丸太・玉石等を使用する簡易暗渠とある

が、本道に於ては現在八〇%までは前者の工法によつてゐる。

補助暗渠排水事業は、昭和十一年から實施され、二十五年までの実績は國費に依るもの約十二萬六千町歩で、今後の所要面積は二十七萬六千町歩である。

十八年以後補助に依り施行した明渠排水及び暗渠排水工事の実績は左表の通りである。

明渠排水及び暗渠排水實施成績

年 度	明渠排水	暗渠排水	計	年 度	明渠排水	暗渠排水	計
昭和 一八	四、五七町	一七、五三町	三、二〇町	昭和 二二	七、二四町	九、八三町	一七、一三町
一九	一三、八三三	二七、九三二	四一、八二四	二四	一、〇四九	一、〇四九	一、〇四九
二〇	二、五七五	一七、〇〇〇	二六、五七五	二五	一	二、八七八	二、八七八
二一	八、九三三	三三、九七七	三三、八五〇	計	五、三九九	一〇九、二八六	一、四九、六八五
二二	九、五八二	九、九六四	一九、五四六				

(ハ) 灌漑事業 本道に於ける稲作は今を去る二百五十年前の元祿年間に渡島國龜田郡の一部に試作したのが嚆矢である。明治初年までは斷續して試作の範圍を出なかつたが、明治以後各府縣よりの移民が入植して各地に稲作を試みたが氣候、品種の關係から成功せず、當局も亦之を危険視して積極的の奨励をしなかつたので見るべきものはなかつた。其の後拓殖の進展と共に品種の改良を企て漸く成功の曙光を見、明治二十五年より北海道廳は盛んに指導奨励

し、積極的に水田開發を行う氣運に向つたが三十五年北海道土功組合法制定當時は水田一萬二千町歩、收穫高十六萬五千石に過ぎなかつた。

爾來、拓殖の進捗に伴い灌漑施設費に對する補助金の交付、品種改良と相俟つて水田面積は次第に増加し、第一次歐洲大戰後の米價昂騰に依り急激に發達し、昭和の初期には二十萬町歩、收穫高三百萬石を超える盛況を呈したが、戰時中勞力資材の不足により作付反別を減少し、土功組合數も百五十一に減した。資材の不足は必然的に水路附帶の構作物等を荒廢させ、又工事を施行する場合も應急的のものが多かつたため、改良施設を要するもの多く、殊に山林の過伐は河川水源の枯渴を招き、災害を瀕發させる結果となつていたので、ダムの築造に依る水源の確保と災害の防止を圖り、一面施設の改善に依り水利の合理化を圖る必要を痛感する。

灌漑事業補助については、大正九年十二月に補助規程を制定して幹線工事と之に附隨する各種工事に對し補助する途を開いたが、二十五年度までの實施面積は二十八萬七百町歩に達した。工事費の補助率は幹支線其の他工事の内容に依り異なるが、現在道營及團體營の灌漑排水は四割五分乃至五割五分となつてゐる。國の補助のみで實施し得ない特殊工事は二十六年から道營事業として一部道費負擔に依り實施してゐる。

(三) 土壤及農地の改良

(イ) 客土事業 泥炭地・亞泥炭地・重粘土地・火山灰地、砂礫地等の特殊土壤は作物の生育に不利な條件が非常に多い。之に適當な土壤を客入混和すれば種々の缺陷を矯正緩和されて農地として充分な生産力を發揮させることが出来る。本道の特殊土壤地は農耕適地約二百三十七萬町歩の内、既墾地だけで四十八萬二千町歩に達するが、この内

和二年から二十五年までに行つた客土補助事業は約十萬九千町歩で、今後尙十四萬二千町歩に對して強力な事業の推進を望んでいる。作業の方法は冬期堅雪を利用して馬糞に依る客土が一般に行はれて居るが、運搬距離が片道二軒以上のもので改良地區が廣範圍の場合は、軌道に依ることが有利である。客入する土量は地區の土性により異なるが、反當三乃至十六坪を適當とする。

工事費に對する補助率は、現在では軌道客土は六割、馬糞客土は四割五分であるが大規模の軌道客土は道營事業として實施してゐる。

十八年以後二十五年までの補助事業の實績は左の通りである。

客土實施成績

年 度	普通客土	軌道客土	計	年 度	普通客土	軌道客土	計
昭和 一八	六、六七町	六町	六、七三町	昭和 二二	二、八四町	一、三六町	三、二〇町
一九	二二、八五〇	二四三	二三、〇九三	二四	一	五、四七	五、四七
二〇	六、四九六	四七〇	六、九六六	二五	四、〇三〇	七、六	一、一五八
二一	八、九七四	八三四	九、八〇八	計	三九、〇五〇	四、七七〇	四三、八二〇
二二	一、二八九	七〇	一、三五九				

(ロ) 區劃整理事業 農作業に畜力機械力を取入れ、農地の利用を高度化するためには、農地の形態を農業生産に

適した状態に作り替える必要がある。開發の比較的新しい地帯は農地造成の際計畫的に行つた場所もあるが、開發の割合に古い道南地方には用排水系統が錯綜し、耕地が分散して、營農上不利不便の場所も少くないので、用排水地形の整備、農地の交換分合を行つて整備した。二十三年と二十五年に補助を與えて區劃整理した面積は二百三十町歩である。

(イ) 農道事業 農家が散在し、而かも一戸當經營面積の廣い本道では、道路網が比較的完備した地帯でも、農耕作業や農産物搬出に不便を感じる所がある。特に町村道すら完備せぬ地方は、季節的に人馬の通行も容易でない場所があるので、一定規格の農道を築造させ、作業の能率化を圖るために二十五年度から農道築造費を補助することとし同年中に三萬四百米を竣成した。

(ロ) 水温上昇施設 山間の溪流を水田に利用するもの、發電用として隧道により引水するものは、水温が低いことを通例とする。特に本道の如き氣候冷涼な土地にあつては、冷害の頻度も激しいので游水池を設置して、水温の上昇を圖ることが大切である。實驗の結果によれば游水池を設けた場合、二―五度の水温を上昇させることが出来、この差は時に豊凶を左右する結果となるので、北方水田の經營には特に關心を持たねばならぬ。この水温上昇施設は昭和十八年忠別川に補助と國費に依て施設したのが始まりで、二十一年度からは災害耕地復舊事業の一部として補助することに變更され、二十五年までに一萬二千五百町歩の受益面積を有するに至つた。

(ハ) 畑地灌溉事業 畑地作物の生育期間中、著しく乾燥する地帯と生育期間中、特に多量の水分を必要とする作物には、水稻と同様に適量に灌水することは著しく増産が期待される。陸稻・果菜類はその顯著な例であるので、經

濟高値の高いものから之を施行することに計畫を進めている。

(ニ) 土壤の浸蝕防止事業 傾斜する耕地を永年耕作するときは、表土が自然流亡して心土を露出し、生産力が著しく減退する。殊に傾斜度の強い場所、豪雨や積雪の多い處で急激に融雪する南斜面には顯著にこの傾向が現はれる之等は急速に耕地流亡の防止対策を講ずると共に、耕種技術の改善を圖り、地力の減耗に備えなければならぬので、新規事業として取上げる計畫を進めている。

(ホ) 石礫除去事業 河川流域の沖積地帯や、舊河川跡地の耕土中には多量の石礫が混在して利用を妨げ、且つ農機具の破損減耗を早からしめる原因をなしている。之等は一般に地味肥沃で石礫を除去するときは利用度の高い耕地となり作業が能率化されるので、積極的に奨励の途を講ずる見込である。

二、土地改良區

本道米産の主なる母體をなすものは、舊北海道土功組合法によつて設立された大小二百余の土功組合であつて、其の包括水面積は約十四萬町歩であるが、昭和二十四年六月土地改良法が公布され、土功組合法、水利組合法及び耕地整理組合法が廢止されるので、従來の土功組合は全面的に組織變更を行い、土地改良區に切替えられることとなり既にその大半は手續を完了したが、二十七年七月までに全部の切替えを行われることになつてゐる。

今、この土地改良區の前身である土功組合の沿革の概要を左に掲記する。

北海道土功組合は、市町村又は市町村組合の事業とすることの出来ぬ特別の事情ある場合に之を設立するもので、農村建設の根幹たる農業上必要な道路・橋梁・用水・排水又は堤塘等を施設維持することを目的とし、本道獨特の施

設である。従つて組合に屬する事業は何れも第一次的のもので、且つ建設的基礎工作を主とするものであるから、府縣の耕地整理組合の如く、既耕地の利用増進を圖る第二次的整理事業とは、大にその趣を異にするものである。即ち土功組合の大部分は新規に水田を經營するため、大規模の灌漑溝・排水溝を掘鑿し、或は貯水池・揚水機等を築設して未成未開の土地を良圃美田と化する使命を有するものである。明治三十五年に北海道土功組合法が發布せられて以來、各所に水田經營の目的で之を設立するもの相次いで起り、當時全道の水田面積は一萬六千町歩に過ぎなかつたものが、四十四年には四萬町歩に増加し、土功組合數も二十四に達した。更に拓殖計畫に基く造田獎勵施設と相俟つて、大正十一年には水田面積十萬町歩を超え、土功組合の數も百四十一を算え、其の後も漸次増加して水田開發上絶大な功績を齎すに至つた。然るに昭和五年以來、米價の低落、連続した水害と凶作のため、水田經營は極めて不況に陥り八年以後は灌漑を目的とする土功組合の設立を抑制する方針を執るの已むなきに至つた。更に支那事變・太平洋戰爭が相次いで起り、勞力に不足を來し、組合も歳入に缺陷を生じ、經營困難となり、合併又は解散するもの漸次増加する傾向を示したので、特別低利資金の融通と國庫より利子補給の途を講じた外、公債の年限延長、特別助成金の交付實地指導により救済に努め、十九年以後三箇年の更生計畫を樹立して施行したので一應の安定を得て今日に至つたものである。

今後は土地改良法に依り、土地改良區の名稱の下に組織を變更し、民主的な運営に依り一路増産に邁進するものと思はれるが、左に各支廳・市の區域別に土功組合（又は土地改良區）の現況を表示する。

土地改良區・土功組合の現況（昭和二十七年二月一日現在）

支廳、市	灌漑目的		灌漑及排水目的		排水目的		計	
	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別
石狩	一六	八、七三町	一	六八二	三	七、八〇七	三三	九、四一五
渡島	一	五五〇	一	一	一	一	一	五五〇
檜山	一〇	二、六〇一	二	七五四	一三	一、三五六	二二	三、三五六
後志	七	四、五三三	一	一	七	一	七	四、五三三
空知	三七	四、七七〇	一	三、三三九	三九	三〇〇	三七	五、一〇九
上川	二五	三、三六四	四	九三三	二九	一	二九	三、三六四
留萌	九	二、九一四	一	一	九	一	九	二、九一四
網走	一〇	五、〇五五	一	一	一一	一、七六〇	一一	五、〇五五
膽振	五	四、八三九	一	一	五	一	五	四、八三九
日高	七	二、四九六	一	五四五	八	一	八	二、四九六
十勝	三	八三三	二	二、五八九	五	五、六五〇	八	三、四一一
釧路	一	一〇〇	一	四、五三二	一	三三三	一	一〇〇
札幌	一	一〇〇	一	一	一	一	一	一〇〇
岩見澤市	三	一、九一〇	一	一	四	四、六六〇	四	一、九一〇
美唄市	四	一、七八五	一	一	四	一	四	一、七八五

支廳、市	灌溉目的		灌溉及排水目的		排水目的		計	
	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別	組合數	反別
北見市	—	—	—	—	—	—	—	—
帯廣市	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三九	三三、二八	三	九、五九	三	一六、三〇	三三	三三、七〇
				六四八			六四八	一、五四
				一、五四				一、五四
				三、六八				三、〇〇

第十章 行政機關

本道の行政は、明治二年開拓使を置き、樺太を併せた區域を統轄したことに始まる。而して開拓使の廢止と同時に特殊政務は中央諸官省の直轄とし、同十五年の三縣一局時代には、殖民及び山林等の主として拓殖を目的とする事務は總て農商務省に移し、翌年更に同省に北海道事業管理局を置いて之を統一管理することにした。十九年三縣一局を廢して北海道廳を置き、次で三十年北海道廳官制を改正し、郡役所を廢して新に十九支廳を設けたが、現在は十四支廳となつている。

自治行政については、明治三十四年三月北海道會法、北海道地方費法が實施されて、地方公共團體となり、議決機關として北海道會を有するに至つたが、大正十一年四月右二法に改正を加えて道參事會の設置があり、更に昭和二十一年十月兩法の廢止と共に、府縣制の適用を受けることとなり、府縣と同一の行政形體となつたが、昭和二十二年地方自治法の施行と共に、普通地方公共團體となつた。又市町村にあつては、開拓使設置後移民の來住と共に各所に新村を開いたが、明治五年戸長役場を置くまでは、維新前の舊制度に則り自治に當らしめたのである。爾來町村數は漸次増加し、開拓使廢止の明治十五年には百四十二町、五百四十四箇村の多きに達した。十九年の廢縣置廳に當り官制の大變革はあつたが、自治行政は開拓使時代と大差なく、三十二年に至つて札幌・函館・小樽に區制を、翌三十三年には龜田郡大野村外十五町村に一級町村制を施行したのを以て本道に於ける自治行政の嚆矢とする。尙町村の財力及び發達の程度が、未だ一級町村制を施行するに適しない町村に對しては、三十五年二月北海道二級町村制の制定によ

り同四月から札幌村外六十一町村に之を施行し、未だ町村制を施行するまで進歩しないものに對しては、舊制の儘戸長役場を存置したが、拓殖の進展に伴つて、一、二級町村制を施行するものが漸次其の數を増した。更に大正十一年八月札幌外五區に市制を實施し、翌十二年戸長役場を全廢して二級町村とした。降つて昭和二年一、二級町村制に改正を加え、本道の自治は愈々その擴充を見るに至つたが、昭和十八年市制、町村制並に北海道會法の改正あり、更に二十一年市町村制の改正と共に其の適用を受けることとなり、二十二年四月、地方自治法が布かれてからは、北海道と共に、普通地方公共團體となり自治體となつたのである。

一、北海道

北海道廳官制によれば、北海道廳は普通地方官廳で、長官の地位及び權限は殆ど府縣知事と同じであつた。即ち長官は内務大臣の指揮監督を承け、且道内に於ける各省の主務に付いては各省大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、拓地殖民の事務に付ては内務大臣の指揮監督を承け、部内の行政事務を總理し、又道内事務は其の職權又は特別の委任により管内一般又は其の一部に廳令を發し得るものであつた。然し地方自治の施行により長官は公選による知事と改められ、地方公共團體たる北海道を統轄し之を代表すると共に、國の委任によつて處理する行政事務については各主務大臣の指揮監督を受けることとなつた。これに伴い開發に關する事業も各主務大臣の所管となつたが、昭和二十五年五月北海道開發法が公布され、中央に北海道開發廳の設置をみ、これが實施機構として北海道が當ることとなつたが、二十六年六月北海道開發法の一部改正と共に同年七月北海道開發局が設置され、開發に關する事業のうち國の直轄事業を施行することとなり、北海道は補助事業を施行することとなつた。

現在の北海道の機構としては、副知事二名十二部一局の下に一室六十三課及電源開發推進本部を置いている。即ち次の通りである。

總務部

知事公室 行政調査課、祕書課、涉外課、弘報課

人事厚生課、財政課、法規課、統計課、稅務課、開發計畫課、地方課、涉外勞務課、北海道開發委員

會事務局

衛生部 醫務課、保健指導課、豫防課、環境衛生課、藥務課
 民生部 社會課、婦人兒童課、保護課、消防課、世話課、保險課、職業輔導課
 勞働部 勞政課、職業安定課、失業保險徵收課、勞働教育課
 經濟部 農政課、農業改良課、畜産課、農業經濟課、農業協同組合課
 商工部 商工振興課、工務課、交易觀光課
 水産部 漁政課、水産課、漁業制度課
 農地部 調整課、農地課
 開拓部 拓務課、開拓計畫課、用地課、入植課、營農指導課、土地改良課
 土木部 管理課、道路課、河川課、港灣課、都市計畫課
 建築部 工營課、建築指導課、住宅課

林務部 林政課、道有林課、林業課、林産課
 出納局 總務課、歳出課、用度課
 二、支 廳

本道を十四の地區に區分し北海道支廳を置いているが、支廳長は知事の補助公吏であり、知事の委任又は指揮により所管區域内の事務を管理執行し、町村長が國の機關として處理する行政事務については、町村長を指揮監督するものである。尙、地方行政の重要施策及び地方振興上、必要な事項につき支廳長の諮問に應ずる地方振興委員會及び地方行政機關の連絡調整を密にし、綜合行政の實績を擧げる爲、支廳所管區域内の行政事務に關係ある機關を以て組織された地方行政協議會がある。

名稱	位置	市町村數		管轄區域
		市	町村	
石狩支廳	札幌市	一	六	八 札幌郡、千歳郡、石狩郡、厚田郡、濱益郡
渡島支廳	函館市	一	七	八 龜田郡、上磯郡、松前郡、茅部郡、山越郡、
檜山支廳	江差町	一	三	一〇 檜山郡、爾志郡、久遠郡、太櫓郡、瀬棚郡、奥尻郡
後志支廳	倶知安町	一	七	三 虻田郡の一部、余市郡、忍路郡、古宇郡、美濃郡、積丹郡、古平郡、岩内郡、磯谷郡、歌棄郡、壽都郡、島牧郡
空知支廳	岩見澤市	三	三	二六 空知郡の一部、夕張郡、樺戸郡、雨龍郡
上川支廳	旭川市	一	七	二六 石狩國上川郡、空知郡の一部、勇拂郡の一部、天鹽國上川郡、天鹽國中川郡
留萌支廳	留萌市	一	五	六 留萌郡、増毛郡、苫前郡、天鹽郡の一部

名稱	位置	市町村數		管轄區域
		市	町村	
宗谷支廳	稚内市	一	三	一〇 宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、禮文郡、天鹽郡の一部
網走支廳	網走市	二	一〇	一八 網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡
膽振支廳	室蘭市	二	三	九 幌別郡、有珠郡、虻田郡の一部、白老郡、勇拂郡(除一村)
日高支廳	浦河町	一	二	八 浦河郡、様似郡、幌泉郡、三石郡、靜内郡、新冠郡、沙流郡
十勝支廳	帯広市	一	八	二六 河西郡、十勝國中川郡、河東郡、十勝國中川郡、十勝郡、廣尾郡、足寄郡
釧路國支廳	釧路市	一	四	七 釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡
根室支廳	根室町	一	二	五 根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡

三、市 町 村

昭和二十七年四月一日現在の市制施行地は札幌・函館・小樽・旭川・室蘭・釧路・帯広・夕張・岩見澤・北見・網走・留萌・苫小牧・稚内・美唄の十五市、町村制施行地は町九十四、村百六十八、市町村計二百七十七である。その一市町村當り面積は平均約二百八十三方杆で、最大のもは大阪府の面積に均しく、又都府縣に於ける一郡よりも大なる面積を有するものが多い。

四、北海道議會

議員の數は當初三十五人であつたが、人口の増加に伴い、その定員數は昭和十一年には六十五人、十五年には六十八人に増加し現在は九十三人である。昭和二十五年十一月現在選舉有権者は二百二十二萬二千余人である。

昭和二十七年四月現在各黨派別議員數は、自由黨二十四人、農民協同黨二十一人、社會黨十四人、國民民主黨十一

人、公正クラブ十人、道政クラブ七人、労働者農民黨五人、計九十二（缺員一人）となつている。

五、本省の出先官廳

開拓使設置當初は、本道の政務は悉く開拓使の管轄するところであつたが、その後三縣一局時代、道廳時代となるに従い、特殊の政務は漸次分離して中央官廳の直轄に歸した。例えば開拓使廢止と共に鐵道は工部省に、明治十六年には遞信事務を農商務省に、二十一年には新冠御料牧場を宮内省主馬寮に、二十七年には札幌農學校を文部省に、三十六年には裁判所及び刑務に關するものを司法省に移管し、爾來年と共に組織の新設又は擴張をみたのである。終戦後昭和二十二年より、從來内務省所管として拓殖費により北海道廳が經營に當つていた國有林が、御料林を編入すると共に農林省直轄となり、五營林局により經營されることとなつた外鐵道、專賣局のように公社に移つたものがある。現在出先官廳の主なものはこの通りである。（昭和二十七年四月一日現在）

内閣所管 人事院札幌地方事務所

總理府所管 國家地方警察札幌管區本部、北海道開發局、開發建設部（一〇）石狩川治水事務所、土木試驗所

建設機械工作所

裁判所所管 札幌高等裁判所、地方裁判所（札幌、函館、旭川、釧路）家庭裁判所（四）、簡易裁判所（四四）

法務府所管 札幌高等檢察廳、地方檢察廳（札幌、函館、旭川、釧路）區檢察廳（四三）札幌法務局、地方法

務局（三）同支局（一四）出張所（一〇〇）刑務所（札幌、旭川、帶廣、網走、函館少年刑務所）

札幌矯正保護管區本部

外務省所管 北海道連絡調整事務局

大藏省所管 北海道財務局、札幌國稅局、稅務署（三〇）函館稅關

文部省所管 北海道大學、北海道學藝大學、室蘭工業大學、小樽商科大學、帶廣畜産大學

厚生省所管 北海道醫務出張所、檢疫所（小樽、函館）、國立病院（六）、國立療養所（八）

農林省所管 北海道食糧事務所、統計調査事務所（札幌、函館、帶廣、北見）、馬鈴薯原々種農場（四）、札幌肥

料検査所、小樽輸出食品検査所、種畜牧場（日高、新冠、十勝）、札幌競馬事務所、營林局（札幌函館、旭川、北見、帶廣）、札幌木炭事務所、林業試驗場札幌支場、水産廳北海道駐在所、北海道區水産研究所（余市）、北海道農業試驗場、農業總合研究所北海道支所、札幌農事改良實驗所、北海道水産孵化場（支場六、事業場四五）

通商産業省所管 札幌通商産業局、札幌鑛山保安監督部、地質調査所北海道支所、電氣試驗所札幌支所、鑛業技術試驗所北海道支所

運輸所省管 札幌陸運局、北海海運局、第一管區海上保安本部（小樽）、小樽海員養成所、小樽地方海難審判廳

札幌管區氣象台、函館海洋氣象台

郵政省所管 札幌郵政局、札幌郵政監察局、地方貯金局（三）、室蘭地方簡易保險局

電氣通信省所管 札幌電氣通信局、北海電波管理局

勞働省所管 北海道勞働基準局、勞働基準監督署（一六）、公共職業安定所（一九）

經濟安定本部 札幌管區經濟局、地方經濟調查局（札幌、函館、旭川、釧路）
特別調達廳 札幌特別調達局
國有鐵道 鐵道局（札幌、旭川、釧路）
專賣公社 日本專賣公社札幌地方局、函館工場

第十一章 財政

本道の財政が、從來他府縣とその趣を異にしたのは、今尙開拓の道程にある拓殖地として、之に要する經費の大部分が國庫より支出された爲である。本道の開拓は松前藩時代に始まつたが、計畫的に事業を經營したのは明治二年開拓使設置以後のことである。當時未開の土地が多く、人口も稀薄であり、租税の如きは誠に微々たるものであつた。開拓使は十箇年一千萬圓の國庫金と、道内で徴收する租税、官業収入とを合せて經費に充てる外、兌換券と事業公債とを發行し、又明治八年より地方出航税を課してその經費に充てた。越えて十五年開拓使を廢し、函館・札幌・根室の三縣と農商務省北海道事業管理局を設置するに當り、政府は各縣に自賄主義を採らせ、財政は各縣個々に按配經理させたので、歳入の乏しい縣は開拓事業施行の財源を缺き、各縣政策の不統一と共に拓殖事業は甚だ不振の状態に陥つたので、明治十九年三縣一局を併合して北海道廳を設置し全道を統一するに至つた。國庫歳入は逐年増加したが、餘裕を生ずる程度には至らず、拓殖事業も著しい進展を見ることが出来なかつた。その後特筆すべき事柄は三十年には區町村別を實施し、三十二年に拓殖十年計畫の實施、三十四年には北海道地方費法の實施となり、茲に自治制度が確立し財政も亦獨立するに至つた。

本道の財政が府縣と異なるのは、多額の開發事業經營費が國庫から支出されていることで、開發の進展と共に歳入の増加は必然的結果であるが、時に經濟界の不況と政府の緊縮財政、或は打續く水害・凶作・凶漁又は事變戰爭等により歳入歳出共に順調を缺くこともあつたが、終戦後は物價騰貴及税制の變革等により著しい增收を示すに至つた。

一、國庫歳入出

昭和六、七年度の歳入は、既往に於ける漸増の趨勢から逆轉して大正十三年以來の最低額を示した。これは一般經濟界の不況と凶作凶漁の結果、租税及び税外收入共に減少したためである。一方歳出に於ても財政の緊縮方針により昭和六年度には著しく減少し、翌七年度に急激に増加したのは逼迫した經濟界を打開するため産業の振興を圖り、疲弊した農山漁村、中小工業者の振興助成策として、時局匡救費を計上し七年度以後三年間に社會、土木事業及び經濟更正施設等に對し多額の支出をした爲である。又十二年度以後の歳出の著しい増加は、支那事變に伴う生産力擴充施設、國民生活安定施設に多額の支出をした結果であるが、歳入の増加は支那事變による新税の創設及増徴に因るものと、自然増収に因り租税收入が著しく増加したためである。

昭和十六年太平洋戦争開始により、戦時負擔額の増嵩と、戦争に伴う各種の施設施策により急激な膨脹を來したが二十年度には戦時關係施設の増加に加え、連合軍進駐經費の支出があり、遂に歳出は歳入を凌駕するに至つた。終戦後は急激な物價騰貴及び之に伴う税制の改革が主なる原因であるが、更に我が國再建のためには資源の豊富な本道の開發こそ唯一喫緊の要事であることが朝野の間に強調せられ、第二期拓殖計畫の終了に引續き多額の開發事業費の支出に依り、歳入歳出共に飛躍的增加を來した。

今、歳入歳出の狀況を示せば左の通りである。

國庫歳入歳出 (單位 千圓)

年 度	歳 入	歳 出	歳入超過 △不足	明治二年より		累 計
				歳 入	歳 出	
昭和 二五	三、五二二、三九六	二、四一八、四二七	△ 一、一〇三、九六九	一七、七五五、四七六	一五、八四六、九三二	七二、九〇六、五四四
二四	七五、三六三、九二二	三七、七〇〇、五〇〇	△ 三七、六六三、四二二	二五、三三三、〇七八	八一、六二二、七二五	七三、五九六、三六三
二三	五、五〇〇、〇七六	二、〇〇〇、〇〇〇	△ 三、五〇〇、〇七六	七九、八四八、二七六	四三、九三三、二二二	三五、八五九、九五四
二二	一八、五三三、三六〇	一三、五〇八、八七〇	△ 五、〇二四、四九〇	一九、二八八、〇九〇	三三、八九七、八六九	六、三九〇、二二二
二一	四、七七七、二九七	四、〇七八、六八八	△ 六六八、六〇九	一、七三三、七三〇	九、三九九、〇三三	一、三四五、六九八
二〇	一、七〇〇、一七〇	一、五五〇、四〇〇	△ 一五〇、七七〇	六、〇〇七、四〇〇	五、三二〇、三四四	七、七七〇、〇〇六
一九	八九一、〇三三	五、四〇〇、〇〇〇	△ 四、五〇九、九六七	四、九四四、五二九	四、〇五五、八七一	八八八、六四八
一八	三、五九一、一七八	二、五〇〇、〇〇〇	△ 一、〇九一、一七八	四、〇五三、五〇七	三、五五五、八六八	五三七、六三九
一七	二、六〇〇、六九九	一、五三三、二二四	△ 一、〇六七、四七五	三、六九四、三三九	三、二六五、四八三	四六八、八四六
一六	二、〇六六、〇三九	一、三九一、五八八	△ 六七四、四五〇	三、四三三、七〇〇	三、一三三、三九九	三〇一、三四〇
一五	三、〇九二、二六〇	二、四二二、三三七	△ 六六九、九二三	三、二〇七、六八一	二、九七二、八五一	二三四、八三〇
一四	二、六一〇、二一九	一九二、二二六	△ 四一七、九九四	二、八九八、四二二	二、七三〇、五〇四	一六七、九一七
一三	二、三三二、二九二	一、六四一、六六二	△ 六九〇、六三〇	二、六三七、四〇三	二、五八、三七八	九九、〇二四
一二	一、七二二、四九五	一、四一、五七六	△ 三〇、八六六	二、四二四、二一〇	二、三七四、二二六	四九、八九四
一一	一、四〇〇、八五〇	二、七、八三二	△ 二、六九二、九一八	二、三五一、六二五	二、三三三、六三六	一八、九七七
一〇	二、六、九九五	二、二、五〇五	△ 四、四九〇	二、二〇〇、六六三	二、一〇四、八〇六	五、九五九
九	二、三、七四三	二、四、九七五	△ 一、二三二	一、九八、七七〇	一、九八三、三〇一	一、五三二

年 度	歳 入	歳 出	歳入超過 △不足	明治二年より累計	
				歳 入	歳 出
昭和 八	一一〇、七九二	一一三、七九五	△ 二〇、〇〇四	一、八五八、〇二七	一、八五八、三三六
昭和 七	九二、八五八	一〇六、七三〇	△ 一三、八七二	一、七四七、一三七	一、七四五、五三一
昭和 六	九六、三三〇	九四、七〇一	△ 一、六〇九	一、六三四、七三九	一、六三六、八二一
昭和 五	一〇六、四一〇	一〇四、六七四	△ 一、七三七	一、五二八、〇六九	一、五四四、一一一
昭和 四	一一一、〇五七	一一三、六八一	△ 二、七二四	一、四一三、六五九	一、四三九、四三七
昭和 三	一〇八、二六五	一一〇、六〇八	△ 二、三四三	一、三〇四、〇〇一	一、三三五、六五六
昭和 二	一〇一、二三四	一〇七、〇四三	△ 五、八一九	一、二三二、三三六	一、二七〇、四八八
昭和 一	九九、一〇五	九九、七六三	△ 三四二	一、一三二、一三六	一、一〇〇、〇〇六
大正 一四	九六、四三二	八七、八九八	△ 八、五三四	一、〇三〇、〇一八	一、一〇一、二四三
大正 一三	九五、三六一	九六、〇八二	△ 七〇一	九三三、五六七	九三三、三四五
大正 一二	九〇、二三六	九九、七三七	△ 九、五〇一	八四〇、二〇六	八七二、二六三
大正 一一	八四、六六五	九八、四〇一	△ 一三、七三六	七四九、九六〇	七七七、五二六
大正 一〇	七六、八三五	八六、四四六	△ 九、五六二	六八三、二七五	六九二、二二六
大正 九	七三、七五一	八二、九四六	△ 九、一九五	五六六、四四〇	五四二、六七九
大正 八	七三、四九一	六七、五五〇	△ 七、九四一	五〇七、六九〇	四九九、七三三
大正 七	六一、〇八三	四三、四三〇	△ 一七、六五三	四三二、一九八	三九二、一八三
大正 六	四三、六五七	二九、八〇六	△ 一五、八五一	三七二、一五	三四八、七五三

年 度	歳 入	歳 出	歳入超過 △不足	明治二年より累計	
				歳 入	歳 出
明治 五	三三、九二二	三三、八八二	△ 四〇	三三、四四七	三三、九四七
明治 四	二六、一〇一	二〇、六七〇	△ 五、四三一	二九一、五四七	二九六、〇六五
明治 三	二六、〇六三	二二、二四	△ 四、九三九	二六三、四四六	二七五、三九五
明治 二	二六、四四〇	二〇、八三三	△ 五、六〇八	二一七、三六三	二五四、二七二
明治 一	二五、六五一	二二、五五三	△ 三、〇九八	二〇、九四三	二三三、四四〇
明治 四〇	一六、六三四	一一、八〇三	△ 五、八三一	九、七二八	一三七、八四八
明治 三〇	二、二三元	四、九三九	△ 二、七〇〇	三二、七〇〇	六三、四八〇
明治 二〇	七一九	二、四七三	△ 一、七五三	一八、三三三	三六、二八〇
明治 一〇	六六〇	一、〇九六	△ 四三五	五、〇九一	一一、一九九

註 1. 本表には宮内省及び陸海軍省に關するものを含まない。
 2. 昭和十六年以後の鐵道關係分を含まない。
 3. 昭和二十五年度分は郵便、電信、電話、森林收入、專賣局等の特別會計所屬の分を含まない。

イ、歳 入

租 税 道内に於ける租税收入は、本道拓殖事業の主要な財源で、その消長は直ちに事業に影響を及ぼし、その増減は税法の改正、財界の好不況に支配され、昭和四年度までは順調な増收を示したが、その後の數年間は深刻な財界の不況と凶漁・凶作の災害に原因して憂慮すべき減收を示したが、八年度は豊作であり、一般財界も稍活況を呈したので、増收の趨勢に復した。その後支那事變の發生による臨時租税・増徴法及び支那事變特別税法による新税の創設・増徴があり、又十六年太平洋戦争の開始により急激に増收を來し、終戦後もその經濟情勢に對應するため財産

税・戦時補償特別税・増加所得税・非戦災者特別税の創設及び其の他各税目について増徴が行はれ、二十四年度には遂に二百六十億圓の租税収入を示すに至つた。

主な租税収入の実績は左の通りである。

國庫租税收入 (單位 千圓)

年 度	所得税	法人税	相續究	酒 税	消費 糖	噸關 稅及	其の他	計
昭和 二五	二、七四、一七〇	一、四六、六六三	一〇五、二二四	六、三九、九四四	三六、七二四	四、八六八	一、五四三、二八一	二、五〇、八三四
二四	一五、九〇三、一五六	一、七〇五、三一九	一三七、九三三	五、四九五、二二五	一六九、八八二	一、五九九	二、八三五、四七五	二六、二四八、六一二
二三	九、一五一、五一九	八二五、三七七	八六、七九九	三、四〇〇、七五五	三四六、一〇九	四	二、二三五、二五〇	一六、〇五五、二七
二二	三、八〇三、四五五	三七三、六〇三	一五、九三三	一、三四、一二五	五、一二六	一	一、五三五、一九九	六、九九三、四四三
二一	五、三、九二四	二四、九六九	一〇、〇二四	九八、九六四	二、一六五	一	一、四九一、〇〇〇	一、七六八、一三六
二〇	一八七、五一四	二三、三五	四、七四六	六二、六三三	二、〇二四	二	一一二、〇三三	三九〇、三五六
一九	一〇、七七七	一八、八六二	三、九六五	四七、二九一	三、九五九	八	一〇一、九四六	二八四、八〇八
一八	五、七四二	一三、三四八	一、八一	三五、八四〇	八、六二六	三六	七六、四一五	一八九、二六八
一七	四〇、二六四	一〇、五八一	一、四六四	二二、三六一	七、八三三	一、一〇〇	三六、四一六	一一〇、〇九
一六	二二、三五四	五、五四五	六、七九	一五、八九五	六、八四二	一、八九六	一六、二〇六	六九、二八五
一五	三、一〇一	三、四六九	五、七一	一〇、六二五	七、七五	一、三三	一八、三六七	六五、一〇〇
一四	二二、四四四	五、四四	七、三六	九、一七六	八、六一〇	九四一	一六、〇二二	四八、七七一

年 度	所得税	法人税	相續究	酒 税	消費 糖	噸關 稅及	其の他	計
大正 一三	九、七二〇	四九七	四八〇	九、六二四	一三、〇一三	五七七	九、三九九	四三、三〇
一二	六、三九〇	四三四	四一一	八、〇一〇	七、四六七	四八六	五、八四七	二九、〇五五
一一	三、七七九	二三四	四三八	七、四七四	六、〇三四	四八〇	三、九三九	二二、三六八
一〇	三、五一六	二五一	四五四	七、四七〇	六、四三〇	四八四	三、五八六	二二、一九一
九	三、三六八	二六〇	四五六	七、五八〇	四、五五八	七五八	三、三四四	二〇、二三四
八	二、九一七	二六〇	三八九	六、四二一	四、八〇五	五五四	二、八二三	一八、一六九
七	二、八七四	二四六	四一五	四、八二一	四、一七五	六五六	二、六二三	一五、八〇九
六	三、三三六	二六五	三四七	五、七五九	四、三八一	六三六	三、〇九一	一七、八一五
五	三、七七八	二八一	三二一	七、九六三	四、八二九	八〇三	三、四八四	二一、四四九
四	四、三二六	二九九	二七四	八、八一八	四、二五三	一、一一三	三、六八二	二二、七五四
三	四、〇五三	三七〇	四六七	八、二五〇	四、二三四	一、一八	三、六三一	二二、〇六〇
二	四、〇五二	二九一	四二八	七、四七七	三、七〇二	九三三	三、四五二	二〇、三三三
一	四、一六六	二二六	三八〇	七、三一一	二、九一〇	一、五五四	三、五五二	一九、〇〇〇
大正 一四	四、四四二	一	三七九	七、四八七	二、五三二	六七九	三、七四三	一九、四三三
一三	四、一九三	一	三七	七、四三七	二、八二六	六四〇	三、七四三	一九、二七六
一二	三、九八三	一	二六	七、一八六	一、三八一	七八九	三、五四三	一六、九九八
一一	三、六四四	一	八六	六、八四三	八八二	六八六	二、八四四	一五、九八五
一〇	三、〇〇〇	一	一〇一	五、四三七	二二六	四〇九	三、六〇六	一三、七八〇
九	二、四一八	一	七八	五、二〇八	一六七	二九〇	三、九二九	一〇、〇二二

年 度	所得稅	法人稅	相續稅	酒 稅	消砂 費 稅	糖 稅	關 稅 及 稅	其 他	計
大正									
一	三、一〇九			五三	四、六六一	一六〇	四二	三、六五九	一三、一五一
二	二、九四五			五六	三、九〇七	一五二	九三	二、九六五	一〇、一六
三	一、八三八			五九	三、〇一八	一〇九	七九	二、三三九	七、四二二
四	一、二六四			三九	二、三四三	二四	一八四	一、九一七	五、八六一
五	九七四			二七	二、二六九	一〇八	二二	一、七八〇	五、三六九
六	九五一			三三	二、〇六七	八三	二二	一、八九七	五、二四四
七	九一〇			三七	二、二三三	四	三三六	一、八三〇	五、三四五
八	一、一七四			二七	二、二六八		一三九	一、七七七	五、三八五
九	一、二二九			二二	二、二二八		二九二	一、六四一	五、二八九
一〇	四			三七	三、三		六二	五六九	一、〇一八
明治									
一〇	一			八			二五	三八三	四一六

註 法人稅欄昭和十四年度以前は資本利子稅である。

租稅外收入 租稅外收入の主なもの、鐵道收入・專賣局收入・郵便電信電話收入・森林收入等であるが、之は特別會計に屬するもので、一般會計としては印紙收入、官業及官有財産收入等である。終戦後失業保險・労働者災害保險收入等が含まれるに至つた。官業收入は經濟界の影響に依り一進一退を免れぬが、昭和八年以後累増し、戦後は物

價高の關係もあり、飛躍的に増收を來し二十四年度には四百九十一億圓に達した。鐵道・通信・國有林の特別會計は近年歳出が歳入を超える状態であつたが、二十五年度は概して歳入超過の状況を示した。

國庫 租 稅 外 收 入 (單位 千圓)

年 度	印紙收入	郵便電信及 電話收入	鐵道收入	專賣局收入	森林收入	其他收入	計
昭和							
二五	一〇、五二八					一、〇〇〇、〇三六	一、〇一〇、五六九
二四	四五九、八二六		九、三三四、五八三	九、五九六、八五五	二、六〇四、一九一	二四、五二五、七八三	四九、一三五、三〇一
二三	二二五、四三〇		六、五〇七、六七七	七、〇〇六、八九三	一、九四一、三九一	一六、九五〇、二一〇	三四、五〇四、八四九
二二	七七、六七七		一、九四三、七三六	二、〇〇〇、二〇一	一、〇一〇、三三〇	五、八四三、六四〇	二一、五五九、九一七
二一	一七、三三四		四七一、四五九	三、三三三、四七八	一、五五六、七二七	一、七八〇、二六一	二、九四九、一六三
二〇	六、二二三		一七八、六五五	四七、一六八	六六、二三六	三四五、八八〇	六八二、五五四
一九	六、二二八		一六五、九七四	八四、八四八	七四、六二六	二三八、八九七	六〇六、二〇五
一八	四、九四七			六九、八三七	六三、八三四	一九、六五四	一八五、三五一
一七	四、三三八			三九、六三八	六〇、四一四	四二、四二二	一六〇、五八〇
一六	四、一五四			二九、二五〇	五九、四三五	二四、八〇五	一三六、七三七
一五	四、九一三			二七、九六五	四四、五七四	九、八五四	二四四、一三〇
一四	三、二二八			二二、五一一	三三、四二八	一一、一〇一	二二、四四七
一三	二、八八九			一七、五三八	二二、七五三	〇、〇〇〇	一六九、九八二

年 度	印紙収入	郵便電信及 電話収入	鐵道収入	專賣局収入	森林収入	其他収入	計
昭和 一二	二、五五八	一四、二六九	八八、五〇九	一六、三三六	一九、三九〇	二、三七八	一四三、四四〇
一〇	二、四九〇	一三、五五〇	七四、四九〇	一四、五六八	一三、五二二	一、九〇二	一八、四八二
一〇	二、〇七〇	一一、六〇一	六六、五三九	一三、九七四	一一、〇二七	一、五九〇	一〇六、八〇四
九	二、〇六六	一一、三三八	六五、四一六	一三、七七八	九、七七三	一、一七五	一〇三、五五五
八	一九九〇	一〇、六二〇	五八、七七〇	一三、八六二	六、六三三	七五七	九二、六二二
七	一、八二二	九、八二三	四七、八八八	一一、〇六七	四、七七六	六七四	七七、〇四九
六	一、九三三	九、七六六	四八、〇七七	一一、四九一	五、六三〇	六一〇	七八、四九六
五	二、一一五	一〇、七〇〇	五二、八五五	一三、五三九	五、一九九	五五二	八四、九六六
四	二、三五〇	一一、六一一	五二、四四八	一四、二二四	七、一〇一	八一九	八八、三〇三
三	二、四七七	一〇、八八〇	五〇、九五六	一三、七三六	七、〇六八	一、〇九九	八六、三〇六
二	二、二七八	一〇、一八〇	四七、九四六	一三、四〇八	六、二八六	七八四	八〇、八八二
一	二、四三七	九、四一四	四五、一六〇	一五、五三九	五、八二一	一、一四三	七九、五〇四
大正 一四	二、五七〇	一〇、〇〇五	四四、一〇八	一一、八二二	五、八二九	九五八	七六、三七二
一三	二、三三一	八、九七三	四二、五四八	一四、一一〇	六、五三八	一、六〇五	七六、一〇五
一二	二、三二二	八、〇六四	四〇、六六八	一三、四〇四	六、二八〇	二、四九四	七三、三三二
一一	二、四六七	七、九三七	三六、一五六	一五、一〇五	五、三四三	一、七四八	六八、六七六
一〇	二、六九三	七、三二二	三四、八五八	一二、八五〇	五、六三四	二、五六五	六五、九一〇

年 度	印紙収入	郵便電信及 電話収入	鐵道収入	專賣局収入	森林収入	其他収入	計
明治 四〇	二、七一四	七、〇五四	三四、〇一三	一四、八二二	五、六三五	二、二二五	六六、四四三
三九	三、六五〇	六、三〇五	三〇、八五七	一三、二二三	五、四三三	二、一〇七	六一、七〇五
三八	二、八二三	五、四〇五	二三、三〇二	一〇、四六四	五、五二九	一、九九六	四九、五〇八
二七	二、〇五八	四、五八五	一七、二八四	九、一六九	四、〇三八	一、一一一	三八、二四五
二六	一、三五二	三、七〇八	一三、五二四	六、二二三	二、二六四	八七九	二七、九五〇
二五	一、〇〇七	三、一四二	一〇、七〇〇	五、九四六	一、三二七	四〇六	二二、七三三
二四	九一四	二、九四八	九、六四四	五、七三〇	九〇三	六七九	二〇、八一八
二三	九二五	二、八五五	九、五二〇	六、〇八九	一、一七五	五三一	二一、〇九五
二二	九六三	二、七四七	七、九七三	六、四九四	一、四八一	六〇七	二〇、二六六
二一	四八五	二、〇六九	五、二〇一	二、四三九	五七六	五七五	一一、四四五
二〇		七〇一			三三〇	四〇〇	一、三三二
一九		五七			八六	二二七	三六〇
一〇						三四二	二二四

註 1. 宮内省、陸海軍の歳入を除いた。
 2. 昭和十六年以後十八年まで鐵道収入を含まぬ。
 3. 二十五年度は一般會計に屬する租税外収入のみで特別會計に屬するものは除いた。

口、歳 出

本道に於ける國費は、拓殖の進展に伴つて膨脹の一途を辿つて來たが、昭和十二年以後は支那事變及び太平洋戦争

により、戦時體制の一環として各種施設に多額の支出を要したのと、戦後經濟界の急激な變動による物價高の關係から經費の増高を來し、著しい増額を示した。
官廳機構の改革其の他に依り出先機關の新たに設置せられたものもあり、各省所管別に見た本道關係の歳入歳出は左表の通りである。

昭和二十五年所管別歳入歳出 (本道關係) (單位 千圓)

所管名	一般會計		特別會計	
	歳入	歳出	歳入	歳出
内閣	一八、六八五	九、六八四、〇〇七		
總理府	一九八、六二六	七四、九六〇		
法務府	二、八〇八	二〇六、〇三六		
裁判所		二、四六九		
外務省	二、七九、九七四	八〇五、七〇〇	一三、四六九	五四、三九〇
大藏省	二二、八〇〇	一、二六七、八五三		
文部省	一四五、八三六	二、〇一三、〇〇五		
厚生省	一三三、四一八	一、〇〇五、四五三	二七、九七七、三五七	三、九五、二〇一
農林省			一〇四、四〇一	一四三、六五六
運輸省	一、四九四	四一三、〇〇七		

所管名	國庫歳出	
	歳入	歳出
通商産業省	一、三三〇	二六、八三七
労働省	一九二	三〇八、七六五
建設省	三、三三三	六三六、九七三
經濟安定本部	四、三四	六〇、八一七
電氣通信省		
日本鐵道		一、八九二、四〇三
日本專賣公社		二、六六八、〇四七
北海道開發費		八、七五〇、六六〇
		六、八七三、四七九
		二五、九一八

年度	國庫歳出						計
	北海道廳	札幌電通局	札幌鐵道局	札幌財務局	札幌專賣公社	小樽海運局	
昭和 二五	八、七九五、四七七	三、一〇九、二二二	四一五、三二一	五〇五、〇六三	九〇三、三二四	三五、〇三三	一一、〇二四、三四三
二四	三、五二七、四八三	一、二四、八六三	五、三二八、一九八	一四、三三二	一七四、九七三	一六、三九一	一三、五〇八、八三七
二三	一、七八一、九八八	二六、三七〇	一、六七三、二三四	二六、四〇一	五、六二五	三、七二八	二八〇、三三三
二二	三、四、四五二	八〇、二九七	四八六、二〇〇	六、九五六	一四、三六三	二、三〇三	三一九、九八四
二一	一八、一、五三〇	四五、三八二	二六、一、三〇三	四、九三三	九、五九一	一、〇二六	三六、四四一
一九	八三、八一九	三七、一七六		三、〇八七		八六四	一二五、四三九
一八							二五〇、三八五

年度	北海道廳	札幌郵政局	札幌鐵道局	札幌財務局	札幌專賣公社	小樽海運局	其他諸官衙	計
昭和 一七	六八、三〇三	三一、四八九		二、六九五		五〇四	五〇、四九三	一三五、一四四
一六	五五、〇七〇	二六、五六六		一、九三〇		三八八	五五、五四三	一三九、五八八
一五	四二、八六〇	二七、七六八	一一九、三六六	一、八二九	一六、七九六	四四五	三八、二八三	二四二、三四七
一四	三九、六五三	二〇、〇六四	八六、八八一	一、六八二	一〇、五三二	四八八	三二、八三六	一九二、一六六
一三	三六、〇五〇	一七、一八八	七四、一三四	一、六九六	七、七一九	四九九	三六、八七七	一六四、一六三
一二	三七、八九九	一五、八九九	六三、四三五	一、四六一	六、八八四	二八九	一五、七一一	一四一、五七八
一一	三三、五六五	一四、〇四二	六一、一二三	一、四二四	六、八一五	三五九	一〇、五一三	一二七、八三三
一〇	三一、一五三	一二、九一四	五六、四三九	一、二九九	六、七二二	二五三	一二、七九六	一一一、五〇五
九	三一、三三三	一一、四九三	五六、二九一	一、一八二	六、四四四	二五三	一七、九七九	一三四、九七五
八	三四、六六三	一一、〇六七	四三、七〇六	一、三五五	六、九〇二	二三九	一四、八六八	一一二、七九五
七	三四、六四八	一〇、六九八	四〇、九四一	一、一三三	五、七一一	二〇一	一三、三九三	一〇六、七〇〇
六	二六、六七八	一〇、六九八	三九、四一九	一、一四八	六、七一〇	一九九	九、八四九	九四、七〇二
五	二八、一八二	一一、一〇一	四五、六〇七	一、一六五	七、四一六	二三三	一〇、六一〇	一〇四、六七四
四	三〇、二九七	一二、五九六	五二、三六六	一、〇九三	七、四一六	二三三	九、九八〇	一一三、七八一
三	三〇、五五八	一二、二六三	四七、九二三	一、〇八五	六、九四二	二〇六	九、六四八	一〇八、六〇八
二	二九、三三四	一一、五〇四	四六、六三六	一、二三四	六、九四三	一九〇	一〇、二〇二	一〇七、〇四三
一	二二、四八九	一一、三七四	四四、三〇四	一、二九九	九、六二七	一八八	九、五四三	九八、七六三

年度	北海道廳	札幌郵政局	札幌鐵道局	札幌財務局	札幌專賣公社	小樽海運局	其他諸官衙	計
大正 一四	一七、九九八	八、八三四	四二、〇四六	八七六	六、九九九	一八〇	一〇、九六〇	八七、八九四
一三	二一、〇八五	七、五六二	四四、五〇二	一、〇四三	二、二一九	二六一	九、五〇一	九六、〇八三
一二	二七、八一三	七、六〇四	四五、一〇二	一、〇四一	八、三七八	三〇二	九、三九八	九九、七三七
一一	二五、三六八	八、一四三	四五、五六一	一、〇三三	一〇、〇〇七	三九六	八、〇三三	九八、四〇二
一〇	二二、七六三	七、三六三	四一、一六六	六九〇	七、八四九	三〇六	六、三三三	八六、四四六
九	一五、一九一	五、九七一	四四、〇六六	六七二	一一、五四四	一八一	五、二二五	八二、九四六
八	一〇、一五四	四、九九七	三七、六〇二	五二六	九、五六八	二〇七	四、五九六	六七、五五〇
七	六、六六三	三、一〇二	二二、五六三	三九四	七、五八八	一五五	一、九四四	四三、四三〇
六	四、三〇〇	二、一六二	一四、五八七	二六六	六、三六六	八一	二、〇四三	二九、八〇六
五	三、四六九	一、八三八	一一、五七九	二五三	三、五九九	七五	二、〇六九	二二、八八二
四	三、四八二	一、九八九	一〇、〇〇〇	二七六	三、四二二	六八	一、七〇四	二〇、九七〇
三	三、八四五	一、六七三	一〇、一四三	二二六	三、一九一	六三	一、五二四	二一、一三四
二	四、〇三六	一、六七九	一〇、六七七	二二八	三、七六六	七〇	一、四二七	二〇、八三三
一	三、九五一	一、六七九	一〇、六七七	二四二	四、三〇〇	八〇	一、五四六	二二、五五三
明治 四〇	三、五六一	八二九	七、一一三	一七一	三七七	一九八	一、一六四	二二、八〇二
三〇	三、五六六	六五九						二二、五五三
二〇	二、二二二	一三七						二、四七三
一〇	二、二二二							二、四七三

二、道 財 政

本道地方費の獨立は、明治三十四年北海道會法の制定により始めて認められ、拓殖政策から地方費事業を分離し、従來國庫支辨に屬していた地方的事務を繼續するに至つたものである。爾來其の事務の範圍も擴大され、財政も亦膨脹し、制度施行當時の明治三十四年度の歳出總額は百三十三萬圓に過ぎなかつたものが、大正七年以來の財界の好況に因る物價騰貴に起因して著しく増加し、殊に昭和七、八年の凶作水害対策施設、時局匡救事業のため、同八年度には千八百十七萬圓餘に達し、當初の十三倍強となつた。昭和二十二年に地方自治法、地方財政法の制定及び地方税法の改正があり、又戦後の施策、物價騰貴による經費の増加により、歳入歳出共に急激な膨脹を見た。

併しながら、本道は地方自治法の施行により、制度的には府縣同様の完全自治體としての取扱を受けるに至つたが北海道會法の廢止が昭和十八年という極めて最近のことであり、自治體としての年齢の若さの如く、財政の基盤も極めて貧弱であるのみならず、劃期的な新税制は、本道の如き原始産業構成地帯には却て減收の結果を齎らし、又平衡交付金制度も現状維持的經費を目的としているため、成長過程にあつて各種施設の經費を必要とする本道には著しく不利となり、そのため、道及市町村は何れも法定標準率を超えて課税し、他府縣には全く見ることの出來ぬ状態である。この様に高額負擔をしなければならぬ原因としては次の三點が考えられる。

即ち第一に、本道は地域廣大である上に寒冷積雪地帯であり、人口密度が小さい爲に行政費が割高となつてゐる。

第二、本道は開發の爲に多額の國費を投じているが、その事業は主として開發の基本施設に止り、之に有機的に結合する附帶施設は道費又は市町村の負擔となつており、又開發事業そのものも國費のみでは萬全を期し難いので、止むを得ず多額の地方經費の支出を要する。第三、道及市町村の行政施設が他府縣に比して幼稚であり、住民を他府縣並みの文化と施設の恩恵に浴させるためには、その水準を高めねばならぬこと等であるが、之等の經費が相重つて財政の困難を招來しているものと思はれる。

昭和二十六年度道豫算は、九月末現在約百六十九億圓で、國庫支出金、起債其の他の特定財源を除き道民の純負擔は四十一億八千萬圓で、一世帯當り五千二百四十圓である。これは貨幣價値の關係にもよるが、從來嘗て見なかつた高額のものである。最近年次の府縣統計を得られぬので比較出來ぬが、既往に於て都道府縣が賦課した税額の平均では本道は高位の部に屬する。未だ開發途上に在つて民力充實せず、基礎確立せぬ道民が斯の如く高額の負擔をして來たことは開拓のために施設すべき事業の多い點に於て府縣と趣を異にするため、之に對しては他府縣と均一の水準に達するまで、政府はその公共施設を向上せしめるに必要な經費財源を積極的に附與する方策を講ずべきである。

イ、歳 入

昭和十五年の税制改革により新に地方分與税の新設と共に、從來の雜種税の大部分が市町村に委讓され、その後も經濟界の變動による國税の増税に伴つて屢改正されて來たが、二十二年には地方自治法の施行と共に地方税法の根本的改正を見、更に二十三年及び二十五年の兩度の大幅な改正が行はれて在來の地方配付税が廢され、地方財政平衡交付金の制度が新設されるに至つた。

二十五年年度の税収入は三十六億五千萬圓で、主なるものは事業税の二十一億八千萬圓、入場税七億四千萬圓、遊興飲食税五億七千萬圓、鑛區税一億六千萬圓等で、税外収入の主なるものは地方財政平衡交付金四十九億九千萬圓、國

庫支出金三十三億二千萬圓等で、全収入の五十七%は國庫に依存していることになる。

道 費 歳 入 (單位 千圓)

年 度	税 收		計	國庫支出金	地方財政 平衡交付金	其の他	合 計
	普通税	舊法に依る 税収入					
昭和 二六	四、〇九九、三六八	七、八、三三一	四、一七七、四一九	三、八三五、一三〇	五、一四、九〇〇	三、七六〇、三五四	一六、八七七、七九三
二五	三、三三〇、六三三	五、三〇、七六六	三、六五一、四〇八	三、三三五、八八七	四、九九三、八六三	二、六八二、四四五	一四、六四二、六〇二
二四	三、三三〇、〇〇〇	五、三三三、四	三、三九九、二六三	四、五七七、七六〇	一、九四四、一五六	二、四二〇、二三六	一三、二一一、四四四
二三	一、八八八、四四七	七、九一四	一、八五一、九三	三、〇〇〇、四八三	一、四三五、一〇六	一、五五九、八九七	七、九二七、四六
二二	四九六、九六六	七、七三〇	五〇四、六五六	九四九、四六三	五九五、三三九	五八一、九二二	二、六三一、三五九
二一	八〇、八六〇	四	八〇、八六四	三七六、七〇八	五四、〇五一	七五、六三七	五八七、三〇〇
二〇	一〇、〇三四	三	一〇、〇三七	一〇五、八〇〇	二九、六七〇	四八、二三四	一九三、七六一
一九	一〇、一六七	一四	一〇、一八一	四〇、三三八	二二、三四五	二八、六三四	一〇一、五四八
一八	八、〇五六	三三	八、二七九	二六、三三二	一六、八〇	三三、七一一	七四、一一三
一七	七、三四七	一、五三七	八、七八四	一九、八六〇	一四、〇七九	一八、四九〇	六二、二二三
一六	六、七七八	一、七九八	八、五六七	一九、二九六	一〇、七六三	一五、二七	五三、九〇七
一五	五、〇八一	二、七六二	七、八四三	一三、二九九	八、九九〇	九、〇五一	三九、一八四
一四	一〇、〇〇九	—	一〇、〇〇九	五、九九九	—	七、五三三	二二、五〇九
一三	八、九八三	—	八、九八三	五、八二五	—	六、〇〇〇	二一、四〇七

年 度	税 收		計	國庫支出金	地方財政 平衡交付金	其の他	合 計
	普通税	舊法に依る 税収入					
昭和 二二	八、五八三	—	八、五八三	三、五七〇	—	六、九一三	一九、〇六五
二一	八、二六一	—	八、二六一	三、〇八八	—	六、九〇三	一八、二五三
二〇	六、九七三	—	六、九七三	三、八八八	—	四、九二五	一五、七二五
一九	六、五五八	—	六、五五八	三、八六五	—	三、八五〇	一四、二六四
一八	六、八二七	—	六、八二七	四、九五二	—	七、五七七	一八、八五五
一七	五、六一九	—	五、六一九	六、一八〇	—	四、五五七	一六、三五六
一六	六、七二五	—	六、七二五	一、八二七	—	四、五八七	一三、二二九
一五	七、二一一	—	七、二一一	二、〇三三	—	三、二九五	一一、五〇三
一四	七、七三三	—	七、七三三	二、〇一一	—	二、六八七	一三、五〇〇
一三	七、五八〇	—	七、五八〇	一、九四二	—	五、三四〇	一四、八六二
一二	六、九〇七	—	六、九〇七	二、三三七	—	四、九九〇	一四、二三四
一一	七、二四二	—	七、二四二	一、六九五	—	四、四五九	一三、三九六
一〇	七、二一一	—	七、二一一	一、二一八	—	四、一一〇	一二、四四九
九	七、二一一	—	七、二一一	一、三九三	—	二、九九四	一〇、六三九
八	六、九五三	—	六、九五三	一、三七一	—	四八一	一、九五九
七	一、三七五	—	一、三七五	一〇一	—	四八六	二、六〇七
六	一、四四八	—	一、四四八	六七三	—	四八六	二、六〇七
五	六二五	—	六二五	七四三	—	六三	一、三四一

註 1. 昭和二十六年度は二十六年九月末の豫算額である。

2. 地方財政平衡交付金の欄二十五年以前は地方配付税又は地方分與税である。

口、歳出

二十五年年度の歳出総額は百四十一億七千萬円で、終戦當時の八十四倍に膨張している。その内主なるものは教育費の四十五億四千萬円で、総額の三十二%を占め、次は産業経済費の三十四億九千萬円で二十五%、土木費は十五億九千万円で十一%となっており、何れも終戦當時に比較して金額に於て急速に増加しているが、之は物價騰貴等の關係によるものである。尙、昭和七、八年度に急激に膨張したのは土木費、勸業費の補助、水害凶作地に對する産業助成費、時局匡救施設費、地方債費等の増加に因るものである。

道 費 歳 出

年 度	警察費	土木費	衛生費	教育費	産業経済費	社會及勞働施設費	其の他	計
昭和 二一〇	一六、六五九	一七、二二八	三、七七一	四九、五〇〇	二、二〇五	—	六〇、四八八	一六八、七八一
一一一	五九、五八六	四七、三〇六	一三九、六六二	一九一、五二七	四九、三三九	—	四三、五〇九	五二〇、九二九
一二一	二四二、七八六	二八九、三三九	三三五、三二一	七三四、七二九	二九〇、三五三	—	四五八、六三三	二、三四二、九一一
一三三	三〇三、五九一	一、三四一、六九四	二四四、九六四	二、〇〇三、五〇九	一、六五四、八七四	八九八、〇五六	一、二八八、九二九	七、五六五、六一七
一四四	三三、七三二	一、六二二、五九八	四二八、七〇三	三、五二二、一八一	四一〇、〇九〇	九七九、三三四	二、五五七、一五九	一一、五四三、九八五
一五五	二二、三四〇	一、五九一、六七四	五六二、三三三	四、五四〇、五九八	三、四九二、八六二	一、一四五、〇一〇	二、八八五、二八五	一四、一七〇、〇一一
一六六	五八、七六〇	一、七〇一、三〇一	七一一、五八〇	五、九三三、七三三	四、二六一、一七四	一、二七八、一三二	二、九三三、一四三	一六、八七七、七九三
一七七	六、二九二	六、四二六	一、四六一	一一五、三三八	九、三六〇	五三三	一一、二八九	六一、五九九
一八八	五、六三三	五、九三四	一、一六四	一八、八七七	九、一八五	五四〇	九、二八八	五〇、六一九
一九九	一〇、〇〇五	五、五九八	一、九四六	五、六一五	一三、〇四七	—	四七、三八七	八三、五九九

一	二、七六九	一、四四一	一、四一	三、一〇	八九七	二四	四、三四一	一、二、六三三
二	二、六九三	一、三九〇	一、七八	三、三二八	七九四	一〇一	四、九八〇	一三、四六三
三	二、七四六	一、三六一	二〇五	三、一〇九	八三七	一四	五、三〇三	一三、七六五
四	二、七三三	一、二二四	一九八	三、三二二	七三八	二四五	四、六八八	一一、九六九
五	二、六九四	一、二四三	一九五	二、八七五	六八〇	二八六	四、二二六	一一、一八九
六	二、七三三	一、二五三	一九九	二、四七一	七六八	一〇	四、〇一五	一一、五五八
七	二、六五一	一、二〇八	二一四	二、二五七	六九八	〇一〇	七、六七三	一一、八二二
八	二、六三九	一、一九〇	一八九	二、〇〇三	八七三	〇一〇	一〇、七六四	一八、一七七
九	三、〇四三	九三六	二二一	二、四四〇	一一二	一一五	五、二二三	一三、一九六
一〇	二、九二六	一、三六五	二〇九	二、五六九	一一九	九六	六、六七九	一四、九七三
一一	三、三三三	二、七七五	二一九	二、六一一	一四〇	一一四	六、三〇七	一五、八九九
一二	三、〇七四	二、五〇〇	二九六	二、九二〇	一、六七四	一一八	五、六九三	一六、六八一
一三	三、三七四	二、三七七	四〇九	三、一〇一	二、五七七	二二六	七、〇一八	一九、〇七一
一四	三、四九九	一、九八四	三三八	三、二五三	三、五二六	二九三	六、七二三	一九、六二六
一五	四、一三三	二、四四一	四九二	一、四、二五一	五、三六一	一七八	七、二二七	三四、〇九三
一六	四、九三三	三、二二五	六三五	七、六五一	一三、〇一三	二二二	七、二八八	四六、九五六
一七	五、六三三	五、九三四	一、一六四	一八、八七七	九、一八五	五四〇	九、二八八	五〇、六一九
一八	六、二九二	六、四二六	一、四六一	一一五、三三八	九、三六〇	五三三	一一、二八九	六一、五九九
一九	一〇、〇〇五	五、五九八	一、九四六	五、六一五	一三、〇四七	—	四七、三八七	八三、五九九

年 度	警察費	土木費	衛生費	教育費	産業費	社会及労働施設費	その他	計
大正 一四	二、五八八	一、二二四	一三八	二、七六六	九五	100	四、六八	二、八三九
一三	二、七七三	一、二三五	一六九	二、五二三	一、一八六	二四	三、四八四	二、三八四
一二	二、九七四	一、五七九	一五五	二、七二〇	九九七	一五	四、三六	二、八二六
明治 四二	五二二	五四三	三三	三七二	一八九	八	八六三	二、五二七
三四	三四六	三五六	一八	102	七三	一	四三四	一、三三四

註 昭和二十六年度は二十六年九月末現在の豫算額である。

三、市町村財政

市町村の財政も、地方の開発、戸口の増加と共に施設を要するもの多く、年々膨脹して来たが、終戦後は飛躍的に増加し二十五年末最終豫算に於ては百六十三億五千百萬圓に達し、終戦時の二十年度に比較すれば百二十倍の増額を示している。然しながら本道の市町村は半官半治の北海道二級町村制が廢止されたのは昭和十八年で極めて最近のことであり、その後幾何もなく地方自治法が施行されたため、その財政の實情は道財政の事情と同様、極めて貧弱で市町村民税を始めとし、その他普通税に於て標準率を超過した課税をしても、尙甚だしい財源の不足を來し、止むなく地方財政平衡交付金に大中に依存しなければならぬ状態に在る。

二十五年年度の歳入は税収入六十億八千萬圓で三十七%強、その内普通税は五十三億五千萬圓、地方財政平衡交付金は三十億四千萬圓で十八%となつてゐる。又市町村民税は二十七億一千万圓で普通税の五十%を占め、税別収入中の主なものは國及び道支出金の二十九億二千萬圓、市町村債の十二億一千万圓である。

歳出に於ては昭和十五年以降國民學校教育の給與が市町村財政を離れ道費に移つたため負擔は輕くなつたが、その後學制の改革等により校舍設備費等の負擔を増し、又警察費を新たに負擔することになり、之等は急激に膨脹してゐる。其の他は道費と同様、物價騰貴、各種施設費が目立つて増加したため何れも膨脹を示している。歳出の内主なものは教育費の二十五%、役所費十三%、土木費十四%、社會及労働施設費十四%、警察消防費九%等である。

市 町 村 歳 入 (單位 千圓)

年 度	税 收			地方財政平衡交付金	計	税外收入	合 計
	普通税	その他の税	小 計				
昭和 二五	五、五三、四七七	七〇〇、三三七	六、〇〇、四四四	三、九四〇、三	九、九四四、七	七、二二七、七	一六、三三二、四四五
二四	五、三三、七三六	五、三三、七三六	一〇、六七、四七二	三、七二、八〇七	一四、四〇、九一五	六、一〇七、七	二〇、五一八、六九二
二三	四、四、三〇〇	七、四、三〇〇	一一、八、六〇〇	三、七、五六一	一五、六、一六一	三、三、三三三	一九、九四四、四四五
二二	七、七、七三六	七、七、七三六	一五、五、四七二	三、三、三三三	二〇、八、八〇五	三、三、三三三	二四、二、一三八
二一	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	二、二、〇〇〇	三、三、三三三	六、六、六六六	三、三、三三三	一〇、〇、〇〇〇
二〇	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	二、二、〇〇〇	三、三、三三三	六、六、六六六	三、三、三三三	一〇、〇、〇〇〇
一九	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	二、二、〇〇〇	三、三、三三三	六、六、六六六	三、三、三三三	一〇、〇、〇〇〇
一八	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	二、二、〇〇〇	三、三、三三三	六、六、六六六	三、三、三三三	一〇、〇、〇〇〇
一七	一、一、〇〇〇	一、一、〇〇〇	二、二、〇〇〇	三、三、三三三	六、六、六六六	三、三、三三三	一〇、〇、〇〇〇

年 度	税 目		小 計	入		計	税 外 收 入	合 計
	普 通 税	そ の 他 税		地 方 財 政 平 衡 交 付 金	計			
昭和 一六	一九、九〇〇	一七、六二一	一九、九〇〇	九、三七三	二九、二七三	五八、一六四	八七、四三七	
一五	一七、六二一	一九、四四一	一七、六二一	八、一八三	二五、八〇四	五三、二二七	七九、一三一	
一四	一九、四四一	一七、七四〇	一九、四四一	五、二七三	二四、七一三	五一、二一〇	七五、九三三	
一三	一七、七四〇	一五、七四七	一七、七四〇	四、八八〇	二二、六二〇	四三、八一九	六六、四三九	
一二	一五、七四七	一六、四五三	一五、七四七	四、四一三	二〇、一六〇	四〇、四二二	六〇、五八二	
一一	一六、四五三	一五、六一九	一六、四五三	二、二九六	一八、七四八	五〇、四七一	六九、二一九	
一〇	一五、六一九	一四、五五三	一五、六一九	一、	一五、六一九	五〇、四五〇	六六、〇六九	
九	一四、五五三	一三、六四九	一四、五五三	一、	一四、五五三	四七、四六二	六二、〇一四	
八	一三、六四九	一一、九二八	一三、六四九	一、	一三、六四九	六二、六三四	七六、二八三	
七	一一、九二八	一一、九九〇	一一、九二八	一、	一一、九二八	三七、六一四	四九、五四二	
六	一一、九九〇	一五、〇六四	一一、九九〇	一、	一一、九九〇	二九、六二三	四二、六二三	
五	一五、〇六四	一六、四八三	一五、〇六四	一、	一五、〇六四	二七、七五六	四二、八二〇	
四	一六、四八三	一五、九二三	一六、四八三	一、	一六、四八三	三二、七九六	四九、二七九	
三	一五、九二三	一四、九九四	一五、九二三	一、	一五、九二三	三二、四二二	四八、三四五	
二	一四、九九四	一五、八八〇	一四、九九四	一、	一四、九九四	三〇、七四三	四五、七三七	
一	一五、八八〇	一五、五一六	一五、八八〇	一、	一五、八八〇	二一、〇〇二	四六、八八二	
大正 一四	一五、五一六	一、	一五、五一六	一、	一五、五一六	二〇、一六六	三五、六六三	

明治 四二	二、七五八	二、七五八	二、七五八	一、七八四	四、五四三
-------	-------	-------	-------	-------	-------

註 地方財政平衡交付金欄昭和十四年度までは臨時地方財政補給金、二十四年度までは地方配付税である。

市 町 村 歳 出 (單位 千圓)

年 度	役 所 費	消 警 防 費	土 木 費	教 育 費	社 會 及 勞 働 施 設 費	衛 生 費	經 濟 費	其 他	計
昭和 二五	三、二二一、六八六	一、五四一、〇六二	二、三四八、三〇三	四、〇六一、五六三	二、二二四、七二四	九三九、〇一六	八七三、七八一	二、二五一、三〇〇	一六、三五一、四四五
二四	二、三四五、二三八	一、一九八、七九三	一、三九九、九九五	二、三九九、六八五	一、三九九、五〇七	五四三、四三三	五二〇、五八四	三、〇八四、四三三	一一、八六〇、六七五
二三	一、五〇八、七三九	六九〇、〇三三	七五六、一一三	一、八九二、二九九	九六三、三〇六	三六一、一〇〇	三四八、二九四	八六六、八八六	七、三八六、五九九
二二	五六九、八四四	三九、七九五	二二五、二二三	四五一、〇九九	二七六、三六一	一八五、五七一	九二、〇〇二	四四〇、五八三	二、二八〇、四六七
二一	二六、三二二	一〇、六八八	三九、四七〇	七四、〇六一	五六、〇九三	三、〇〇九	一一、五三六	一四六、八五二	四九五、九四二
二〇	三四、九九四	一六、〇五八	八、七三七	一六、七七四	三、九一〇	一六、七三六	三、一四四	三四、九七六	一三五、三二〇
一九	二〇、五四〇	六、二二五	六、〇七三	一五、四七三	八四二	一〇、四〇二	二、〇四七	三四、四七〇	九六、〇九〇
一八	一六、六九七	四、九六八	四、五八七	一七、七七二	一、二八〇	九、三九八	三、〇三二	三、〇〇四	八七、〇九六
一七	一三、七九四	四、〇六八	八、八八四	一八、八一三	九二二	七、二三五	四、二六一	三二、四四一	八九、九三七
一六	一〇、二七六	三、三〇二	四、九四二	三四、九五六	九九三	五、九二五	四、七二九	二八、七六三	八三、八八六
一五	七、二六三	二、一九七	四、二六一	二〇、七二二	九〇八	三、一五九	三、一八三	二四、四八六	六六、八八八
一四	七、五五〇	一、〇五五	三、四〇六	一〇、〇六八	八二二	三、五七四	三、二二三	二八、六三〇	六九、三三七
一三	六、八九〇	一、七四七	三、〇三八	一八、〇四九	五三四	一、八二二	一、〇一一	二九、二一九	六二、四〇一

年 度	役所費	警防費	土木費	教育費	社會及勞務施設費	保健衛生費	經濟費	其他	計
昭和 一二	六、二四九	一、四三八	三、七二五	一七、五七一	六八一	三、九〇三	一、〇八九	二一、七六三	五九、四一八
昭和 一一	五、八〇四	一、二五四	六、四七二	一七、〇九六	四三八	六、二七一	三四五	二九、四一三	六七、〇九三
昭和 一〇	五、三九七	一、〇四五	四、二九七	一六、八四五	三九五	五、三七二	四二七	二八、四三七	六二、二一五
昭和 九	五、四六六		五、二〇一	一五、三三五		五、五四八	二七〇	二八、六九七	六〇、五二七
昭和 八	五、五〇二		六、九一九	一四、二六九		三、二二四	一七二	二八、九八八	七四、〇六四
昭和 七	四、八六七		八、五七九	一四、二九一		二、七八六	二〇五	一八、六五六	四七、三八四
昭和 六	四、六四四		六、四六一	一二、一六三		三、一八七	一六五	一三、一三六	三九、七四六
昭和 五	四、七三四		五、一八七	一二、二三七		三、三三一	一一一	一三、一三四	三九、七三四
昭和 四	五、一〇七		四、六七九	一四、七二二		三、六七二	一二九	一六、九五八	四五、二六八
昭和 三	五、一〇一		四、一三〇	一四、四九五		三、四六二	一九六	一七、三三六	四四、七二〇
昭和 二	四、八二一		三、五四三	一二、九八七		四、〇四〇	一三八	一六、八〇〇	四二、三三九
昭和 一	四、七四三		三、二一八	一三、三三九		二、九三五	一八五	九、九七一	三四、二九一
大正 一四	四、四七〇		二、〇八六	一一、〇一七		二、六七四	一六三	一一、一三三	三三、五四三
大正 一三	四、四七〇		二、〇八六	一一、〇一七		二、六七四	一六三	一一、一三三	三三、五四三
明治 四二	四、四九		四一五	一、八五〇		一、三四	一三	一、四四九	四、三六〇

註 昭和九年以前の消防費、社會及び勞働施設費は其の他に包含した。

道費歳入出決算 (單位 千圓)

年 度	歳 入	歳 出	差引増減	年 度	歳 入	歳 出	差引増減
昭和 一二	一四、六四二、六〇三	一四、一七〇、〇一一	四七二、五六一	昭和 一一	一八、二五三	一五、八八九	二、三五三
昭和 一一	一二、二一一、四一四	一一、五四三、九八五	六六七、四二九	昭和 一〇	一五、七二五	一四、九七三	七四二
昭和 一〇	七、九二七、四一六	七、五六五、六一七	三六一、七九九	昭和 九	一四、二六四	一三、一九六	一、〇六七
昭和 九	二、六三一、三五九	二、三四二、九一一	二八八、四八八	昭和 八	一八、八五五	一八、一七七	六七八
昭和 八	五八七、三〇〇	五三〇、九三九	六六、三七一	昭和 七	一六、三五六	一五、八二一	五三五
昭和 七	一九三、七六一	一六八、七八二	二四、九七九	昭和 六	一三、二一九	一二、五五八	五七三
昭和 六	一〇一、五四八	八三、五九九	一八、九四九	昭和 五	一二、五〇三	一二、一八九	三一四
昭和 五	七四、一一一	六一、五九九	一二、五一一	昭和 四	一三、五〇〇	一二、九六九	五三二
昭和 四	六一、二二三	五〇、六一九	一〇、五四九	昭和 三	一四、八六二	一三、七六五	一、〇九八
昭和 三	五三、九〇七	四六、九五六	六、九五〇	昭和 二	四、二三四	一三、四六三	七七一
昭和 二	三九、一八四	三四、〇九三	五、〇九一	昭和 一	一三、五九六	一二、六三三	七六四
昭和 一	二二、五〇九	一九、六二六	二、八八三	大正 一四	一三、四四九	一一、八三九	六一〇
大正 一四	二二、四七〇	一九、〇七一	二、三三六	大正 一三	二、六〇七	二、五二七	八〇
大正 一三	一九、〇六五	一六、六八一	二、三八四	大正 一二	一、四三三	一、三三四	九七

四、諸税負擔額

道民の諸税負擔額が昭和七八年度に於て急激に減少したのは、打續いた經濟界の不況に加え、稀有の水害及び凶作

の影響を受け道民の収入が著しく減少した爲である。その後は経済力の充實と共に漸次増加し、昭和十五年度の税制改革と事變戦争のため更に著しく増加し、終戦後は數次の税制改革に依り飛躍的に膨脹し、昭和二十四年度は一戸當三萬五千五百圓、一人當六千六百十圓の負擔となつた。

終戦の年、昭和二十年を基準として道民の擔税状況を見るに、税収入の増加率に比して一人當り負擔額の率が低いのは人口の増加率が之に上廻つてゐる爲である。即ち來住者數が自然増加數と略同率に進んでゐることは、本道開發事業が軌道に乗つて進展しつつあることを示すものである。一面歳出の増加率に比して税収入率、一人當り負擔率の共に高いことは、その財源が税収入に偏重してゐるものと言える。左表に摘記したように二十四年の道費歳出總額が二十年の六十八倍であるに對し税収入は二百二十七倍であり、市町村は歳出總額が同年次間に九十五倍となつたに對し税収入は百六十七倍となつてゐる。住民が負擔苛重を叫ぶのは當然であり、その軽減を圖ることが緊要な施策と考えられる。

歳出、税収入、租税負擔額の膨脹 (指數)

年 度	出			入			一人當り負擔額		
	本道に關する國費	道 費	市町村費	國 稅	道 稅	市町村稅	國 稅	道 稅	市町村稅
昭和 一〇	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一一	三三五	三九	三六六	三三一	八〇六	四六三	二五三	七六七	四八九
一一一	一、〇七七	一、三三八	一、六八五	一、七八五	五、〇二八	二、三〇三	一、六四三	四、三六七	二、一七八

一一三	一、六七六	四、四八三	七、〇E〇	三、八六七	一八、四五二	九、四七五	三、四〇九	一五、三六七	八、五八九
一一四	三、〇〇八	六、八四〇	九、五〇四	七、三九九	二七、六八九	一六、七七五	六、二九八	二二、一三三	一四、六一一

諸 税 負 擔 額 (單位 千圓)

年 度	額			指			數		
	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅
昭和 二五	一六、六五一、三九〇	一、七六一、八四八	五、四三三、八六七	二二、三、五六二	二四、三三八	三四、一五五	七六、一五二	八八、三五五	一四、六二一
二四	一九、三三三、三五三	二、七九一、三三〇	五、五〇三、四〇七	二七、六五五、八九六	三八、三七六	三四、六五六	八八、三五五	一〇、九六一	一四、六二一
二三	一〇、一三〇、三五五	一、八五一、九一一	三、一〇八、四九八	一五、〇、九〇七、六四一	二五、五七二	一九、五七五	四八、二一〇	一八、九六一	一四、六二一
二二	四、六七四、八六四	五〇四、六五六	七五五、六七七	五、九三五、一三七	六、九六八	四、六六一	一八、九六一	一四、六二一	一四、六二一
二一	九八八、八四九	八〇、八六四	一五三、〇〇〇	一、二二二、七一一	一、一〇九	九六	三、九〇三	一八、九六一	一四、六二一
二〇	二六二、九五八	一〇、〇三七	三三、八〇二	三〇四、八〇三	三、一一九	一五八	九七四	一八、九六一	一四、六二一
一九	一六九、六一五	一〇、一八一	二六、七一一	一〇、六、五〇八	一、一〇九	一五八	六六〇	一八、九六一	一四、六二一
一八	九一、五〇四	八、三七九	二五、二四三	一〇、四、〇二八	一一九	一五九	三九九	一八、九六一	一四、六二一
一七	七三、五五一	八、七八四	二二、三三三	一〇、四、八五七	一一九	一四八	三三五	一八、九六一	一四、六二一
一六	四二、四九二	八、五七六	一九、〇〇〇	六、九、九六八	一一八	一三五	三〇〇	一八、九六一	一四、六二一
一五	三九、六四四	七、八四三	一七、六二二	六、五、一〇八	一一八	一三五	二〇八	一八、九六一	一四、六二一
一四	二四、三六五	一〇、〇〇〇	一九、四四一	五、三、八一五	一四四	一三一	一七	一八、九六一	一四、六二一
一三	一八、六六五	八、九八二	一七、七七〇	四、五、三六七	一〇三	一一一	一四	一八、九六一	一四、六二一

年 度	額				指 數			
	直接國稅	地方稅	市町村稅	計	直接國稅	地方稅	市町村稅	計
昭和 一二	二、八〇五	八、五八三	一五、七四七	三七、一三五	一五九	一一四	九九	一一七
昭和 一一	八、二四四	八、二六一	一六、四五二	三二、九五七	一〇三	一一〇	一一〇	一一〇
昭和 一〇	七、六八七	六、九二七	一五、六一九	三〇、一三三	九六	一〇一	一〇五	一〇一
昭和 九	七、一八二	六、五五八	一四、五五二	二八、二九二	九〇	九五	九七	九五
昭和 八	六、二七五	六、三二七	一三、六四九	二六、二四一	七八	九二	九一	八八
昭和 七	五、六三〇	五、六一九	一一、九二八	二三、一七七	七五	八一	八〇	七九
昭和 六	六、八九三	六、七二五	一三、九九〇	二六、五九八	八六	九七	八七	八七
昭和 五	七、七三三	七、二二一	一五、〇六四	二九、九一八	九五	一〇五	一〇一	一〇〇
昭和 四	八、三二八	七、七七三	一六、四八三	三二、五七三	一〇四	一一三	一一一	一〇九
昭和 三	八、一〇一	七、五七九	一五、九二三	三二、七〇四	一〇三	一一〇	一〇六	一〇六
昭和 二	八、〇一四	六、九〇七	一四、九九四	二九、九一五	九八	九五	九五	九六
昭和 元	八、一八〇	七、三四三	一五、八八〇	三二、一〇二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
明治 四二	三、二一八	一、四四八	二、七五八	七、三三四	—	—	—	—

諸 稅 負 擔 狀 況 (單位 圓)

年 度	現在 戶 數 一 世 帶 當			現在 人 口 一 人 當		
	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅
計	計	計	計	計	計	計

年 度	現在 戶 數 一 世 帶 當			現在 人 口 一 人 當		
	直接國稅	地方稅	市町村稅	直接國稅	地方稅	市町村稅
昭和 二五	一〇、九〇四	二、二二二	六、八〇九	三、八六七	四一〇	一、二六三
昭和 二四	二、四、八三九	三、五六九	七、〇六七	四、六三一	六六四	一、三一五
昭和 二三	一、三、五五七	二、四七八	四、一六〇	二、五二三	四六	七七三
昭和 二二	六、四七三	六、九六	一、四二八	一、二一六	一一一	一九六
昭和 二一	九、九七	二、四	三、三	一、八七	三三	四四
昭和 二〇	四、〇八	一、六	五、一	七、四	三	九
昭和 一九	二、七八	一、七	四、四	五、二	三	八
昭和 一八	一、五〇	一、四	三、四	二、七	二	七
昭和 一七	一、一九	一、四	三、九	二、三	三	七
昭和 一六	六、九	一、四	三、一	一、一	三	六
昭和 一五	六、九	一、三	二、二	一、一	二	四
昭和 一四	四、三	一、八	三、七	七、九	三	六
昭和 一三	三、三	一、六	三、一	六、七	三	六
昭和 一二	二、三	一、五	二、三	四、〇	三	四
昭和 一一	一、五	一、五	三、〇	三、三	三	五
昭和 一〇	一、四	一、三	二、九	三、三	三	五
昭和 九	一、四	一、三	二、八	三、三	三	五
昭和 八	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 七	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 六	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 五	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 四	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 三	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 二	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
昭和 元	一、三	一、三	二、七	三、二	三	五
明治 四二	一、一	一、一	二、五	三、一	三	四

年 度	現在戸數一世帶當				現在人口一人當			
	直接國稅	地方稅	市町村稅	計	直接國稅	地方稅	市町村稅	計
昭和 六	一四	一三	二六	五三	三	三	五	一〇
昭和 五	一五	一四	三〇	五九	三	三	五	一一
昭和 四	一七	一六	三三	六六	三	三	六	一二
昭和 三	一七	一六	三三	六六	三	三	六	一二
昭和 二	一八	一六	三五	六八	三	三	六	一二
昭和 元	二	五	九	三五	二	一	二	五
明治 四二								

第十二章 教育

本道における國民教育は、明治四年函館に函館學校を置き、札幌に資生館を設けて、官費及び私費の生徒を就學させたのが始まりで、越えて同七年開拓使に學務局が創置せられて、その基盤が確立したのである。爾來開發事業の進展に伴つて教育の實績も著しく進歩した。殊に明治三十四年地方費法實施以來、向學の氣運は中學校の設置を促し、且つ大學、専門學校も亦逐次設立せられ、大小の教育機關は漸次整備を見るに至つた。終戦後は本道の教育方針も平和的文化國家建設の國是に基調を置き、逐次この改善振興に力を注いでいる。

昭和二十三年所謂六・三・三の新學制の實施と、教育委員會が設置されるに及び、劃期的な飛躍を遂げたのであるが、校舎及びその設備、教職員の資質の向上には今後なお幾多の苦難と努力を必要とするが、更に本道独自の開拓の使命と資源の開發、北方文化の進展に貢献すべき使命を考慮するとき、一層の緊張感を覺えるのである。

一、高等 教育

新制大學制の實施により、本道内における國立のものは北海道大學・北海道學藝大學・小樽商科大學・室蘭工業大學・帯廣畜産大學があり、道立のものは札幌醫科大學があり、私立のものは北海道短期大學・藤女子短期大學・天使厚生短期大學・札幌短期大學・酪農短期大學が誕生するに至つた。二十六年の調査によれば、生徒數は七千五百七十二名（男六、六五三 女九一九）に達し、教員數亦千三百八十六名（男一、三〇五 女八一）を算している。

主たる學校を摘記すれば、北海道大學はその前身札幌農學校時代より設備内容共に充實し、農學部・醫學部・工學

部・理學部・法經學部・文學部・教育學部及び水産學部を有する綜合大學であり、開拓精神の傳統を保持して多くの人材を輩出し、若き學徒のあこがれの學府となつてゐる。北海道學藝大學は舊専門學校たる札幌・函館・旭川・岩見澤の師範學校を綜合したもので、更に釧路分校を新設し、本道教育界に多數の人材を送り出している。

二、中等教育

六・三・三制の實施により男女共學とし、學區制を採用する方針をとり、この完成に努力している。

二十六年の中學校數は千二百五十八（私立十四を含む）で學級數は六千二百七十（公立六、一八〇 私立九〇）生徒數は二十七萬八千六百七名（公立二七三、三八七 私立五、一二〇）を算し、之を一萬七千五百六十三名の教員によつて指導している。

また、高等學校數は二百四十九（私立二七を含む）を有し、生徒數は十萬九千五百五十三名（私立一一、三二〇）を算え、この指導に當つてゐる教員は四千八百名である。

教育の内容改善に關しては、特に民主教育の精神に徹し、本道の實情に適應させるため、北海道教育委員會は、之に必要な指導と助言を行い、教育上参考となるべき印刷物の配付、圖書雜誌の刊行、或は講習會研究會の開催により教員の素質改善と實力の向上を圖り、又教育學事視察を獎勵し、銳意新教育方針の滲透を圖つてゐる。殊に二十五年教育職員免許法令の施行に當り、現職者の教養向上に意を用い、教員の資質向上並資格更新に努力した。

三、小學校教育

逐年學令兒童の増加に伴い、設備の完成と、もに、本道の地域性に即して教育内容の改善と充實に努めつゝある。

二十六年の調査によれば、就學兒童數は六十三萬三千八百九十九名（男三二一、三九〇 女三一、九〇九）であり之を一萬三千八百四十八學級（私立二學級を含む）に編成し、一萬七千七百四十二名（外人教師一名）の教員に依て指導運営されてゐる。教育の内容・改善・研修に關する事項は中學教育と全く同じである。

四、社會教育

新日本建設のために社會教育活動は、昭和二十四年以來整備期・確立期・伸長期と三ヶ年計畫を樹て、本年度はその第三年目に當り、社會教育法一部の改正と共に、更に一段とその進展を期してゐる。

二十六年に於ては、特に過去の實績の檢討と反省のもとに、指導員の養成、施設の設置擴充強化、弘報活動の擴充等によつて、夫々の機能發揮に努めた。

(イ) 社會教育委員 市町村社會教育委員は、現在設置せるもの二百十四で、全市町村の七十七%で委員數二千九百四十九名である。

道社會教育委員の定數は三十名であるが、現在二十七名（男二一 女五）を以て構成され、諮問機關として活動している。

(ロ) 社會教育主事 二十六年六月社會教育法の一部改正により、その身分が確立され、研修内容も規定され、その設置を急いでゐるが、北海道教育委員會、市町村を併せて十名に満たない。

(ハ) 指導員の養成と研修

(1) 第一回北海道社會教育主事講習。改正社會教育法に基く社會教育主事講習を文部省、北海道大學、北海道教

育委員會共催のもとに十五週間、北海道大學で開催した。受講者四十二名終了後十五單位下附され、その資質を高めることに努力した。

(2) 社會教育指導者講習會。市町村社會教育關係者、公民館・圖書館職員を含め研修と技術向上のために、小樽市・上川村・釧路市に於て六日間づつ實施し、百八十四名を對象に終了した。

(3) 青少年指導講習會。北海道、東北七縣の青少年指導者四十五名を對象に豊平町鐵道保健指導所に於て十一月中十日間實施し、青少年指導の理論と實際について研修した。

(4) ナトコ映畫操作指導技師養成講習會。ナトコ操作の理論と實際を研究し、操作指導の實を擧げるため野幌教育研修所に於て七日間實施した。

(5) 成人教育。社會人としての資質を高め、生活環境を一層文化的教育的に改善するために個人に對し、團體組織を通じ行つた施設は次の通りである。

(1) 成人學校の開設。稚内市を除く全市、町村二十二地區に委嘱實施した。七月二日より開設四期に分け、一期六日として實施し、受講生平均六百五十名、出席率七〇%程度である。

(2) 社會學級の開設。地方に於ける社會人の教養施設として、生業の閑期を中心に僻地に開設した。開設市町村二百、その學級數一千に達した。

(3) 夏期大學講座の開設。八月一日から百日間、札幌・函館・小樽・帶廣・釧路・網走・瀧川に於て政治・經濟文化・社會教育等について中央から講師を委嘱して實施した。平均六百五十名の入場者を含み、盛會裡に終つた。

(4) 文化講座、専門講座の開設。文化・社會問題を中心に學大・商大を中心に夏期間實施した。

(5) 婦人大會の開催。九月十四日より十六日まで帶度市に於て開催し、婦人團體の行くべき方途について研究した。

(6) 婦人冬期講座の開催。道と共催し、炭礦・農漁山村の婦人の生活改善のために巡回開設の豫定である。

(7) 第五回社會教育研究大會の開催。十月から根室町・枝幸町・岩見澤市・俱知安町に於て文部省共催にて開催し、當面する社會教育の諸問題について研究討議した。期間二日で参加人員延三千二百名であつた。

(8) 父母と先生の會運営研究會の開催。父母と先生の會の運営の健全を期し、同じ方面にその活動をむけしめるため七月中旬から宗谷・留萌の離島を中心に研究會を開催した。

五、青少年教育

社會の一員として青少年の資質を高め、道德實踐の意欲と職業陶冶に重點をおき、個人に對する施設と團體を通じての施設を考査して實施している。

(1) 青少年を護る運動の提唱。青少年の不良化を防止し、不良文化財を排除するため、官各廳・關係體團と提携して、各種機關を通じて活動・弘報資料の提供調査・推獎等の活動を續けている。

(2) 児童愛護活動の展開。児童の校外生活指導のため學大學生の協力を得て、七八兩月全道に愛護班を派遣し、音楽讀書指導、遊びの指導を通じて児童の生活純化につとめた。

(3) 青年團大會の開催。栗澤町に於て八月中三日間開催し、青年運動の正しい方向について研究討議した。

(ニ) サンマーキャンプの實施。青少年個人の生活訓練と社會性の陶冶を圖り、同じ團體運営の點をあけるため、上川・釧路・膽振地區に七八月二ヶ月間實施し多數の参加を得て効果を擧げた。

(ホ) 青年學級の提唱。僻地に於ける青少年の職業教育、自己研修のため各地に青年學級開設の要望が高まり、本廳はこの學習指導要領委員會を設け研究すると共に各地に開設することを提唱した。

(ハ) 高等學校開設講座の開設。全日制高等學校四十三校、定時制二十二校を中心に開設實施している。

(ト) 勤勞文化講座の開設。勤勞青少年を對象とする指導者を中心として九月中旬四日間、江別町王子製紙工場に全道より五十二名の参加者を以て開設した。

六、社會教育施設

(イ) 公民館。本道に於ける公民館は、本館八十三、分館五十六、合計百三十九である。全道市町村の約三十二%に過ぎない。公民館職員は三百七十九名であるが、専任は僅かに七十九名で他は委任である。

事業の主なるものは、社會教育關係會合、定期又は短期講座、レクリエーション映畫、研究會等である。七月十二、三兩日名寄町に於て全道公民館長會議を開催し、今後の連絡・職員の資格等について協議した。

(ロ) 圖書館。現在公私立並びに同種施設を含め十八館ある。從來職員の不足、豫算の關係等で不振であつたが、圖書館法の實施に伴い順次活動を促進することゝなつた。今後職員の資格につき研修の實を擧げサービス活動を活潑にし、閱覽方式の改善を圖るため五月二十七日函館市に於て開催した圖書館長會議を中心に計畫中である。

七、團體の活動

(イ) 文化團體。同好的な會合として文學・音樂・演劇・美術・舞踊・古典藝術・出版科學等の團體は夫々その目的に應じ活動している。

(ロ) 婦人團體。團體數約九百二十、地域の社會奉仕から次第に自己研修の方向に向い活潑化している。

(ハ) 青少年團體。現在團體數は約二千七百で、戦後の混迷と共に異動を見られたが、現在は落落ちつきクラブ活動を中心に本來の目標に向いつゝある。

(ニ) 父母と先生の會。現在四千三百三十四であるが、その活動については本趣に則り、地域的に計畫をたて、運営している。

(ホ) 文化賞並びに文化祭。教育委員會規則によれば、文化を藝術科學に限定しているが、本年は科學の中に教育を含め授賞することに決定した。

本年は文化祭は衣食住の衣をとりあげ、音樂を中心として十月三十一日から一週間實施し、音樂教室、地方文化祭行事を中心に文化の振興に寄與した。音樂の講師は近衛秀麿、荒谷正雄で札幌・小樽・岩見澤・美唄・苫小牧・函館で公開した。

本年度文化賞贈呈者は藝術更科源藏、教育久保田力、科學河野廣道で文化獎勵賞も併せ贈呈した。

八、弘報活動

社會教育の方途實踐の動向を地方に滲透せしめるために、殊に次の資料を印刷して關係方面に配付した。

1 あゆみ、2 成人學校の手引、3 生活の合理化、4 その他購入又は他の方法によつて地方に配付又は推奨したもの

は官報販賣所關係並に社會教育連合會發行圖書、文部省發行圖書等を關係方面に配付した。

九、視聽覺教育の展開

社會教育の實情に即して、直接視聽覺にうつたえて教育の實を擧げるため、スライド展示物等を作製して配付した。特に「走る公民館」を十勝・根室を始めに活動し、生活改善、青少年不良化防止等についての展示物を作製し、又ナトコフィルム（ナトコフィルム）の積極的活用によつてその實を擧げた。現在ナトコ器材は九十三臺、フィルムは二千五百ベズラー幻燈器五十臺を中心に四ブロックに分け活動している。

第十三章 宗 教

宗團法の廢止と、神社の國家からの分離に伴う宗教界の動搖も漸く治まり、形式的な教團から信仰的な教團へと移行し、各宗派はそれぞれの方向を見出して來たようである。今本道に於ける神社・寺院・教會の現況についてその概要を述べる。

神 社

本道神社の起源は之を詳にすることは出來ないが甚だ古いもので、往昔和人の居住した處には、蝦夷地東西を問わず、辨天社・稻荷神社を祀るもの多く、應永年間に知内村に雷公神社、文安年間に函館の八幡宮、江差の姥神社等創立の記録があり、明治維新前の創建に係るものも尠くない。

明治二年開拓使設置の後、嚴に神佛混淆を禁じて之を區別し、神社の尊嚴を保ち、郷社・村社等の社格を定めたが終戦直後マ書簡に依り廢止された。

札幌神社及び主なものにつき梗概を記述する。

札幌神社 明治二年蝦夷開拓の廟議決定し、同年九月明治天皇の聖旨に基き、大國魂神・大那牟遲神・少彥名神の三神を北海道開拓の祭神並びに全道の守護神として祭典を執行し、御神靈は開拓使札幌本府の創設者島判官之を守護して假殿に奉祀し、同四年九月圓山の本殿に遷宮したものである。

開拓神社 昭和十三年は開道七十年に相當するので、北海道廳で記念事業として、開拓功勞者三十六柱を配祀奉齋

する爲め創設されたもので、札幌神社の境内神社となつてゐる。

函館八幡宮 文安二年、渡島國龜田領主河野加賀守政通の奉齋したもので、數度の蝦夷叛亂により荒廢したが、其の後更に奉祀され、函館奉行の崇敬厚かつたものである。

其の他著名な神社 古來練の授神なりとして尊崇された江差の姥神大神宮及君ヶ岳神社、天和年間の創立なりと言傳えられる小樽の住吉神社、松前家の祖武田信廣を祀る松前の松前神社、高田屋嘉兵衛の建立にかゝる根室の金刀比羅神社、函館の東照宮及び汐ヶ丘神社、札幌の三吉神社及稱徳神社、釧路の嚴島神社、旭川の上川神社及び北海道神社、帯廣の廣帯神社等は由緒も深く地方崇敬厚きものである。

又、日高平取村の義經神社を始め、往時先住民族であつたアイヌと内地人渡來者との交渉を物語る幾多の神社・小社を各地に發見する。史實の見地からは別として、民族精神の發露、傳説としては頗る興味深いものがある。

寺院

本道寺院の創始は古く詳にすることは出来ないが、渡島以外では文化元年有珠に善光寺（淨土宗）、様に等樹院（天台宗）、厚岸に國泰寺（臨濟宗）の三寺を建立したのが嚆矢である。開拓使以來拓殖の進展に伴つて沿海より内地地方に進み、移民の部落のある所には、先づ簡便なる説教所を設け、次いで堂宇を建設し、寺號を公稱する様になり今日に至つたものである。

神道教會

宗團としての神道の布教は低調を免れないが、財政面に於ける神道の立場は堅實で、祭典を初め、日常の祈禱厄除けは活氣を呈している。祭典は、農漁村の活氣と共に復活し、信仰とは別に昔ながらの時期々々の生活に即應した重要な年中行事として、定期的な憩いの日として人々に親しまれてゐることは昔と少しも變らない。

各教派別神道教會はその數頗る多いが、天理教は斷然他を壓し、金光教・御嶽教・神道大教・扶桑教・神習教・黒住教・實行教等に次いでゐる。

基督教會

基督教は、函館開港以來宣教師の渡來する者があつたが、幕末時代は布教形式を認められず、開拓使以後諸派の宣教師が來道して布教に従事し、今日に至つたが、終戦後決河の勢いを以つて進展し、各教派共に旺盛を極めるに至つた。特に米國からの援助もあり、曩に戦災に罹つた根室教會は、アメリカからの好意と同情により、組立式教會堂が寄贈されることになり、函館郊外桔梗村には、キリスト教農學校設立の計畫もあり、札幌郊外野幌には、キリスト教大學の一環である酪農大學の設置など各方面に進出著しいものがある。

昭和二十六年三月現在の神社及宗教別教會數は左の通りである。

(二十六年三月一日現在)

區別	宗 教		非宗教法人		計		信 徒 數
	神社、寺院	法 人 會	合 計	教 師 (非教師トモ)	計		
神 道 系	五八七	八四九	一、五四一	二、九七七	五、二三六	三、〇五九	
佛 教 系	一、七六六	一七	三九五	二、三五八	四、七九一	一、〇〇〇、〇三二	
基 督 教 系	一	三	七三	一三七	四九	一八、二三四	
そ の 他			六	八三	一四九	五五、三三三	

第十四章 社會事情

一、勞働事情

(一) 概況

本道に於ける勞働運動は、明治初年以來各地に起つた小作人、出稼の漁夫、土工夫等の逃亡事件に、その最初の萌芽を見ることが出来る。然しこれらの事件は全く自發的なもので、指導者とか組織とかをもつて計畫的に意圖されたものでなく、突發的に發生したものであつた。之等勞働運動の最初の事件は、明治六年に爾志郡・檜山郡下に起つた不漁のための減稅請願に起因する漁民の暴動である。この暴動事件は全く勞働者の酷使によるものであつて、その典型的な事例を過去の所謂監獄部屋制度の中に見ることが出来る。

勞働爭議としては、明治二十六年の夕張炭山坑夫の暴動を以つて最初とするが、之等はまだ明確な階級意識を持つた闘争ではなかつた。併し日清戦争後明治三十年に始つた戦後の不景氣は、賃金低下及び失業不安をもたらし、中央の社會主義思想の影響を受けて三十一年には瀧川・旭川・札幌に鐵工組合支部が組織され、これが本道に於ける勞働組合の嚆矢となつた。

その後三十三年に公布された治安警察法によつて勞働運動は一時沈潜したが、日露戦役とその後の好況、それに續く不況を通じて階級分化は著しく進み、獨占資本の力は強まり、一方物價騰貴は勞働者農民の生活を脅かしたので、勞働運動の波は次第に昂揚し、明治四十年には夕張その他の炭礦、小樽港の荷役勞務者の賃上要求に因る罷業等が續

發するに至つた。然るに同四十三年の思想取締強化により労働運動は全く沈滞して、僅に室蘭に友愛會支部が設置された程度のものであつたが、大正三年第一次大戦の勃發を契機とする資本主義の發展に伴い、労働界に於ける階級意識は昂揚され、賃金値上を中心として各炭礦に小罷業が現われ始め、各方面に擴大して同八年には最高潮に達し、その組織及び方法は明治時代のそれに比較し格般の飛躍を示した。併し第一次大戦の終結に伴う經濟界の不況は産業の上にも深刻な影響を及ぼし、農産物・海産物の輸出激減、炭價の暴落、労働力の需要減退等となつて現われ、工場・鑛山の縮小、閉鎖による失業者は巷に汎濫する現象を示したので、労働運動は勢い失業對策運動となり、労働者の闘争意識も消極的防禦と化し、大正末期まで再び沈滞状態を續けた。併しこの期間に於て労働者は團結により自己の生活を保障しなければならぬことを現實に體驗し、労働運動の方向を轉換する一大轉機を作つたのである。

以上の本道に於ける労働運動は、内地府縣と異り、社會情勢及び地理上比較的緩漫な状態であつたが、交通機關の發達・各種産業の進展を機とし、大正十四年無産政黨組織の準備運動である政治研究會支部が道内各地に組織され、急激な新思想の擡頭を見てから労働運動は頗る活況を呈し、昭和二、三年の不況時代には企業整備による鹹首反對、賃金不拂に對する支拂要求等を巡る問題を主たる内容とし、昭和六年以後は滿洲事變による一部軍需工業の勃興及び對外爲替安による各種産業の復興に伴い、不況時に低下した労働條件改善、賃金値上要求が争議の中心問題であつた。

之等本道の労働運動はすべての労働者の意識の下に行動されたものでなく、一部の者により指導され推進されたものであることは、昭和六年三月の第一次日本共産黨事件及び之に續く數次の共産黨事件で左翼團體が解散を命じられたと同時に、當時の労働運動指導者中檢舉されたもの多く、このため労働運動は一時低調となつた事實により證せられる。

その後、滿洲事變を契機として、昭和七年以降は漸次萎縮し、次いで日華事變に入るや、十五年十一月大日本産業報國會が設置され、労働政策の據點となるに及んで完全に消滅した。

この様な経過を辿つた労働運動も終戦となり、民主化方策が採られ、又昭和二十年十一月連合軍最高司令官より労働組合の復活促進が指令され、労働組合運動が保護育成されるに及び、労働組合の組織化は飛躍的な進展を見た。即ち終戦直後の二十年十月には早くも三井芦別労働組合が結成され、引續き各産業に亘つて組織され、十二月末には組合數九十二、組合員八萬四千三百人を算し、翌二十一年に労働組合法が施行されて更に飛躍的に増加を見た。又之に伴い當時のインフレ及び食糧不足に因る生活の危機を打開するため、待遇改善、燃料、食糧等に絡んで各方面に労働争議が勃發したが、二十一年後半には漸次組織も單一強化され、全國的規模に擴大された。然し二十二年の二・一スト禁止は従來の自由奔放な組合運動に對して大きな指針を與えた。

前述の如く、連合軍の指導もあつて、民主々義達成の擔い手として労働組合は急激に發展強化を辿つて來たのであるが、本道に於ける環境の特異性から全國都府縣に比してその企模に於て或はイデオロギーに於て獨自のものがあつた。且つ經濟の跛行に從つて賃金不拂、人員整理、企業整備等の問題が各企業體を襲い労働間の攻防戦は熾烈を極めた。

昭和二十一年以降の労働争議の狀況をみるに、

昭和二十一年

七〇件

〃 二十二年

八一

- 昭和二十三年 一六七件（全官公等も入り組織が一本でないため）
- // 二十四年 七九
- // 二十五年 一一二（爭議行爲事件はなくても地勞委の關與したものは入る）
- // 二十六年 九九

となつており、その經過内容を分析すれば、二十四年の後半期並に二十五年に入つてからは、過去の物取り鬭争と評された鬭い方から脱皮し、その運動も現實的に着實となり、専ら退職金問題と賃金協定を含めた勞働協約締結促進に向つて健全な歩みを見せるようになった。然し本道の特殊事情は冬營準備問題に大きくウェイトが置かれ、夏から秋にかけて官業民間を問はず、凡ての勞働組合は一齊に越冬資金要求を掲げて立上りを示している。

この間にあつて、道に於ては勞働運動の本質からあくまでも勞使間の自主性・責任性を助長育成することに努め、その調整又は爭議の豫防に適宜施策を講じているが、本道の經濟的特殊性はその解決の多くを中央に俟たなければならず、爭議の豫防對策自體に既に大きな制約があり、地元解決に不可能な場合が數多く、双方の自主性のみを俟つことも亦困難な状態にある。然しながら本道産業の發展に重要な役割をもつ中小企業並に基幹産業に對しては、地方勞働委員會と連繫して事件の核心を探究し、企業經營の實態を調査して具體的に解決の方途を示唆し、更に爭議豫防に直接的な動機となる團體交渉に對する必要な指導を積極的に行う等調整に努め、或るときは炭勞爭議の如く、知事要望書を勞使双方に手交し、道民の意向を反映する等稍もすれば感情的に流れ易い勞使間に不必要な摩擦を生せしめぬ様事件の平和的解決に努めている。

産業別單位組合數及組合員數

年次	農林水産業		工業		鑛業		運輸通信		商業		公務		教育		其他		計	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
昭和二六	二六	八、七五	一〇一	一、七五	一六	一、〇〇	二〇	一、一五	三三	一、〇七	一〇	一、三三	二九	一、六五	四	七、五九	二二	三、〇六
二五	二	九	五	三、五六	一	八	五	二六	四	七	九	一〇	二	五	一	一、六九	一〇	七、三六
二四	二	九	五	三、五六	一	八	五	二六	四	七	九	一〇	二	五	一	一、六九	一〇	七、三六
二三	七	三、六二	一八	一、〇八	二	五	一	一、一八	一〇	三	三	一	一	一	一	一、〇九	一	一、〇九
二二	九	四、五	一五	一、五三	二	〇	二	一、四七	一	八	一	一	一	一	一	一、〇七	一	一、〇七
二一	九	四、五	一五	一、五三	二	〇	二	一、四七	一	八	一	一	一	一	一	一、〇七	一	一、〇七
二〇	一	一	一	一、〇〇	一	一	一	一、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一、〇一	一	一、〇一

註 二十六年は六月末現在である。

勞働組合連合團體組合數及組合員數

（昭和二十六年六月現在）

區分	一級		國家公務員		地方公務員		公共企業体		計
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	
組合員數	一〇、九七	一、一三〇	三、八	三、五六	四、七	三、三二	四、五	五、三三	三、四〇、六六八
組合員數	一、一三〇	一、一三〇	二、七三	二、七三	四、七六	四、七六	二、九	二、九	二、二七八

勞働爭議產業別發生狀況

年次	農業		工業		鑛業		運輸通信		商業		公務		教育		其他		計
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	
昭和二六	1	11,101	45,268	8,446	3,900	1,755	8	26,926	5	5,333	1	571	1	1	4	277,429	
二五	3	5,844	64,266	9,033	4,000	1,831	9	33,377	3	3,222	2	6	1	1	11	244,077	
二四	1	2,100	33,191	3,344	3,600	1,948	5	25,226	4	1,533	1	11	1	1	7	240,840	
二三	2	7,733	70,388	9,533	4,800	3,799	15	104,561	1	6,029	6	1,268	1	1	16	553,441	
二二	1	4,623	67,676	8,253	104,561	1	18,854	1	2,955	1	355	1	1	1	2	265,620	
二一	4	3,825	9,234	1,914	8,488	7	15,621	1	2,955	1	88	1	1	1	7	163,459	
二〇	1	1,400	9,159	3,233	2,647	2	1,914	1	1,914	1	60	1	1	1	4	24,418	

爭議體別調

年次	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理		爭議行為		計	前年より		當條解決		翌年へ繰越	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員		件數	人員	件數	人員	件數	人員
昭和二六	5	174,990	24,111	5,066	1	847	1	1	29	28,554	99	277,429	3	5,590	4	4,819	
二五	5	172,519	16,461	1,100	1	1	1	1	55	25,426	123	244,077	1	1,180	3	5,590	
二四	3	189,694	8,117	729	1	1	1	1	33	39,433	79	240,840	1	1,180	1	1,466,693	
二三	7	275,634	11,537	3,777	2	84	4	93	80	26,211	167	553,441	1	1,180	1	1,466,693	
二二	1	11,101	5,405	1,071	1	1	1	1	29	28,554	99	277,429	3	5,590	4	4,819	
二一	4	3,825	9,234	1,914	8,488	7	15,621	1	2,955	1,875	180	1,466,693	1	1,180	1	1,466,693	
二〇	3	1,400	9,159	3,233	2,647	2	1,914	1	1,914	1,875	180	1,466,693	1	1,180	1	1,466,693	

註 二十六年の型別別爭議の各項の計は合計欄の數と一致しないのは一つの爭議で二種以上の爭議行為を行ったものは夫々の欄に一件づゝ計上した爲である。又参加人員は合計欄に於ては最大参加人員である。各型別別の参加人員は夫々の爭議以後の参加人員である。

要求理由別調

區分	昭和二六		二五		二四		二三		二二		二一		二〇	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
賃金の増額	49	2,681	26	1,411	25	1,388	76	4,268	45	2,493	38	2,101	25	1,411
生活補給金の支給	38	2,101	29	1,571	14	702	42	2,101	29	1,571	8	418	1	50
賃金算定方法の変更	8	418	11	584	2	100	20	1,000	12	612	6	311	1	50
その他の賃金増額	1	50	7	355	1	50	61	3,050	12	612	3	150	1	50
労働協約の締結及改訂	2	100	18	900	9	450	14	700	3	150	4	200	1	50
団体交渉権の確立	1	50	1	50	1	50	3	150	4	200	2	100	1	50
解雇手當の確立及増額	1	50	1	50	1	50	3	150	4	200	2	100	1	50
労働時間の短縮及變更	1	50	1	50	1	50	3	150	4	200	2	100	1	50
配給物資の公正化	2	100	1	50	1	50	3	150	4	200	2	100	1	50

區分	昭和二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
衣料食料の支給並増額	一三	二四	一七	一四	一	一四	一七
職首の反對又は解雇者の復歸	一	一	一	一	一	一	一
休業手当の支給	一	一	一	一	一	一	一
經營の増加	一	一	一	一	一	一	一
有給休暇の増加	一	一	一	一	一	一	一
休業及工場閉鎖反對	一	一	一	一	一	一	一
福利施設の設置及改善	一	一	一	一	一	一	一
組合の公認	一	一	一	一	一	一	一
身分制の撤廢	一	一	一	一	一	一	一
勤勞所得税の撤廢又は所得税使用者側負擔	一	一	一	一	一	一	一
機構改革	一	一	一	一	一	一	一
監督者の排斥	一	一	一	一	一	一	一
賃金の支拂	一	一	一	一	一	一	一
その他	一	一	一	一	一	一	一
計	一三七	一九七	一三三	一三六	一八四	一五五	一七〇

二、勞働行政の在り方

二十五年六月I.L.O (國際勞働機構) 復歸が認められて以來、我が國勞働運動は一段と國際性が加味せられ、更

にまた講和條約の發効を見た曉には、政治的・經濟的に自主的自立體制を確立せねばならぬであろう。従つて具體的勞働關係に於ても「勞使の在り方」「勞働運動の方向」「勞働行政の進め方」など從來の如き他力依存的傾向から脱皮して、あくまでも自力による運営を行はねばならぬことは誠に喜ぶべきことであると同時に、諸般の事情から寧ろ複雑困難化することを覺悟せねばならぬ。従つて本道の勞働行政は、道行政の基本方針である綜合開發の推進、民生政治の確立並に生活と産業の防衛等の實現のためには最も根幹をなすものである。

本道産業の後進的脆弱性、地理的氣候的特殊條件等の制約下に於て、健全なる勞使關係の指導育成による民生の安定、産業の平和の維持のためには特段の考査を拂はねばならぬ。

従つて今後の勞働行政は、道内十四箇所の勞政事務所を第一機關として、勞働關係の健全化を助長する外、北海道地方勞働委員會による勞資間の紛争議處理を行い、更に北海道地方勞働教育諮問委員會を設けて健全なる育成指導を圖つて來たのであるが、今後は特に左の諸點に重點を置いて勞働行政の萬全に努力せんとするものである。

- 一、民主的勞使關係の育成助長
- 二、勞働教育の振興
- 三、勞働者福祉對策の強化
- 四、弱小企業の崩壊防止
- 五、勞働情勢及關係資料の把握整備並に活用
- 六、弘報活動の積極化及純一化

七、勞政機構の綜合的能率化

三、職業紹介

(一) 職業安定行政機構

本道に於ける職業紹介事業は、大正十年職業紹介法の施行以來、久しく青森地方職業紹介事務局の管轄に屬し、札幌市ほか市町村に設置された公營の職業紹介所に依つて行はれ、道廳に於ては學務部社會課の主管に屬し、勞働者の保護、職業指導、失業の防止及び救済等の事業を行つて來たが、滿洲事變後、日支事變に移る頃は職業紹介施設は失業救済施設としてよりも軍需工業を中心とする産業擴充のための勞務充足機關として次第に重視されるに至り、昭和十一年の官制改正により新設された職業課が職業紹介所を指揮監督することとなり、前記事務局は廢止された。次いで十三年には、産業勞務を中心とする全國的な勞務の配置を圖るため職業紹介法が改正され、公營の職業紹介所を國營に移管すると共にその擴張を見るに至つた。即ち職業紹介所十四箇所、同出張所六箇所、勞働紹介所二箇所が樞要の地に設置されて一應本道の職業紹介網の整備を見た。

十六年には、中小企業の整備に伴う轉廢業者の對策に重點を置き、職業紹介所は國民職業指導所と改稱し、更に戰時緊急勞務對策の實施に伴い、新設擴張が行われて次第に勞務動員が積極化されて來た。十九年には職業課は國民動員課、國民職業指導所は國民勤勞動員署と改稱されたが、終戦と共に國民動員課は勤勞課、國民勤勞動員署は勤勞署と改稱し、茲に職業紹介機關たる本來の姿に歸り、警察署所管であつた勞務管理をも所掌する總合勤勞行政機關として新發足するに至つた。

昭和二十一年勤勞課は再び從前の職業課と改稱されたが、翌二十二年職業安定法の制定に依り、職業安定課となり勤勞署は公共職業安定所と改稱し、二十三年には社會情勢の變動により札幌外十八公共職業安定所及び七出張所に整理統合したが、その後深刻な失業情勢に對應し、職業安定行政を一層強化するため、二十六年九月職業安定課より補導事業を分離し、新たに職業補導課を設置し、公共職業安定所十九箇所、同出張所七箇所、同分廳舎十一箇所、公共職業補導所十一箇所とし、現下の深刻な失業事情に對處し勞務の適正配置、職業紹介事業及びその他失業對策の實施に萬全を期している。

(二) 雇用の概況

過去及び現在に於て「失業」は景氣下降期或は季節的に大なり小なり發生する一般的現象であつて、多く景氣循環論の立場で論せられて來たものである。

元來、本道は農業・水産業・林業等の原始産業が多く、之等大部分は昔ながらの經營狀態を續けて來た、め、第一次大戰頃までは失業問題は明確に關心の對象とならず、潜在的のものであり、只大衆が極めて低い生活に堪えて來たに過ぎぬ。然し第一次大戰後の好景氣時代を通り抜けてからは經濟も著しく進み、資本主義經濟の高い段階となり、その頃から本問題が注目されるに至つた。昭和五、六年の不況時には相當の失業者を出したが、表面に現はれた數は案外に鮮なかつた、め、當時は不景氣に因る一時的のものと解され、對策としても失業者の歸農、失業救済の土木事業を興し、就職の斡旋など一時的の施策で自然解決するものと考えていた。然るに當時の不景氣は豫想外に深刻で失業問題も容易に好轉せず、兎もすれば社會不安を醸生する様なこともあつたが、支那事變の勃發に續き、太平洋戰爭

えの突入により戦時經濟に入り、所謂戦時勞働力の再編成は總て強制的に行われ、企業整備による中小商工業の轉廢業、國民徵用、學徒動員まで行つても、尙勞働力の不足を告げ、失業問題は全く影を潜めるに至つた。

然るに敗戦に因り莫大な富を失い、引揚げ復員及び自然増加によつて人口は急激に増加し、經濟は極度に均衡を失つたにも拘らず、戦後三年間この問題が特に表面化しなかつたのは、戦後の封鎖經濟の下に於けるインフレーションの昂進により各産業が低生産性での經營即ち過剰雇用を維持しつゝ、縮少再生産を繼續して來たこと、及びインフレーションの寄食者或は零細個人企業の家族従業者として潜在化したことに因るものであるが、その後の經濟九原則を基點とするインフレーションの終末、經濟の正常性回復に伴つて漸次顕在化するに至つた。即ち各所に經營不振、資金難による企業整備が行われ、人員整理が頻發し、二十四、五年中には人員整理事業所數千百十一件、整理人員三萬七千三十四人に達し、主として製材及び木製品工業（二〇七件）、食料品工業（一一四件）、石炭礦業（九七件）等、本道の主要産業面に多く行われ、更に行政整理による離職者も一萬八百八人に達した。

このような現狀下に於て一般産業の新規雇用者は著しく低下したため、失業者は巷間に溢れ「職よこせ闘争」を展開する等、本道の失業情勢は二十五年に於て最も悪化し、深刻な様相を呈するに至つた。之を道内各公共職業安定所の取扱數に見れば年間求職者總數（常用、臨時、日雇）は三十七萬四千人を越え、二十四年に比して七一・二%の増加を示し、十二月中のみの求職者は約五萬四千人に達した。

然し二十五年を最悪とした失業情勢は緩慢ながら産業經濟の復興と朝鮮事變の勃發に伴う特需の發註は本道産業界にも影響し、雇用量は逐次増加して來たため、二十六年に入つてから求職者も減少し、九月の求職總數四萬三千となり、前年同期に比し二五・一%を減少するに至つた。

(三) 職業紹介事業

生産の原動力である勞働力を有効適切に活用するには、勞働者個々の最も得意とする職場配置を必要とする。そこに職業安定機關の公正且つ科學的な活動部面があるのであつて、そのため公共職業安定所は進歩的民主的な職業サービスを展開しているが、一般常用の職業紹介に於ては主要産業勞働者、新規學校卒業生、年少者、身體障害者の職業紹介等をも取り上げて力を注ぐ外、公共職業補導所修了者の斡旋紹介を行い、之等の求人開拓には安定所の全職員をあげて努力し、最近では各雇用主の訪問、或は弘報手段による啓蒙等に依りその効果を擧げている。又之と併行して不特定の雇用主と隨時・日々・又は臨時に雇用契約を結び、主として肉體的勞働に従事しながら常に不安定な職業生活狀態に置かれている日雇勞働者に對し、積極的な職業指導及び求人開拓の強化、或は失業對策事業の實施に依て「あぶれ」の減少と常用化の促進を目的として鋭意努力を續けて來ているが、雇用量の減少している一般情勢から本目的達成の前途には極めて多くの困難が横たわつてゐる。

次に移動勞働者は本道の主要産業である水産業を始め、林業・建設業等の本道總合開發事業に季節的、臨時的に特定期間移動し、その數も十萬以上に及び、何れも産業構成要員として欠くべからざるものであるが、之等の勞働者は道内は素より遠く東北・北陸地方から移入される特異性に鑑み「移動勞働者職業紹介取扱細目」を設定し、勞働者給源の實態把握に努め、紹介・送り出し・受入・輸送・就勞後の補導など需要・供給地・職業安定機關の緊密な連繫により積極的に斡旋活動をなしている。

年 月	常 用		日 雇(含臨時)(單位百)	
	求 人 數	求 職 數	求 人 數	求 職 數
昭和二四、九	六、九九八	九、一〇一	七七八	八〇〇
一〇	八、二二四	八、五九九	八三三	八三一
一一	八、八八三	八、六一一	九〇七	八〇七
一二	五、六三八	七、五二七	一、二四一	一、〇七八
一	六、六六〇	九、五九一	一、四〇二	一、五七〇
二	七、九〇六	一八、一三〇	一、四四五	一、七五四
三	六、三〇一	一五、〇一一	一、六四一	一、九五四
四	六、八六四	一三、一四三	一、二〇六	一、六〇六
五	五、七七三	一一、六九二	一、四三三	一、七三三
六	五、六三四	九、六八一	一、六四〇	一、〇三〇
七	六、三三五	一〇、一一八	一、五六四	三、九七四
八	七、三六五	一〇、四八七	一、九一一	六、〇四二
九	九、三三五	九、四六三	一、六三六	二、八九〇
一〇	一一、三七七	一〇、七二九	一、七〇八	二、三九一
一一	一一、六五五	一一、二三八	一、七六四	一、八九一
一二	一四、八二六	一三、四六七	二、二一一	二、三三四
一六、一	一〇、四三九	一一、九三四	二、四七九	二、七八四

二	八、九八八	一〇、四五三	四、四二七	二、〇二一	三、〇〇八	二、〇〇〇
三	一一、九七六	一四、三二六	六、九〇七	二、一〇三	三、五五三	二、一八八
四	八、四一三	一一、三〇八	七、八二七	一、五七〇	二、一八二	一、五五二
五	八、一〇六	一〇、七四六	六、九八二	一、七六七	二、一九三	一、七五二
六	八、〇六三	九、九〇〇	五、八三九	一、七四三	二、一七八	一、七三四
七	六、九七七	一〇、〇六五	五、六四八	一、八〇三	二、二九八	一、七七三
八	八、三二八	九、八二四	五、五六三	一、九三八	二、二六三	一、九〇〇

(四) 失業對策事業

法による失業對策事業については、勞働省に每期折衝して國庫補助の確保に努め、又地方財政の逼迫に依り起債の獲得には關係部局と折衝し、一人でも多くこの事業で救済するよう努力した。二十五年度に於ては道營事業に對して國庫補助五千百十五萬九千圓、起債千五百萬圓、市町村營事業に對して國庫補助七千三百九十八萬七千圓、起債二千三百萬圓を獲得し、二十六年度では第三、四半期末までに道營事業に對して國庫補助五千百七十八萬四千圓、起債三千五百萬圓、市町村營事業に對して國庫補助七千五百十萬六千圓、起債千二百萬圓を獲得した。又この事業の行き亘らない郡部には道費を以て地方失業應急事業を実施し、更に農漁村の凶作・凶漁・罹災害による季節的失業者及び集團入殖者、二・三男等潜在失業者の生活不安を防止し、産業基盤たるべき事業を起し、再生産に役立てる企圖を以て失業土木事業を実施した。

事業實施狀況は左の通りである。

あ ぶ れ	一 般	失業對策事業(均平日一)				日 雇 求 職 者 (一日平均)	二十五年 度實績		二十六年 (一部計畫を含む)		
		計	失業 土木 事業	地方 失業 應急 事業	" (市町營)		失業 對策 事業 (道營)	人 員	率	人 員	率
		1,136	1,018	1,111	830	1,178	1,178	7,355	1	9,373	1
		18.1	17.3	54.5	11.3	23.1	15.3	1		1,428	15.3
		1,336	1,101	1,111	830	1,178	1,178	7,355	1	9,373	1
		18.1	17.3	54.5	11.3	23.1	15.3	1		1,428	15.3
		1,336	1,101	1,111	830	1,178	1,178	7,355	1	9,373	1
		18.1	17.3	54.5	11.3	23.1	15.3	1		1,428	15.3
		1,336	1,101	1,111	830	1,178	1,178	7,355	1	9,373	1
		18.1	17.3	54.5	11.3	23.1	15.3	1		1,428	15.3

三、職業補導

(一) 職業補導所

職業補導は、産業界の要求する技能者を養成するため、労働力の需要供給の状況に應じて必要な職業補導種目について行うもので、本道内に十一箇所の補導所を設置してある。その種目は建築・木工・機械・自動車修理・内燃機関板金・熔接・印刷・製本・電気・タイプライター・水産加工・採炭の十二種目で、補導定員数は九百五名、補導期間は四箇月乃至一年とし、職業安定法制定以来の修了者は約三千四百五十名に達し、その八割を就職させ、二割は自営している。

(二) T・W・I

T・W・Iとは監督者訓練の一方式で工場、事業場内部の訓練で、就業時間中、職場の第一線監督者に對し、その監督能力を發揮活用させ、労働力の能率化と、生産力の擴大を圖り、經濟界の發達に資せんとするもので、二十六年九月まで、道内に於て實施した事業場は二十八箇所で、之に依り訓練を受けた監督者は三千二百七十二名に上つていゝる。現在この實施を希望する事業場は九十箇所で今後益々普及される傾向にある。

(三) 内職の斡旋相談所

失業者中、直ちに就職困難な人や、主たる職業のみでは生活困難な世帯の人々に内職を斡旋して生活の安定を圖らせるため札幌・函館に内職斡旋所を設置し、二十五年四月より二十六年九月末までに希望者一萬七百九十六名あつたが、斡旋したものは六千三百三十三名で、この内纏まつたものは五千四百五十六名である。將來更に充實を圖る豫定である。

(四) 共同作業所

職業補導所と並んで共同作業所がある。之は地方産業及び家内工業を誘發させると共に、失業救済の一環として設置した工場施設で道内に四十二箇所ある。縫製・印刷・木材乾燥・農水産罐詰・セメント・羊毛加工等二十種目に及び之に交付した施設補助金は四千六百三十萬七千圓に達し、貸金は二千八百四十五萬圓である。

四、住宅事情

本道に於ける住宅不足の現象は、戦後にわかに出現したものでなく、第一次世界大戦後浸潤的に存在したものであつた。この対策として、組合の互助組織に依り、中産階級以下の人達に住宅を取得させる目的で、住宅組合法が制定され、住宅資金貸付規定の公布と共に、北海道地方費を通じ、大藏省預金部より低利資金融通の途を開き、全道に小住宅建設を勸奨して來たので、比較的表面化されなかつたのである。併し諸種の事情により戦後は急激に悪化し、一住宅内に二世帯も三世帯も復合して居住するというような異常かつ過密な居住が通常化し、これが固定化しようとする傾向すら見受けられる。また當然改築或は修繕すべき老朽家屋に居住する者、遠距離通勤をしている者、結婚したいが家のない者、立退き請求を受けている者等の住宅を求める幾多の人々、更に闇家賃、権利金、敷金等の不當な要求の横行、その他住宅紛糾等眞に暗澹たる社會問題を現出している。

昭和二十三年八月一日に行なわれた住宅調査によつて住宅事情の一端を示すと次の如くである。

常住人口世帯數並びに住宅調 (昭和二十三年八月一日調)

區分	人口數	普通世帯數	住宅總數	所有關係別		
				持家	借家	給與住宅
實數	2,011,040	700,040	1,310,999	1,041,100	269,899	159,799
百分比			100.00%	51.78%	13.43%	7.94%

住宅居住者と非住宅居住者の割合 (同右)(%)

區分	住宅居住者		住宅以外居住者	
	總數	一人世帯	寄宿舍、下宿等の世帯	假小屋、非住宅
世帯	96,566	3,522	93,044	1,773
人員	97,366	3,670	1,110	1,773

いうまでもなく、住宅の不足は、獨り本道のみでなく、政府はその対策として昭和二十一年より計畫住宅、即ち國庫補助による庶民住宅・炭礦住宅・入植者及引揚者住宅の建設を行つて來たが、更に二十五年に住宅金融公庫法を制定して住宅建設資金貸付の途を開き、又二十六年八月に公營住宅法が制定を見るに至り、住宅問題に對する國の政策も漸く軌道に乗つて來た。

かくして本道においては住宅建設の促進は勿論、既存住宅の維持保全を強化し、耐用年限の延長と防火防寒の改修策を奨励しているが、なお之等住宅不足の解決と共に、寒冷多雪な氣象條件に適應した住宅様式の確立という問題も是非とも解決の必要があり、今後は本道開發計畫と關連し、計畫的施策により、その解決が強く要望されている。

今、参考までに住宅不足の推定と、住宅建設の狀況を示せば次の通りである。

住宅不足の推定 (昭和二十六年三月末現在)

區別	要因別	北海道	全國	北海道 全國
要 摘	1 終戦時の不足 イ、戦災による喪失 ロ、疎開取壊による喪失 ハ、戦時中の供給不足	五四、五二戸 六、一六六 一〇、三三三	三、八三〇、〇〇〇戸 二、一〇〇、〇〇〇 五五、〇〇〇	一、四三 〇・二九 一・八八
	2 戦災死による需要減	三六、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	三・三三
	3 終戦後現在までの需要 ニ、人口世帯の増加による需要増 ホ、災害による喪失 ヘ、自然腐朽による減耗	一〇二、九〇〇 一七、〇〇〇 一三、〇〇〇 三三、五〇〇	二、九三三、五〇〇 二、一〇〇、〇〇〇 三六三、五〇〇 四五〇、〇〇〇	六・九三 七・九五 三・四九 五・〇〇
	4 (1)と(2)の差に(3)を加える	二五七、四三二	六、四六三、五〇〇	三・九八
供給	5 戦後の建設	一三三、九五四	二、五九〇、四六二	四・七九
差引不足	6 (4)と(5)の差	一三三、四六七	三、八六八、八八〇	三・四五

終戦後の住宅建設戸数

年次	公營住宅	公庫住宅	復金、彌資による重要産業住宅	開拓者住宅	引揚者住宅	民間自力建設(給與住宅も含む)	計
昭和二〇	一	一	一	三、一四六	一	一	三、一四六
一一	一、三三六	一	五三三	二、九二一	二、八七〇	九八三	八、五二二
一二	一、三六八	一	一〇、一一四	四、三三三	三、八六一	二二、九九九	四一、六四三
一三	八、〇〇〇	一	三三、三三五	四、〇一四	四、四〇〇	一九、七六三	四二、一四六
一四	一、〇四六	一	一	三、六一九	一、七五七	九、八五九	一六、二六一
一五	一、三九九	一	一	二、九〇〇	八二五	六、四四四	一一、二七七
計	五、六九九	七九	三三、八七〇	二〇、九一一	三、六七七	五九、〇七六	一一三、九四三

註 公營住宅の内二十三年度以前は既在建築物の轉用及餘裕住宅の利用戸数を含む。

五、其他社會事情

(一) 一般保護

(イ) 生活保護

終戦後社會經濟情勢の混亂により戦災者、引揚者、失業者等の保護を要する者が急激に増加し、昭和二十一年には新たに生活保護法が制定されて従來の救護制度とされた救護法、母子保護法、醫療保護法等を吸収一元化した。二十五年に至り全面的改正が行われ、更に二十六年十月より實施機關の變更等があつて現在に至つては、その間に對する法の趣旨普及を圖る外、市町村を指導し、濫救漏救を防止して適正な運用を期している。

二十一年以後の實施狀況は次の通りである。

生活保護實施狀況 (金額單位 千圓)

年次	昭和二一		二二		二三		二四		二五	
	金	人	金	人	金	人	金	人	金	人
生活扶助	117,000	1,000	26,000	1,000	331,000	1,000	186,000	1,000	496,000	1,000
醫療扶助	14,000	1,000	4,000	1,000	127,000	1,000	73,000	1,000	344,000	1,000
助産扶助	2	0	0	0	114	1	156	1	189	1
生業扶助	11,000	1,000	11,000	1,000	3,400	1,000	5,470	1,000	1,690	1,000
葬祭扶助	600	110	1,400	110	1,400	70	70	1,300	1,300	1,300
保護施設費	3,000	600	1,000	1,000	6,000	1,000	1,500	1,000	10,000	1,000
合計	166,000	3,600	348,400	3,000	466,800	3,000	320,670	3,000	600,850	3,000

註 二十五年の人員は目下調査中である。

(四) 身體障害者の福祉

戰爭災害その他不慮の事故のため傷痍又は疾病に罹り、現に身體的欠陥を有する者は道内に約二萬人と推定されるが、その援護對策として二十五年四月身體障害者福祉法が施行され、之に伴い道及び支廳に二十名の身體障害者福祉

司を配置し、法對象者の一齊調査及巡回診療、職業更生相談等を行い、補裝具を交付する等、之が更正援護に遺漏なきを期しているが、更に近く身體障害者更正相談所及び指導所を設置する計畫である。

二十七年一月調査の障害者の種類別統計は次の通りである。

全育	視覚障害		聴覚障害		言語障害		肢體不自由		合計
	弱視	計	全聾	難聴	不能	困難	上肢	下肢	
一、八八三	一、四七七	三、三七〇	一、七七七	七九	二、四六六	五二	三三	八八	三、〇九五
計									二、〇九七
									一一、九〇二
									一九、五五六

(イ) 引揚援護

昭和二十年八月に行われた樺太の緊急疎開と、翌二十一年以降海外各地區よりの正式引揚により本道の引揚者定着數に十九萬九百三十六世帯、四十七萬五千二百二十三人(一般邦人一、二、三、九六世帯、三八〇、五一三人、復員軍人軍屬七八、五四〇世帯九一、〇一〇人)に達した。之に對し道及び市町村に於ては受入本部を設置し、その體勢を整備して受入に當ると共に、住宅施設の提供、應急家財、寢具薪炭費等、生活必需物資の配給、更正資金、生業資金の貸出し、職業生業の斡旋、更に道民の心からなる同胞受を結集し、物心兩面に亘る諸般の援護措置を講じて來たのであるが、特に住宅については全額乃至八割の國庫補助を得て二十一年以降既存建物の補修改造或は新築等により二十六年末までに一萬四千七百五十七戸を設置し、その收容に充て、いる次第である。

(ニ) 小作調停

第十四章 社會事情

本道農家の一戸當耕作面積は府縣に比して廣大であり小作料も低率であつたため、農家經濟は概して潤活で、大正十三年小作調停法施行以前は小作爭議として見るべきものがなかつたが、社會情勢の變遷と昭和初頭の財界の不況は著しい刺戟を與え、且つ本道は不在地主の所有する土地面積が廣大であり、その小作も亦多數であつたので、本道獨特の小作事情に依り地主と小作の抗爭が頻出し、昭和四年以來特にその數を増した。殊に五年以後は經濟恐慌と冷害凶作頻發のため、農家の疲弊が深刻化するに従い、一層爭議の數を増し内容も變化した。即ち小作地引上を原因とするもので、全數の半に達したが、戦時中は一時激減した。

終戦後海外からの引揚復員に依り、自作地擴張又は歸農者の増加、食糧事情の悪化、農地改革の實施に伴う土地取上紛爭が増加した。即ち終戦前は年間平均八十件位であつたものが二十一年には二千八百五十件、二十二年には三千五百件と未曾有の激發を見たが、二十四年には千百件に減少した。之は農地改革も最盛期を過ぎたのと、一般社會の落着きを取戻した爲と思われる。

一方小作調停の取扱も二十一年の三百二十五件を最高として爾後漸次減少したことは右と同様の理由と見られる。

小作調停

年次	受理件數	關係地主數	關係小作人數	利害關係人數	關係土地面積	結果別件數	
						不成立	成立
昭和二四	七六	八六	七六	二六	二四	二六	二六
二五	七六	七六	二五	二〇	三	二七	二五

一一三	一七	一六七	二〇九	二五	二五三	二四	四六	七	二九	七四
一一二	七三	七五	一〇二	八一	一一三	一一	三四	一	四五	二六

(三) 資金貸付による保護事業

(イ) 生業貸付資金

本道における生活困難者は、終戦後諸種の保護施策の實施に拘らず、近時激増の一路を辿る狀況に鑑み、積極的自立更生の對策として、二十五年生業資金貸付事業を創設し、生活困難者に對し、一世帯一口二萬圓（特に認められた者は三萬圓）期限を五年として貸付して生業に就かしめ、生活保護に於ける被保護世帯への轉落防止に大きな役割をなしている。

生業資金貸付狀況

業種	區別	件數	金額	對象者	
				件數	金額
商業	母子世帯	八八一	一八、六〇、五〇〇		
	傷痍者	二六〇	五、八四五、〇〇〇		
工業	引揚者	一、五四二	三六、六六、〇〇〇		
	その他	八四四	一八、八七、五〇〇		
農業	その他	一八	五九〇、〇〇〇		
	水産業	二九八	七、四八三、〇〇〇		
林産業	その他	一八	五九〇、〇〇〇		
	水産業	二九八	七、四八三、〇〇〇		

生産及び利用事業を一部の組合が實施している程度である。

また、道は生活協同組合の健全な發達を圖るため、二十三組合に對し、總額一千萬圓の短期貸付を實施した。

組合數及組合員 (昭和二十六年九月末現在)

區分	組合數	休業組合	活動組合數	組合員數	一組合平均組合員數	總組合員數
地域組合	六	二六	三	三	七三、九二	三、〇〇〇
職域組合	三	三	一九	三、七七	六六	五、〇〇〇
計	九	二九	二二	八七、五八	九七	三、六〇〇

註 地域組合には連合會(一)を含む。

(七) 舊土人の保護

茲に舊土人と云うのは、本道固有のアイヌ族と、明治八年千島・樺太交換條約により樺太から轉入した樺太アイヌ族と、明治十八年北千島から色丹島に移住させた色丹土人の三種族である。

舊土人の保護は、本道に於てのみ行われる獨特の社會事業で、舊松前藩も既にその撫育に手を染めていた。開拓使時代以後は速かに和人に同化させること、教育を施して文化を高めることを主眼とし、その方法としては漁場を經營させること、土地を與えて農耕に従事させること、製革・製網・養蠶を教ゆる等、百般の施策を講じて生活の安定を圖つたが、稍もすれば放埒に流れ、安逸を貪つて他人に乗ぜられ、生活は容易に改善されず、窮境に陥り易い傾向にあつたので、明治三十二年に舊土人保護法を發布して強力に保護することになつた。併し彼等に唯一の根據地たらしめるために與えた土地も、小額の金額で地上權を設定し、自ら耕作出來ぬ状態に陥り、再び放浪生活を續けるものも少くなかつたので、大正十二年以來、所在市町村長を介させてその整理に當らせ、土人給與地の權利確保に努めて來た。

舊土人は、舊幕時代に於ける爲政者の壓迫から利用時代に移り、更に搾取虐使と幾多の苦難を経て今日の保護時代に入り、農耕と教育が撫育保護の眼目として來たことは開拓使以來少しも變つていない。明治十六年宮内省から舊土人教育のため御下賜金があり、翌十七年文部省からも同趣旨の下賜金があつたので、之を基本として教育費に充當し拓殖計畫では特に國費を以て舊土人特別教育のために二十數校の小學校を建設して初等教育に努めた。斯くして幾多の保護撫育を受けた舊土人も、今日に於ける生活は和人と少しも變らぬ程度に進み、一部の老人を除いては固有の言語すら失つて和人と同化し、何等の差別が無くなつたので、舊土人の爲にする特別教育の學校も廢し、人口調査も多數の混血兒を生じ、區別することが困難となり、又その必要もなくなつたので、昭和十六年を最後として舊土人調査を廢するに至つた。今最後の記録とする同年末の戸口表を掲げて之を偲ぶ一端とする。

(一) 舊土人戸口表 (昭和十六年末)

支廳市	戸數	舊土人の家族數				舊土人以外の家族數	
		男	女	計	男	女	計
渡島	六	一八七	一五	二〇二	三三	一三	四六

支廳市	戸數	舊土人		舊土人以外の者		家族數		に舊土人以外の家	
		男	女	男	女	男	女	男	女
檜山	六六	六六	七九	一四	九三	一六	一五	一	二
後志	一〇九	一〇九	一〇八	一三	一〇三	一	一	一	一
石狩	一〇四	二四六	二五六	一七	二七五	一	一	一	一
空知	七七	九五	九六	一	一〇二	一	一	一	一
上川	二二	二六	二五	一	一〇一	一	一	一	一
留萌	二二	二六	二五	一	一〇一	一	一	一	一
宗谷	二二	二六	二五	一	一〇一	一	一	一	一
網走	二二	二六	二五	一	一〇一	一	一	一	一
根室	二二	二六	二五	一	一〇一	一	一	一	一
釧路	九二	二二九	二二〇	二二	二七二	一	一	一	一
十勝	三三	五五	五五	一	一〇一	一	一	一	一
日高	一、四〇八	二、八五七	三、一〇三	二七	三、三〇一	一	一	一	一
釧路	三三	五五	五五	一	一〇一	一	一	一	一
十勝	三三	五五	五五	一	一〇一	一	一	一	一
日高	一、四〇八	二、八五七	三、一〇三	二七	三、三〇一	一	一	一	一
釧路	三三	五五	五五	一	一〇一	一	一	一	一
室蘭	九六	二二〇	二〇一	二二	二四二	一	一	一	一
旭川	七五	一六一	一七三	二	一七五	一	一	一	一
帯広	四〇	六九	八九	二	九一	一	一	一	一
釧路市	七七	一七四	一〇一	二	一七六	一	一	一	一
計	三、五三四	七、七五五	七、七四四	四八	八、〇〇三	八、一三六	一六、三三九	三、五四	三、四三

(二) 職業別舊土人戸口

業態	戸數	人口	業態	戸數	人口
農業	八〇六	三、六四三	漁業	五九	三、〇三三
自作	四二〇	一、九九六	工業	四二	一九一
小作	三六	一、三六二	商業	三三	一六二
自作兼小作	三六	一、三六二	其他業	三三	一六二
自働者	八四	三、一五六	計	三、五四	一六、三三九
計	二、三六八	一〇、四七六	其他業	三三	一六二

(三) 舊土人戸口累年表 (抜萃)

年次	戸數	人口	出生	死亡	比	
					一戸當人口	人口百に對し出生對人口百に對し死亡に
明治四二	四、三八五	一七、八五六	六〇一	四七三	四・〇七	三・三七
大正一二	三、五五九	一五、三七三	六三三	五五六	四・二一	三・九一
昭和一一	三、五七七	一五、二四七	五五八	五五〇	四・一三	三・六六
五	三、四八八	一五、八〇三	六四〇	五一一	四・五三	三・三三

年次	戸數	人口	出生	死亡	比	
					一戸當人口	人口百に對し出生
昭和 一〇	三、六七八	一六、三九九	六二五	四八〇	四・四	二・九五
一五	三、六七六	一六、一七〇	六四九	四八九	四・四〇	三・〇二
一六	三、五三四	一五、九九六	六七四	四七一	四・五三	二・九四

註 1. 昭和十七年以後は舊土人を區別した人口調査は廢された。
 2. 人口は舊土人の家に在る舊土人以外のものを控除し、舊土人以外の家に在る舊土人を加えたものであるが、後者については全數を調査し得たとは云い難い。

第十五章 保健及體育

一、一般保健

(一) 衛生行政の沿革

本道の衛生行政は他府縣と同様に永く警察部衛生課が主管していたが、昭和十七年十一月衛生課は内政部に移管され、二十一年六月更に教育民生部に移管されたが、同年十一月地方自治法により始めて衛生部が誕生し、五課を以て新發足したのである。その後次第に發展する衛生行政に對應し、二十四年七月にはその機構の改革を行い、防疫課公衆衛生課を廢して保健指導課・環境衛生課を設け、既設の醫務課・豫防課・藥務課と合せ、五課により運営し、その重點を指導行政においている。

(二) 醫療施設

昭和二十六年末現在の特殊病院を除く病院數は二百三十八で、これを經營主體別に見れば次の通りである。

區分	病院數	病床數	區分	病院數	病床數
國立(含官立)	二二	二、四八	國民健康保險組合立	二六	四六四
道立	一〇	七六	厚生連合會立	二二	六七
市町村立	三三	二、八八	私立計	一四一	五、四四七
日本赤十字社立	一〇	一、〇七九	私立診療所	一三六	一、四三三
社會事業協會立	七	六四三		一、四三三	四、〇一四

道立病院は二十三年八月、日本醫療團から七病院の移管を受けて開設したものに始まるが、その設備極めて不完全であつたので、之を整備擴充して實績の向上に努めている。現在經營上特に隘路となつてゐる點は、固定醫師の不足で、院長を除く外は殆ど北海道大學及び札幌醫科大學教室から應援を得てゐる實情にあるので、施設の充實と各科の固定醫師の配置に意を注いでいる。この外二十七年には羽幌町に床五十の病院を開設することに計畫中であるが、現在の病院所在地は次の通りである。

病院名	床數	所在地	病院名	床數	所在地
道立小樽病院	七	小樽市稻穂町	道立増毛病院	二〇	増毛郡増毛町
" 靜内病院	七	靜内郡靜内町	" 紋別病院	四	紋別郡紋別町
" 千歳病院	五〇	千歳郡千歳町	" 江差病院	八〇	江差郡江差町
" 壽都病院	二〇	壽都郡壽都町	" 鬼脇病院	三	利尻郡鬼脇町

この外、無醫村（無醫部落）を對象とする道立診療所がある。之はその土地の人口・産業・交通等を総合した重點順位により開設し、現在三十五箇所にある。所在住民の醫療文化の向上、經濟生活に重要な役割を果していることは勿論で、開設の要領は、施設建造物は地元町村の現物寄附とし、醫療器具・什器の整備・運営は道費負擔に依ることとし、定員は醫師一、看護婦一、事務員一、計三人としている。最近は衛生思想の普及により診療所設置を希望する町村が増加しており、今後之が擴充を圖ると共に獨立採算可能なものは逐次關係市町村に移管し、設置を必要とする

他の町村に新設する方針である。

無醫村對策。二十七年三月末の本道に於ける無醫村は三箇所、内二箇所は都市に隣接して醫療の不便はない。然し他府縣に見られない現象として、人口五百人以上を有する無醫部落は、百四十二の多きに及んでいる。この對策として二十三年に無醫村解消四箇年計畫を樹立し、二十六年までに道立診療所三十五箇所を設置し、二十七年には更に五箇所を設置するが、二十八年度以降に再計畫を樹立する外、二十六年にはこの對策の一環として七月から十月の間に巡回診療を行つた。之は全道を四地區に分け九十五部落、人口約八萬五千を對象としたもので、四班の診療班を派遣し、診療は勿論、衛生思想の啓發、衛生行政資料の蒐集に大きな實績を擧げた。

(三) 保健所

保健所は十九年に於て從來の保健所、廳立の健康相談所、簡易保險健康相談所を統合して三十箇所を開設したが、二十一年十一月衛生部の設置と共に、警察部から衛生行政を移管し、次いで二十二年保健所法の改正に依り急激に發展し、二十六年には道立三十九箇所（支所十六箇所）市立三箇所、計四十二箇所となり、地方に於ける保健衛生指導の第一線機關として活動している。

(四) 醫療及看護關係者

(イ) 醫師

二十六年末現在の醫師數は三千百三十名で、この内醫業に従事する者二千五百七十五人、醫業以外の保健衛生の機務に従事する者五百十七人、醫業及び保健衛生に従事せぬ者三十八人である。醫業に従事する醫師は病院と同様都市

に居住する者約半数で、同年の常住人口に對比すれば、醫師一人當り人口は千三百九十七人、面積は一人當り二十五・六平方杆の擔當となり、全國平均の約六倍となる。人口稀薄な本道として止むを得ない事情であるが、開拓醫の設置巡回診療班の派遣、施設の整備擴充に依り充實を期する要がある。

(ウ) 齒科醫師其の他

二十六年末の齒科醫師は千五十七人で、うち醫業以外の保健衛生に従事する者その他四十六人を除き醫業に従事する者千十一人、一人當り人口は四千六十四人である。

あんま師は二千六百七十二人、はり師千九百三十六人、きゆう師千八百十二人、柔道整復師二百八十八人、又醫業類似行爲者(治療師)は千四十九人である。

(イ) 保 健 婦

二十七年一月末現在數千三百九十六人のうち、現に保健婦業務に従事している者は八百十九人で、一人當り對象人口は五千二百五十人となつてゐる。道民の充分な健康管理をするには都市一萬人、郡部千人に對して保健婦一人を理想とするので、本道の保健婦は三千百六十四人を必要とし、郡部に活躍する保健婦は尙二千三百四十五人を不足とする現狀である。

(ニ) 助 産 婦

二十七年一月末現在數は二千八百九十七人で、二十六年中出生數十三萬九千七百六十人に對比すれば、一人當り取扱數は平均四十八人となり、地域的に過不足はあるが全般的には稍々適正な數字と考えられるので、特に憂慮すべき

状態は起らないと思われる。

(ホ) 看 護 婦

二十七年一月末現在數は五千三百九十人であるが、醫療法施行規則に定める看護婦の法定數(概數)は病院の患者數より見て約四千五百人、診療所一箇所平均二人と見て約二千八百人、合計七千五百人を要するので二千人以上の不足となる。

(ハ) 養 成 所

二十六年末現在の指定養成所數及び同年中の卒業者數は次の通りである。

區 別	養成所數	卒業者數	上の外檢 定試驗合格者		計	區 別	養成所數	卒業者數	上の外檢 定試驗合格者		計
			甲種	乙種					甲種	乙種	
保 健 婦	一	二〇	一〇九	三七五	四八四	看 護 婦	七六	三七九	一、七二三	二、一〇二	
助 産 婦	五	六六	二九	四四三	四七二	看 護 婦	七六	三七九	一、七二三	二、一〇二	

新制度に依る看護婦養成所は、甲種は二十五年七月、乙種は二十六年九月までに全部審査を終了し認可指定を受けた。甲種の定員五百十人、乙種の定員八百十人から推算すれば、一年の卒業者は五百七十人である。從來檢定試験が行われ相當數の合格者を出したが、二十六年八月からこの制度が廢止されるため、同年は檢定試験最後の年として多數の受験者があつたが、今後は養成所卒業者のみとなり、毎年全數の七〇%程度を充足し得るに過ぎぬから、養成人員の増加を圖らねばならぬ現狀にある。

(b) 榮養士

醫療並びに看護關係者の外、道民の榮養向上に活躍している榮養士は、二十五年末現在二百八十一人で配置狀況は次の通りである。

計	區分		保健所	病院	學校	工場 事業場	食糧 研究所	團體	其他	計
	女	男								
二六	二四	四	三〇	一	一四	四	八	一〇	一七	二六
二四	二二	二	三	三	一四	三	七	一〇	一四	二六
四	七	一	一	一	一	一	一	一	六	二〇

(五) 傳染病

本道の各種傳染病は終戦後逐次減少の一途にあつたが、二十五年に至り急激な多發を見たのは、赤痢・發疹チフスで、赤痢は眞症千十一名（内死亡四九名）發疹チフス百十七名（内死亡三名）である。二十六年に入つて發疹チフスの發生はないが、赤痢は一月以降月を逐うて増加し、前年同期に比し二・五倍となつた。主なる傳染病についての現況は次の通りである。

(1) 赤痢 二十五年に多發を見た本病は二十六年に入り六月末までに眞症患者六百六十一名（内死亡三七名）を算え漸次増加の傾向にある。このため四月以降豫防対策として、その流行の原因と思われる潜在保菌の早期發見に重點を置いて實施する外、環境衛生の改善指導、食品取扱業者の監督指導を強化し萬全を期している。

(2) 發疹チフス 二十五年四月以降、函館市とその近郊町村及び羊蹄山麓町村に爆發的發生に伴い、他地區への蔓延防止に努めたが、函館地區は六市町村、羊蹄山麓は五界村の廣範な區域に流行し漸く終熄した。本年も流行季を迎え再度多發のおそれがあるので、之等市町村と練務務者、鑛山、工場地區、交通關係者、浮浪者等を對象として豫防接種、D・D・T撒布による虱驅除を昨年十一月から本年四月までの間に概ね四十萬人に實施し、流行を未然に防止した。

(3) 傳染病院、隔離病舎 現在使用可能のものは九十六市町村、千五百八十三床で修理を要するもの二十八市町村、四百二十三床である。新設を要するものは百五十四町村、二千三百四十九床に上つている。之に對し厚生省では二十五年より傳染病院、隔離病舎整備五箇年計畫を樹立し、本事業の推進を圖つてゐるが、本道でも之に呼應して緊急その整備に努めてゐる。二十六年には公共事業費の補助額も増額され、百九十五床の割當を得たので、これを十三市町村に建設することに決定した。なお修理についても豫算の範圍内で十市町村を豫定している。

年次	赤痢	腸チフス	パラチフス	發疹チフス	痘瘡	猩紅熱	チフスリヤ	流腦	日本腦炎
昭和二六	一、〇〇九	一、四四	八六	二一七	一	一、四四	四九四	五九	一
二五	一、一五九	一、七六	一〇七	二一七	一	一、三四	六七五	七二	一
二四	一、一〇一	一、九	六	一一	一	一	八四五	二四	一
	四七六	一八七	八二	一一	一	四〇〇	一一三	四九	一
	八八	三三	五	一	一	七	三三	四	一

年次	赤痢	腸チフス	バラチフス	チ發チフス疹	痘瘡	猩紅熱	ジフテリア	流腦	日本腦炎
昭和二三	九七〇	三九六	一三三	一五	一九	四九三	一、〇〇一	一八五	三三
二二	一、〇三七	七三〇	三三九	二四	六四	三九九	二、三三九	三七三	一一
二一	三、七六八	二、六六七	九七	二、四八〇	二、三三二	一六〇	四、三三六	九三	一一
二〇	一、〇五五	四、四九四	一、五八四	一、六六九	三九〇	三九	五、七九二	一、四五二	一一

註 1. 二十六年は九月末までの數字である。
2. 數字の右側は患者數、左側は死亡數である。

(c) 結核 本道は日本に於て有数の結核淫侵地であり、その死亡率は昭和五年までは全國平均以下であつたが以後増加して十九年には實に萬對三〇・六人の最高を示した。以後急減したが、尙府縣と比較すれば依然として全國第一位の死亡率を示している。即ち死亡者は年間約一萬人、新患者の發生は年間四千人を數え、推定患者數は約十萬人に達する。この原因としては、本道は結核に對しての處女地であること。冬期間が長いと云う氣候條件が不利なこと。醫療機關が乏しいこと。文化程度が低いこと。住民の衛生智識が乏しいこと等が考えられるが、開發の進展に伴つて増加の趨勢に轉ずる危険性が多分にあると見るべきである。

年次	發生數	死亡數	同上人口對比	年次	發生數	死亡數	同上人口對比
昭和二五	三六、六九	八、九四七	二〇九	昭和二三	二九、五〇二	九、八四〇	二四・五
二四	三四、九五四	一〇、二六四	二四・六				

この重要性に鑑み、結核死亡數の半減を目的として昭和二十四年に北海道結核撲滅五箇年計畫を樹立し強力な活動を開始した。現在までの施策は次の通りである。

1. 結核未感染者對策 B・C・G接種の徹底は、本計畫目標達成の主動的役割を占めるものであるが、現在保健所、工場、事業場等の能力、一般醫師の技術的能力或は協力の程度から見て一〇〇%完遂は不可能と斷ぜざるを得ない。實施成績は左表の通りであるが、二十四年度はB・C・Gの生産不足、氣候上止むを得ざる行動期間の短縮、その他に災いされて實施出來ず、計畫に大きな齟齬を來したが、二十六年には結核豫防法の改正により畫期的な進歩を見ると豫想している。

豫防接種實施狀況

二十四年	一一二、八九六人
二十五年	四〇〇、七二〇
二十六年	四七〇、五三〇
	豫定人員

2. 患者對策 集團檢診による患者の早期發見については工場・事業場自體が實施し得るものは概ね全従業員の

八十%で、これ以外の従業員・一般住民・學校生徒・官公吏等に對しては保健所が主體となつて實施している。集團檢診が不振である原因は地域が廣範なこと、電灯設備の不完全、X線撮影後の結果通知、即ち後處置が甚だしく遅延した爲である。現在は可能な限り撮影即時に現像診斷し直ちに指導している。特に二十六年は小容量の電灯地域に於ても撮影可能なX線装置を配し、新結核豫防法に基き目標達成に努力している。

患者は全員療養所に收容することが望ましいが、現在本道の結核病床数は（國立・道立・公立五〇床以上を含めて）三千七百八十床である。國では二十六年度より四箇年計畫に依り結核病床十九萬床を目ざし、二十六年には一萬五千床の確保を期待しているので、道もこの方針に沿ひ同年中千二百八十三床の増床を計り患者の收容に萬全を期するものである。道の計畫は左表の通りである。

人口	推定患者數	推定死亡數	推定病床必要數	現在數	不足數	増床豫定				
						廿六年	廿七年	廿八年	廿九年	計
四、一八六	一四九、九六五	九、九六六	二二、九六六	五、四四四	七、一五二	一、八〇五	二、九一九	一、七七〇	一、七七三	八、二七七

治療面では外科的療法、醫藥療法の普及を圖り、在宅患者については保健婦の訪問指導を實施して目的達成に努力している。

(六) う 齒 昭和二十三年保健所法により、口腔衛生業務が開始されて以來、旭川・室蘭・八雲・俱知安・深川・北見・帯廣の七保健所に齒科を設置し、う齒及び齒槽濃漏の豫防と口腔衛生指導及び適正齒科醫療の普及に努めてい

る。二十六年には更に夕張・釧路・岩見澤・留萌・稚内の保健所に同様業務を開始する豫定である。之等の豫防業務を實施するため齒科衛生士法が公布されており、厚生省に於ては全國六箇所に齒科衛生士養成所を設置して、その養成に努めて來たが、二十六年には新たに本道に一箇所を増置されることになつた。

(七) 性 病 終戦後の社會混亂に乗じ、性病患者が著しく増加した。昭和二十三年九月性病豫防法が公布されてから道に於てもその豫防と撲滅について強力に推進している。二十五年四月から二十六年三月までの届出患者數は次の通りである。

總數	梅毒	淋病	軟性下疳	第四性病
一九、六七二	六、八三五	一一、二五四	七二	三

(八) 精神衛生 精神病については、これまで他の衛生施策に比し、殆ど放置されていたが、昭和二十五年五月從來の精神病患者監護法及び精神病院法に代り、精神衛生法が公布され、道としては積極的にこの施策の推進を圖ることとなり、精神障害者の實態調査を行つてゐるが、未だ詳細な調査資料が完成するに至らない。大體の豫想數は左の通りである。

精神病質 (性格異狀)	精神薄弱	精神分裂病	てんかん	進行麻痺 (梅毒性)	そうつ病	その他	計
一五、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	一七、八〇〇

(ウ) 優生保護 優生上の見地から、不良なる子孫の出生を防止し、母性の健康保護のために、適正な優生手術及び人工妊娠中絶を實施しており、毎年その数は倍加して激増しているが、昭和二十五年一年間に行つた優生手術と人工妊娠中絶の實施狀況は次の通りである。

- 一、優生手術(任意) 一、四五〇件
- 二、〃 (強制) 五二
- 三、人工妊娠中絶(任意) 三、五七四
- 四、〃 (申請) 二五、七五四

註 昭和二十四年に比して二・八倍の増加である。

(ハ) 衛生統計 衛生行政の基盤である資料を得るため、各種の衛生統計を取纏め、關係方面に通報して來たが、二十五年の人口動態を掲げれば左の通りである。

- 一、出生 一四八、三三六
- 二、死亡 四二、九九五
- 三、死産 一一、四三九
- 四、婚姻 四〇、一三五
- 五、離婚 四、一三七

乳兒の死亡数は二十四年に比して二、二〇三名の減となつてゐる。

(ニ) 環境衛生

(イ) 食品衛生

食品衛生法が昭和二十五年大幅に改正され、從來警察で行つた取締行政から、指導を主眼とした科學的行政となり一段と強化され、食品營業施設の最低基準の保持と、飲食に基因する衛生上の危害の發生を防止し、公衆衛生の向上増進を圖るため、食品衛生監視員七十名を全道保健所に配置して萬全の措置を講じている。

飲食店營業許可等の行政處分權を保健所長に委任し、業務の圓滑と迅速な處理を圖つてゐる。
なお、營業店舗の衛生狀態探點制度實施に伴う業種別狀況は次の通りである。

食品衛生施設及びその衛生狀況

營業種別	營業者數	衛生狀況				
		秀	優	良	可	不可
飲食店	一〇、七六七	一、二五五	一、九三三	二、八〇九	九四四	二六
喫茶店	六五三	九五	一七六	一五六	三四	一
菓子製造業	一、八四四	一〇三	五三四	五九五	二四九	二〇
氷菓子製造業	一一二	一一	三六	三六	一〇四	四八
牛乳處理業	一三九	一八	二七	二九	六	
乳製品又はその類似品の製造業	七九	三	三	四	一	

營業種別	營業者數	衛生狀況				
		秀	優	良	可	不可
集乳業	五五	二	一四	六〇	二	—
食肉販賣業	一、三六	五	一九	三五	三	—
火腿・ソーセージ・ベーコン又は之等類似品製造業	二七	—	一一	六	—	—
魚介類販賣業	三、〇九四	六	二七〇	八三	一九	—
魚介類市場營業	三七四	二	二五	三三	二七	—
魚肉煉製品製造業	三七四	二	三五	三三	一〇	—
魚介類冷凍業	二二	—	三	二	—	—
清涼飲料水又は保存飲料水の製造業	六六	一七	七	五	二	—
氷雪の採取、製造、及び販賣業	二九九	三五	七三	二七	三	—
佃煮製造業	一〇五	一五	三三	三三	—	—
前各號以外の罐、罐詰食品の製造業	一一〇	一八	三五	三五	二	—
その他の營業	四九、七七六	六三	九〇	二、七六	四〇五	七〇

屠場は八十九箇場あり、二十五年には七萬四千六十八頭の屠畜を検査し、安全な食肉を供給している。

(o) 狂犬病 昭和二十五年八月、狂犬豫防法が制定公布され、畜犬の登録（五四、五四一頭）豫防注射を行い併せて野犬掃蕩を實施して狂犬病の豫防に萬全を期している。幸い本道には未だ狂犬病の發生を見ない。

(i) 上下水道 上下水道の衛生管理と地下水汚染等の防止に努め、例年水系傳染病の多發に備え、二十六年九月簡易水道取締條例の制定公布により、炭礦地帯の施設に對して特に實地調査を行い、その改善増設を圖り、鹽素滅菌の實行を指導した。

(ii) 温泉 豊富にある本道の温泉については、天與の産物を人爲的に破壊することのないよう泉源の保護に努め道民保健のため適正な利用を指導している。

(iii) 其他 その他興行場・旅館・公衆浴場・理容師・美容師等多數集合する場所の衛生・クリーニング・墓地埋葬・斃獸處理場等に關する法律により衛生上の見地から適正な認許可及び立入検査を行い、總て科學的な基礎の下に施設の完備と衛生的な取扱を指導し萬全を期している。

清掃及び鼠族・昆虫驅除事業は環境衛生の基本的事業で鼠族・昆虫の驅除は昭和二十二年から實施しているが、二十五年七月傳染病豫防法の一部改正に依り人口一萬三千以下の町村（二〇八町村）は道が實施主體となり、吏員五十六名、雇員百二十一名を全道保健所に配置し、人口一萬三千以上の市町村は自ら衛生班（一班六人編成）を置いて強力に實施し、傳染病を媒介する蚤・虱・蠅・蚊等の驅除對策を講じている。

清掃事業については尿尿・厨芥・塵芥等の處理及び施設の増改善を指導し、衛生的、文化的生活の向上を圖つてい

(iv) 醫藥品對策

醫藥品對策については、まづ無藥局町村の解消を圖るため實情を調査し、農山漁村にも努めて藥局を開業するよう

業者を指導し、他面既存の薬局、醫藥品販賣業者の資質向上、設備の整備を促すため模範薬局の指定、藥劑師の再教育醫藥品販賣業者の講習等を行つた。また保健所の擔當區域單位に藥業組合を設置させる等の措置を講じた結果、違反件数は激減するに至つた。

不良藥品は漸次市場から驅逐されるに至つたが、なお一層藥事監視を勵行し、殊に青少年層をむしばむ覺醒劑の取締は、警察署の協力を得て嚴重に取締を行つたが、密賣等の惡質違反が絶えぬので、今後更に取締を強化する方針である。

次に本道に於て消費される醫藥品は年々莫大な額に上るが、殆んど他府縣から供給を受ける實情にあるので、その自給自足を圖るため、優秀工場の誘致、資本の導入、既存業者の指導育成、未利用資源活用化の研究に力を注いだ。その一環として道立製藥指導研究工場を設置し、差當つて工場の一事業として營利會社のなし得ざる血液銀行及び之に附隨した事業を行へべく企圖し、工場の整備を略完了した。

また、本道には野生の藥用植物が多く、之が活用と輸出品として有望な藥用植物の栽培を獎勵するため、その基礎研究所として苫小牧市に道立藥用植物栽培試験場を設置し、その整備に努力した。

(三) 健康 保險

昭和二年健康保險法が實施せられて以來、數度の改正があり、内容も充實し、適用範圍も擴張されたが、昭和二十三年八月に劃期的な改正があり、保險醫の任意指定、醫療費の單價引上げ、社會保險診療報酬支拂基金の設置等によつて醫療費支拂の迅速を圖つたが、一方一般の經濟的事情により被保險者の利用が激増し、本制度創設以來の活況を

見るに至つた。

昭和二十五年現年度の適用事業所数は七千二百三十に達し、被保險者数は十五萬千七百五十六名で、更に被保險者の扶養者を合すれば四十萬人を超える趨勢にある。本法の醫療の對象となるべき保險醫數(齒科を含む)二千三百一十二名、藥劑師數五十八名、契約に依る官公立病院は百五十四箇所である。なお昭和二十五年現年度の收支の情況は保險料の收入濟額七億五百八十萬圓、支出は保險給付費及診療費を加へ七億七千八百四十六萬圓に達し、その主なるものは療養給付、傷病手當、分娩費、埋葬料、哺育手當金等である。

(四) 船員 保險

海上勤務者たる船員に對する唯一の社會保險制度である。船員保險法は多年要望されたもので、新日本建設の途上にある海運事業の急速な發展に伴い、社會政策的見地から實施を見たもので、其の特色は廢疾年金・養老年金等の長期給付及脫退手當・死亡手當・傷病手當金等の短期給付・失業保險金等である。

昭和二十五年現年度の適用船舶所有者數は二百四十七名、被保險者數三千九百八十名、保險料收納額四千五十萬圓、給付額(診療費を含む)七千六百五十萬圓である。

(五) 厚生 年金

昭和十七年一月から實施され、主として各種生産部門における勞務者(健康保險の適用を受ける事業所で常時五名以上の勞務者を使用するもの)を對象として老後及び廢疾となつた場合の生活の安定、中途退職者に對し暫定的な生活保證を目的としている。之が適用事業所数は二十五年現年度で七千八百六十二、被保險者三十一萬三千名、保險料

收納額七億七千九百萬圓、給付額一億六百七十六萬圓となつてゐる。

(六) 國民健康保險

昭和十三年七月から實施された本制度は、相扶共濟の精神に則り、疾病・負傷・分娩・死亡に對する保險給付を目的とするもので、本道の實情に照し最も緊要な施設と認め、鋭意普及に努めてゐる。

二十五年度に於ける國民健康保險組合は百五であるが、被保險者数は八十五萬五千九百三十名に達してゐる。なお保險料収入額千八百五十萬圓、療養諸費は二千九百四十萬圓である。

外に昭和十四年に北海道國民健康保險組合連合會の設立を見、診療契約の締結、組合保險施設の指導等に活躍したが、二十三年七月法律に依り市町村が之を行うことに改正された。又連合會も北海道國民健康保險團體連合會と改稱して現在に至つてゐる。

二、學校保健

兒童生徒の健康が教育上基本的な問題として考えられ、殊に本道の如き廣地域と人口密度の稀薄な、而かも無醫・無齒科村もあり、又醫師がいても遠隔な場所に居住する人々が多いので、個人の健康は個人自ら保持増進することの必要性が切實である。現在小學校二千九十一校のうち學校醫千九百六十八名、學校齒科醫百四十二名で、一村に唯一名の醫師が村内全學校の校醫で而かも開業醫のため、年一回の身體検査すら完全に實施されない學校もある。

斯のような状態を考慮し、(一)學校保健についての講習會・研究會を開催し、生徒兒童の保健を管理するために必要な智識と技術の向上と、生徒自身が自己の健康を保持増進する習慣態度を習得させる指導内容、方法を研究させている。(二)學校保健のモデルスクールとして小學校三、中學校二を指定し、保健的な學校經營について研究させ、その状況を發表させて効果を擧げてゐる。(三)學校保健の中心的教諭である養護教員は現在二百六十二名で小中高校四千二に對し僅かに六%に過ぎない。特に本道は養護教員の基礎資格である看護婦・保健婦の免許狀所持者が少ないため、容易に養護教員を採用することができないので養護教員養成所を設置し、又現に勤務中の養護教員の資質向上のために研修會を開催してゐる。

教職員、生徒兒童の保健對策及び指導として(一)結核豫防のため毎年教職員の檢診を實施して來たが、二十六年四月から施行された結核豫防法に基き、道費負擔の教職員、道立學校の生徒兒童に對して全面的に實施し、市町村立學校の生徒兒童は市町村長にその實施方を強力に奨めた。又檢診の結果、發見された患者のために洞爺湖温泉町に教員保養所を設置してゐるが、同所は保養所並びに療養所としての施設を併せ設置し、現在二百七十床で立地條件及び施設の完備した點に於て他府縣の保養所を遙かに凌駕してゐる。本道の公立學校教員三萬一千十二名、職員四千二百二十一名合計三萬五千三十三名のうち教員の結核による休職者は五百四十一名を數え、その他要注意者を加えると更に増加する。二十四年度の檢診人員二萬二千四百四名のうち三・一%の異常者を出しており、最低六百床の保養施設が必要である。(二)無齒科醫村の兒童生徒の乳齒拔去、うしよく豫防處置を實施するため巡回診療を實施してゐるが、二十五年度には一萬一千五百六十一人を診療した。又二十四年度から札幌外六市の兒童一萬名に對し弗素塗布を實施した。この事業は全國に於ても先鞭となり、二十六年からは全道の學校齒科が之を實施し、その影響が擴大されつつある。(三)その他の法定傳染病豫防、蛔虫驅除等については流行の都度、或は事前に機會を求めてその豫防方を指導してゐるが、

學校では學校醫・保健所の指導の下に検便を実施し、又豫防注射を実施している。(四)學校保健を向上させる一助として毎年健康優良児童及び健康優良學校を選定表彰しているが、年と共に應募する數が増加し、個人並びに學校の優良度も向上している。

學校保健の向上は、單に學校内だけでは不可能で校醫・齒科醫は勿論、保健所等の醫療施設と學校をとりまく地域社會の理解ある協力と援助を得なければならぬ。このため各學校では、斯る人々の集りによる學校保健委員會を設け、學校施設の保健的改善、學校の行う保健指導等について、あらゆる方面からの指導と助言を受け、學校長が學校保健を遂行するために指針を與えるように積極的な活動をしている。

(一) 學校給食の概要

學校給食は昭和二十二年から開始され、都市町村の學校に普及され、現在八百七十五校、四十二萬一千九百十六人の児童が給食をうけている。その概況を分類すると

(イ) 完全給食 本道十五市の小學校児童二十萬六千三百三十六人が給食を受け、規準量は一人一日蛋白質二十五グラム、六百カロリー以上を與えることになっており、大多數は之に近い。原料の小麥粉はアメリカ寄贈のものである。之等児童のうち生活保護法により給食費の扶助をうけているもの三千百七人、道費市費の補助を受けているもの一萬五千人である。

(ロ) 補食給食 町村の小中學校四百七十校の児童十七萬三千十人と市制地區の小中學校で補食給食を実施しているもの五十八校二萬人である。之等の學校は設備の狀況給食費の負擔額の差に依て基準量は蛋白質十五グラム、百八十カロリーを前後している。このうち生活保護法に依り給食費の扶助を受けているもの三千五百人いる。

(ハ) 夜間學校給食 定時制高等學校に於ては勤勞青年の健康を増進するため關心を持たれているが、施設費や給食費の點で實施體制は充分でない。全定時制校の百六十二校の生徒二萬二千五百七十名はララからの寄贈物資脱脂粉乳の無償配付を受け、生徒は感激して愛飲している。この内パン給食を実施している學校は四十二校六千八百七十名で必要原料、小麥粉・砂糖は道から割當されている。

給食物資の生産については、現在道費千五百萬圓の貸付を受け、罐詰の生産計畫をしている。給食施設については未だ充分でない處もあるが、漸次市町村費や國費の補助によつて改築新築がなされ、専従の炊事員は都市は勿論、町村にも設置され、最近では調理室の衛生と調理の健康管理、児童の衛生指導に留意されている。

給食實施以來児童は非常な親しみをもち、父兄はその内容方法、効果について深い關心をもつている。二十六年七月以降學校給食の財源であつたガリオア資金の打切により講和會議以後の日本の經濟は之に代る財源の見透しが立たないと云ふ理由を以て、大藏省は學校給食の繼續困難を訴えているが、教育的見地から繼續實施を希望する文部省や、P・T・Aの推進運動が政治問題化している。しかし之について政府は何等かの方策を樹て、明年度以降も學校給食を繼續すると考究中である。

三、體 育

戦時及終戦後、國民體位の低下が憂慮され、又特に志氣の頹廢が問題になつている現在、體位の向上と明朗健全な國民精神の昂揚を圖ることは最も喫緊の要務なので、本道に於ては傳統たる強健不屈の開拓精神の振起と半歳に亘り

雪に埋れる自然的條件を克服して、潤達なスポーツ精神と旺盛な體力の推進に努めているが、之を學校體育と社會體育に分け、左にその概要を述べる。

(一) 學校體育

(イ) 概況 民主主義下に於ける各教科の性格に従つて、體育もまた「身體の教育」から「身體を通しての教育」へと變り、體育の場を通しての全人教育としての性格を持つようになつて以來、年を経ると共に振興しつつあることは喜ばしいことである。

中央計畫としての小學校に於ける學習指導要領や、二十六年七月に編纂された中等學校に於ける學習指導要領に基づき、あらゆる惡條件を克服して、本道の地域的特殊性に則つた計畫や指導も漸く軌道にのつたかの感がある。

終戦直後の混迷期を脱した體育が、漸くその指導理念を確立し、より高次な指導理念の樹立と、本道に則した指導研究のために奮闘しているのが現在の學校體育の段階であらう。

(ロ) 學習指導要領の徹底 實際的、合理的に本道の地域的特殊性に立脚した計畫と指導を進めてゆく爲には、先づ文部省から示された指導要領の徹底を圖り、その趣旨を十分に理解する必要があるので、その機會をつくと共に二十六年度当初には「北海道小學校體育指導の手引」を編纂して體育計畫の立案と指導に役立てている。

(ハ) 體育指導者の資質の向上 保健體育擔當の教員は數的にも不足し、無資格が多い現状にある(二十六年三月の調査に依れば中學校に於てはその約三十五%が資格者であるに過ぎない)又、資格者にとつても常に資質の向上に努めることが必要で、講習會や研究集會を計畫實施している。又二十六年度は道教委の重點施策に則つて、特に僻

地にあつて、このような機會に恵まれることの少い體育教員の資質の向上に努めている。

(ニ) 學徒の對外試合について 學校體育に於ける大きな研究課題として残されている對外試合、更にそれに附隨して起る校内試合の問題など未解決のものが多い。

施設や用具などの面から、まだ十分にその趣旨を生かすことは困難であり、社會の批判や學校自體の實情、更には地域の實情により異なるが、大體に於て望ましい方向に進んでいる。これは一般社會の協力、或はその學校地域の人の協力を依てこそ、學徒の對外はより教育的に行われる。

(ホ) 學校保健との提携 「保健體育」と云ふ言葉によつても判るように、體育的效果を十分に擧げるには、保健的な面を等閑視することはできない。斯る觀點から特に綿密な連携の下に企畫運営をし、保健體育の振興に努力している。之は各學校に於ても十分認識し、研究も數多くなされている。

體育觀も確立され、教育の一環としての體育が、十分その目的を達するものも遠いことではあるまい。

(二) 社會體育

全道民が體育を通じて道義心を昂揚し、生活を明朗にすることが可能な様に組織機構・指導方法・施設用具等の整備擴充に努めている。

組織としては、北海道體育協會の改組を要望し、各競技種目團體を以て組織團體とし、この他に參與團體として職域別團體を加え、市町村に支部を置いて社會體育の普及に自主的體勢を整えた。又北海道レクリエーション協會、北海道フォークダンス協會の設立によつて一層その普及發達を期した。